

大口町 こども総合計画

令和7年度～令和11年度



大口町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の対象.....	2
4 計画の期間.....	2
5 SDGsをふまえた計画の推進.....	3
第2章 大口町のこどもを取り巻く現状と課題.....	4
1 統計データからみた人口・世帯や保育等の現状.....	4
（1）人口・世帯の動向.....	4
（2）転入・転出者数.....	7
（3）家族の状況.....	8
（4）婚姻・離婚の状況.....	10
（5）就業状況.....	11
（6）幼稚園・保育園の現状.....	14
2 アンケート調査結果からみた大口町のこども・子育ての状況.....	15
（1）アンケート調査回答者の概要.....	15
（2）母親の就労状況の変化.....	16
（3）子育てをめぐる環境.....	16
（4）子育て全般について.....	19
3 子育て支援関連施策・事業の実施状況からみた現状と課題.....	21
（1）施策の進捗状況評価の総括.....	21
（2）各施策における成果と課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	28
1 基本理念.....	28
2 基本的な視点.....	30
3 基本目標と施策体系.....	32
4 戦略プロジェクト（重点施策項目）.....	35
第4章 推進施策・事業.....	44
基本目標1 こども・若者の権利を守り、希望の持てる次世代を育む.....	44
施策01：こどもの権利や条例の周知.....	44
施策02：こどもの権利を保障するための取組の推進.....	46
施策03：体系的なキャリア教育と若者就労等支援.....	49
施策04：結婚したい・こどもを産みたいに対する支援（次代の親育て支援）.....	51

基本目標2 健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する	53
施策05：妊娠中及び出産・出産後の親への支援	53
施策06：乳幼児期の親子の保健・医療の充実	57
施策07：育児不安に対する相談体制の確保	59
施策08：食育の推進	62
基本目標3 すべての家庭での子育てを支援する	64
施策09：総合的な子育て支援サービスの充実	64
施策10：親と乳幼児のつどいと交流の場づくり	67
施策11：子育て情報の提供	70
施策12：保育の充実	72
施策13：放課後児童対策の充実	75
施策14：多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの促進	77
基本目標4 親と子が共に学び育つ環境づくりを支援する	78
施策15：誰もが学ぶ楽しさを知る幼児教育・学校教育の機会の提供	78
施策16：小中学生等の多様な体験機会の創出と居場所づくり	81
施策17：家庭・地域の子育て力・教育力の向上	86
施策18：こどもが安全で快適に過ごせる環境づくり	88
基本目標5 困難な状況にあるこども・家庭を支援する	92
施策19：不登校・ひきこもり対策の推進	92
施策20：障がいや発達に特性のあるこども、医療的ケア児への支援	93
施策21：児童虐待の防止と対策	97
施策22：こどもの貧困問題への対応	99
施策23：外国にルーツを持つこどもやその家庭の支援	101
施策24：自殺対策の推進	103

第5章 子ども・子育て支援事業計画	104
1 人口推計	104
2 教育・保育提供区域の設定	105
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	105
(1) 幼児期の教育（幼稚園・認定こども園（教育））	105
(2) 幼児期の保育（保育園・認定こども園（保育）・地域型保育事業）	106
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策	109
(1) 延長保育（時間外保育）事業	109
(2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり：預かり保育）	110
(3) 一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外）	111
(4) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	112
(5) 病児保育事業	113

（６）すくすくサポート事業（子育て援助活動支援事業）	114
（７）放課後児童健全育成事業	115
（８）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	120
（９）子育て支援センター事業（利用者支援事業）	121
（10）赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	122
（11）養育支援訪問事業	123
（12）妊婦健康診査	124
（13）幼稚園の給食における実費徴収にかかる補足給付事業	125
（14）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	125
（15）子育て世帯訪問支援事業	126
（16）児童育成支援拠点事業	126
（17）親子関係形成支援事業	127
（18）妊婦等包括相談支援事業	127
（19）産後ケア事業	128
（20）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	129
５ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保	130
６ その他のこども・子育て支援施策	131
（１）産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	131
（２）こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する愛知県が行う施策との連携	131
（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	134

第６章 計画の推進 135

１ 計画の周知	135
２ 庁内連携・協働による施策・事業の的確な推進	135
３ 大口町子ども・子育て会議の開催による計画の進行管理	136

資料編 137

大口町子ども・子育て会議設置条例	137
大口町子ども・子育て会議委員名簿	139
策定経過	140

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、こども基本法が制定され、「こどもまんなか社会」、すなわち、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども政策を総合的に推進することが国では示されてきました。

本町では、平成16年度に「子どもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口」を基本理念とした『大口町次世代育成支援行動計画』、平成26年度には『第1期大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画』、令和2年度には『第2期大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画』を策定し、こどもの育ちと子育て家庭の支援を進めてきました。

新たに『大口町こども総合計画』を策定し、こどもの最善の利益の実現、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしてこども・若者に関連するすべての施策を計画的に進めていきます。

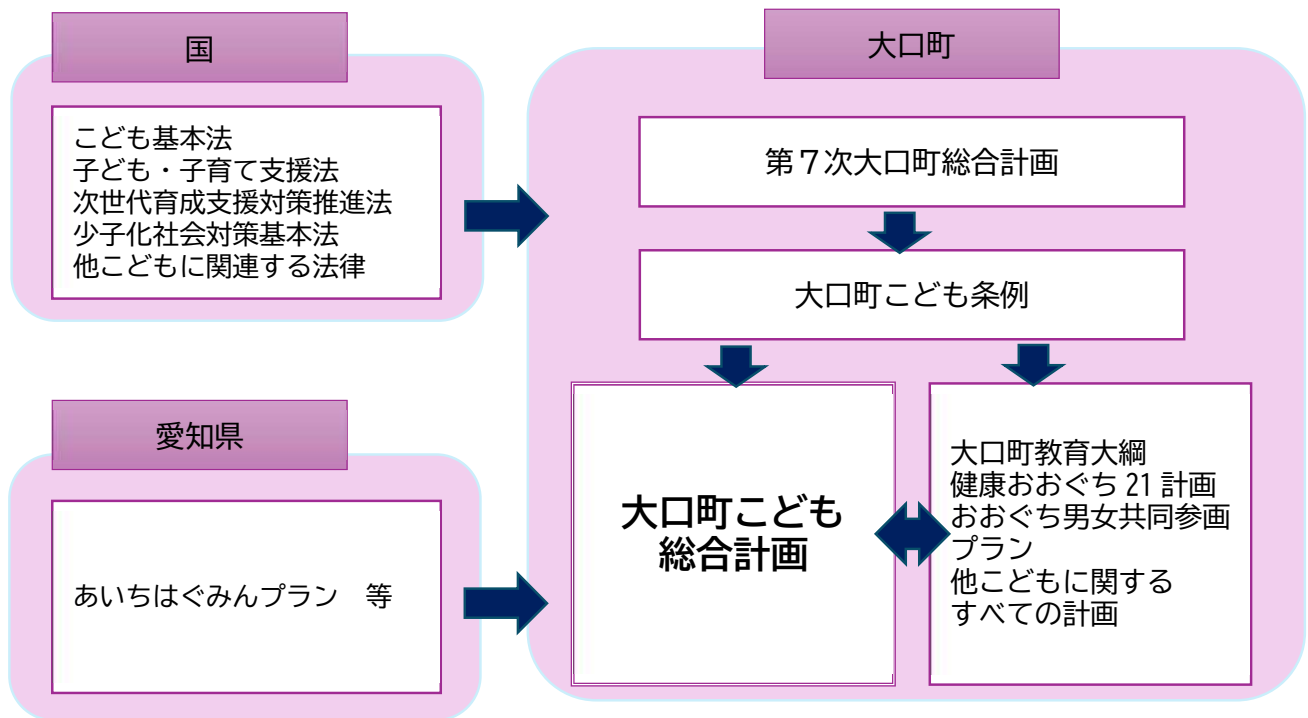
2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条における「市町村こども計画」として策定します。

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第二項に規定されている市町村子ども・若者計画、こどもの貧困対策の推進に関する法律第10条第二項に規定されている市町村計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法第61条に規定されている市町村子ども・子育て支援事業計画、少子化社会対策基本法第7条に基づく取り組む計画と一体のものとして策定します。

また、本町における総合計画をはじめ、大口町こども条例、教育、健康、福祉などの各種こどもに関連する計画と整合を図り、策定するものです。

図表 1 - 1 : 計画の位置付け



3 計画の対象

本計画では、妊娠期を含めた0歳から18歳未満をこども、18歳以上30歳未満の若者を計画の対象とします。

ただし、必要な支援が年齢によって途切れることがないように、年齢に関わらず計画の対象としていきます。

4 計画の期間

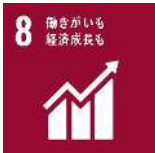
計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
計画期間									
					次期計画期間				

5 SDGs をふまえた計画の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月に国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を実現するために定められた、2030年までの世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を基本理念としています。

本計画を推進するにあたってはSDGsの目標達成に資するよう、意識して取り組みます。

	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		8 働きがいも経済成長も すべての人々にとって、持続的でだれも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 大口町のこどもを取り巻く現状と課題

1 統計データからみた人口・世帯や保育等の現状

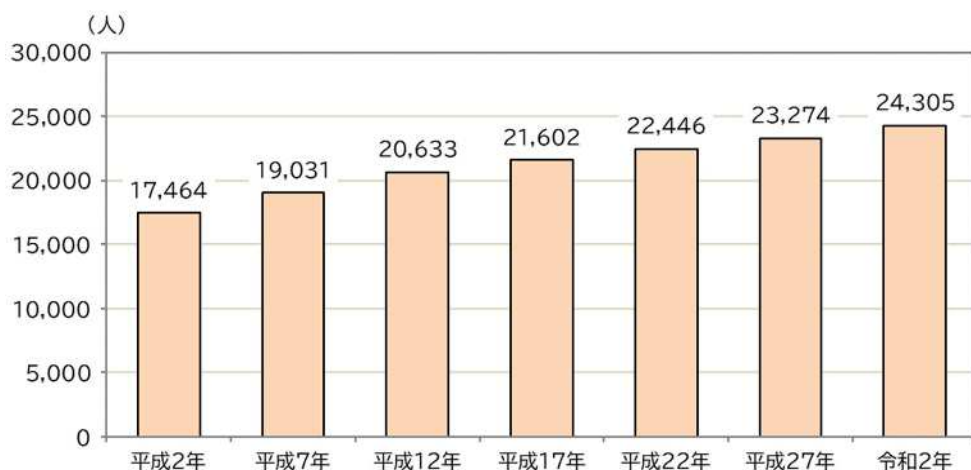
(1) 人口・世帯の動向

本町の人口は、平成2年から令和2年まで増加し続けており、平成2年から約7,000人増えています。世帯数をみると、平成2年の5,045世帯から令和2年の9,150世帯まで、約4,000世帯が増えています。一方で、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成22年以降3.0人を下回っています。

人口が増えている一方で、年齢3区分別人口を見てみると、65歳以上の人口は平成2年から令和2年にかけて大きく増加し、平成27年には総人口の2割を超えています。0～17歳の児童人口比をみると、緩やかな減少傾向にあり、少子化・高齢化が進んでいます。

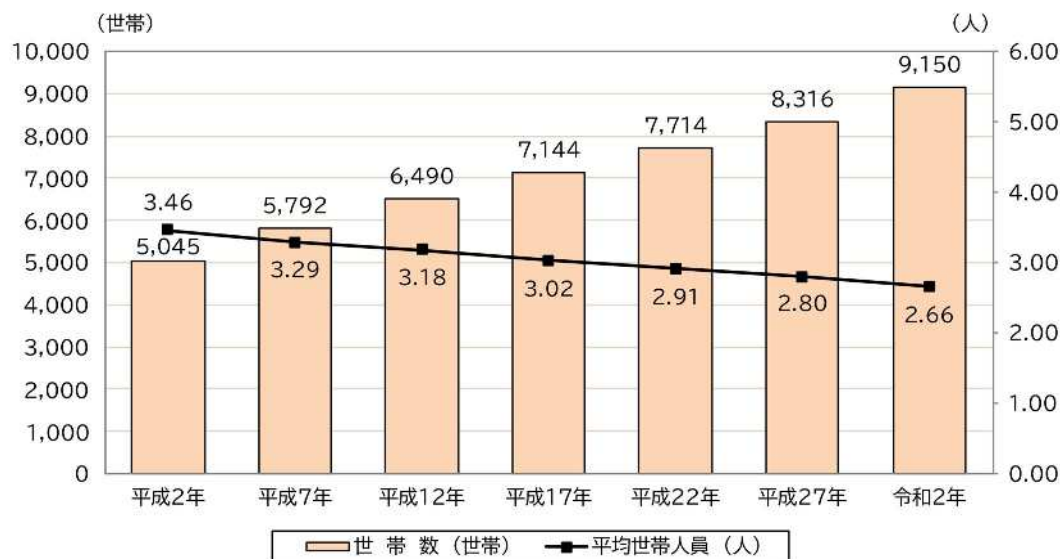
本町における年間の出生数及び出生率は、平成25年から令和元年（平成31年）まで、増減を繰り返していましたが、令和元年（平成31年）以降減少し続けています。ただし出生率は、平成26年以降、県および全国よりも高い数値で推移しています。

図表2-1：人口の推移



資料：国勢調査

図表2-2：世帯数および平均世帯人員の推移



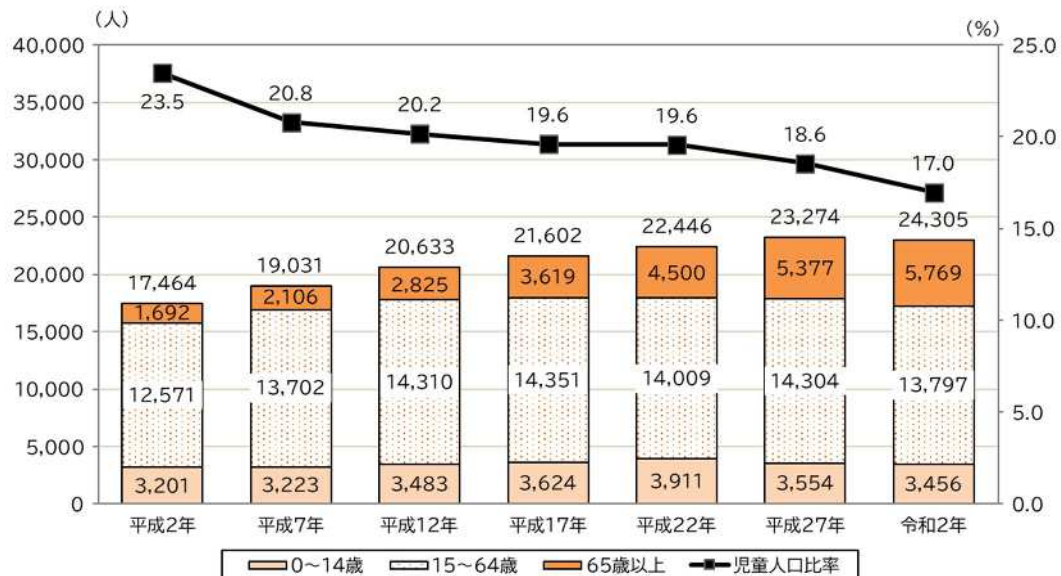
資料：国勢調査

図表 2-3：年齢3区分別人口の推移

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	(人)	17,464	19,031	20,633	21,602	22,446	23,274	24,305
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14 歳 (年少人口)	(人)	3,201	3,223	3,483	3,624	3,911	3,554	3,456
	(%)	18.3	16.9	16.9	16.8	17.4	15.3	14.2
15～64 歳 (生産年齢人口)	(人)	12,571	13,702	14,310	14,351	14,009	14,304	13,797
	(%)	72.0	72.0	69.4	66.4	62.4	61.5	56.8
65 歳以上 (高齢者人口)	(人)	1,692	2,106	2,825	3,619	4,500	5,377	5,769
	(%)	9.7	11.1	13.7	16.8	20.0	23.1	23.7
0～17 歳 (児童人口)	(人)	4,099	3,960	4,162	4,235	4,395	4,320	4,128
	(%)	23.5	20.8	20.2	19.6	19.6	18.6	17.0

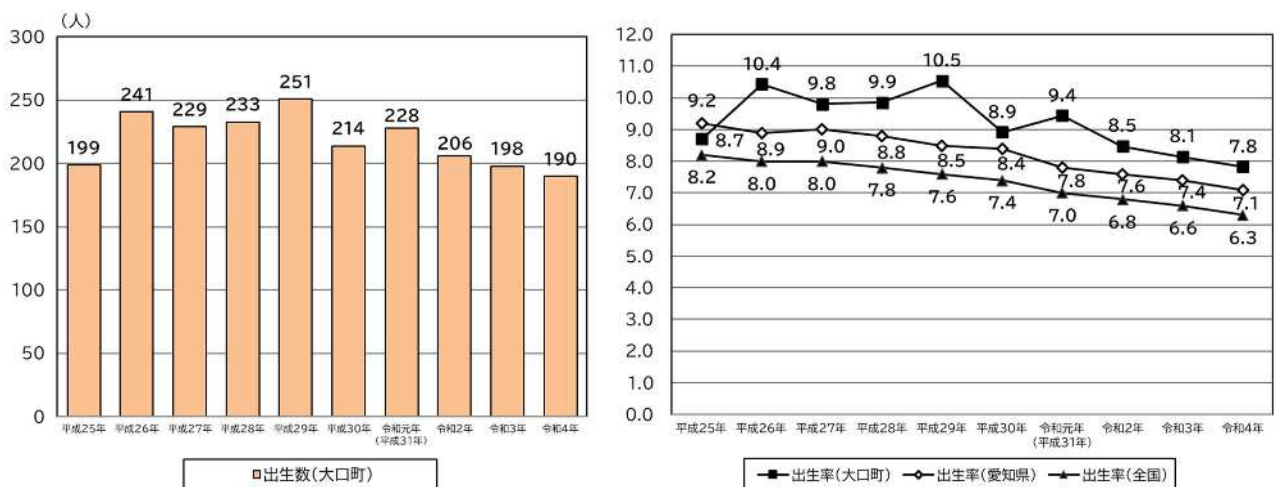
資料：国勢調査

図表 2-4：年齢3区分別人口・児童人口比率の推移



資料：国勢調査

図表 2-5：出生数・出生率の推移



資料：愛知県衛生年報

※出生率＝出生数/人口×1,000 (人口 1,000 人あたり出生数)

※出生率算出基礎人口は各年 10 月 1 日現在の人口

図表２－６：年齢別児童人口の推移

(人)

年齢	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年 (平成 31 年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
0 歳	209	206	238	225	244	233	234	208	219	208	168	160
1 歳	217	219	222	256	250	245	263	237	212	210	207	178
2 歳	242	207	218	239	269	256	252	259	249	210	210	209
3 歳	207	233	228	226	248	269	267	254	253	248	205	206
4 歳	257	220	244	239	228	250	270	265	261	249	244	206
5 歳	235	249	209	247	240	234	257	270	267	261	253	242
小計	1,367	1,334	1,359	1,432	1,479	1,487	1,543	1,493	1,461	1,386	1,287	1,201
6 歳	249	241	258	210	249	242	244	259	266	262	256	254
7 歳	232	258	242	261	211	249	244	244	256	270	263	252
8 歳	242	217	256	238	264	210	251	242	240	257	273	262
小計	723	716	756	709	724	701	739	745	762	789	792	768
9 歳	236	253	232	257	239	263	213	253	242	238	257	270
10 歳	236	235	246	231	258	240	264	214	252	243	240	255
11 歳	239	243	236	244	231	256	247	265	213	252	244	238
小計	711	731	714	732	728	759	724	732	707	733	741	763
12 歳	257	247	239	234	246	234	261	247	264	216	252	246
13 歳	266	241	239	239	234	246	232	263	249	264	215	256
14 歳	262	272	255	239	239	236	246	230	267	249	267	216
小計	785	760	733	712	719	716	739	740	780	729	734	718
15 歳	256	265	272	257	237	237	238	250	231	266	248	265
16 歳	281	253	258	273	255	230	240	237	251	232	265	247
17 歳	220	284	259	261	268	258	230	238	235	249	231	263
小計	757	802	789	791	760	725	708	725	717	747	744	775
合計	4,343	4,343	4,351	4,376	4,410	4,388	4,453	4,435	4,427	4,384	4,298	4,225

資料：住民基本台帳

(2) 転入・転出者数

本町の15～39歳の転入者数と転出者数を男女別でみると、男女ともに平成30年から令和5年にかけて、転入超過の年が多いです。ただし、直近の令和5年では、男性が転出超過となっています。

令和5年の転入・転出者数をみると、男性では25～29歳と30～34歳、女性では35～39歳で転出超過となっていますが、その他の年代では転入超過となっています。

図表2－7：大口町の男女別の転入・転出者数（15～39歳）

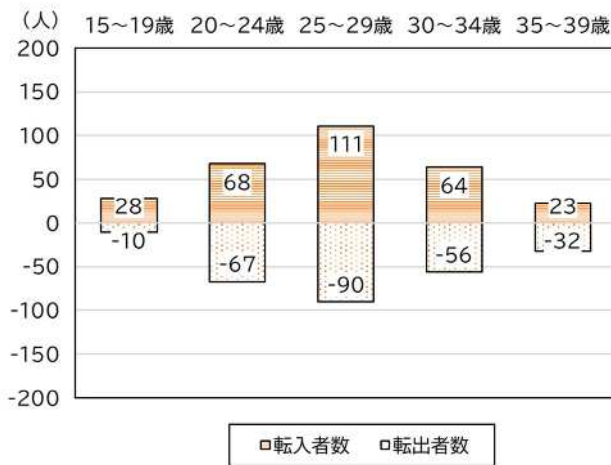
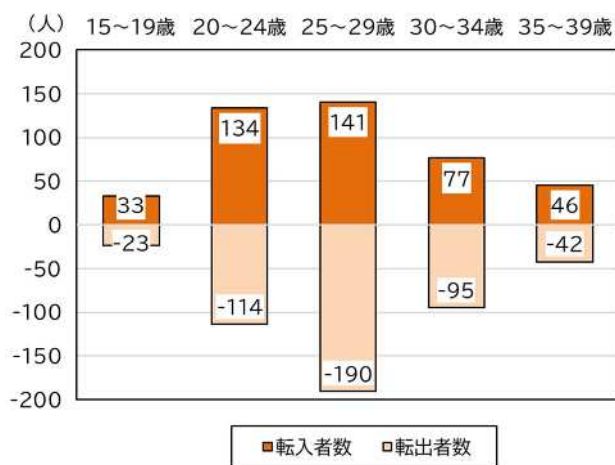


資料：住民基本台帳人口移動報告

図表2－8：大口町の男女別の転入・転出者数（15～39歳・令和5年）

【男性】

【女性】



資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 家族の状況

家族の状況をみると、単独世帯は平成2年から令和2年にかけて増加傾向にあり、30年間でおよそ9ポイント高くなっています。核家族世帯はおよそ60%程度で増減を繰り返しています。

母子世帯は、平成17年の136世帯をピークに減少し、平成27年には100世帯を下回りましたが、令和2年には再び100世帯を超えました。父子世帯は横ばいの傾向が続いています。

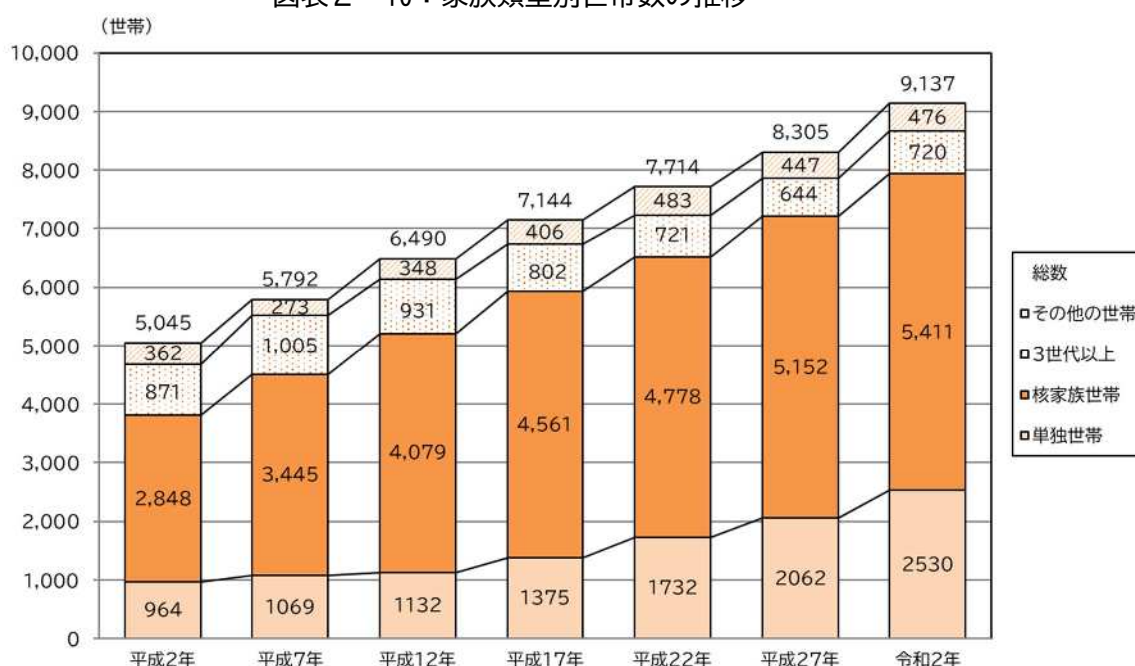
未婚率は、男性・女性ともに、平成2年から令和2年にかけてどの年代も微増の傾向にあります。ただし、平成27年から令和2年にかけて、男性の30～34歳、35～39歳、女性の30～34歳では未婚率がやや低下しています。

図表2－9：家族類型別一般世帯数の推移

区分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数総数	(世帯)	5,045	5,792	6,490	7,144	7,714	8,305	9,137
	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単独世帯	(世帯)	964	1,069	1,132	1,375	1,732	2,062	2,530
	(%)	19.1	18.5	17.4	19.2	22.5	24.8	27.7
核家族世帯	(世帯)	2,848	3,445	4,079	4,561	4,778	5,152	5,411
	(%)	56.5	59.5	62.9	63.8	61.9	62.0	59.2
3世代以上	(世帯)	1,004	1,005	931	802	721	644	720
	(%)	19.9	17.4	14.3	11.2	9.3	7.8	7.9
その他の世帯	(世帯)	229	273	348	406	483	447	476
	(%)	4.5	4.7	5.4	5.7	6.3	5.4	5.2

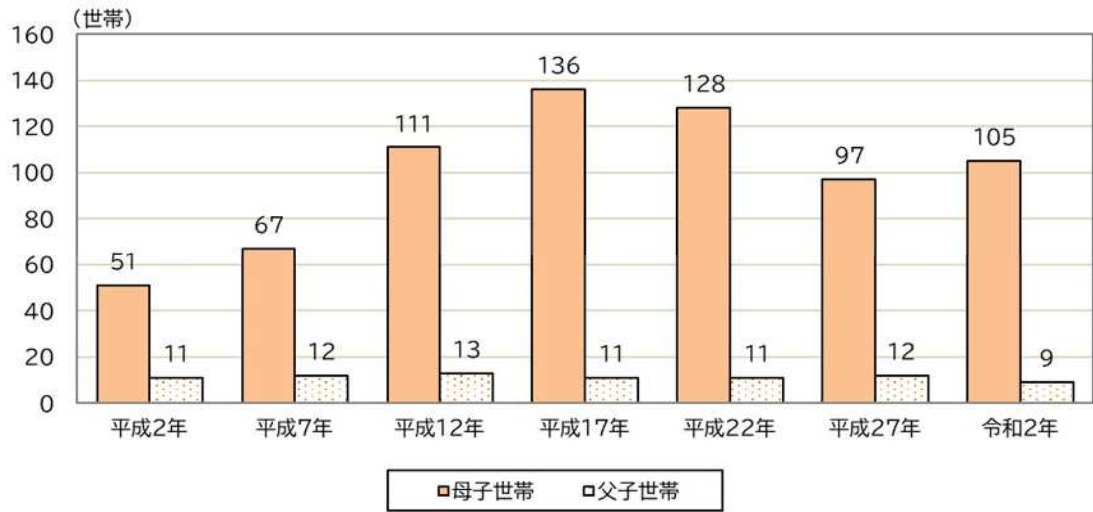
資料：国勢調査

図表2－10：家族類型別世帯数の推移



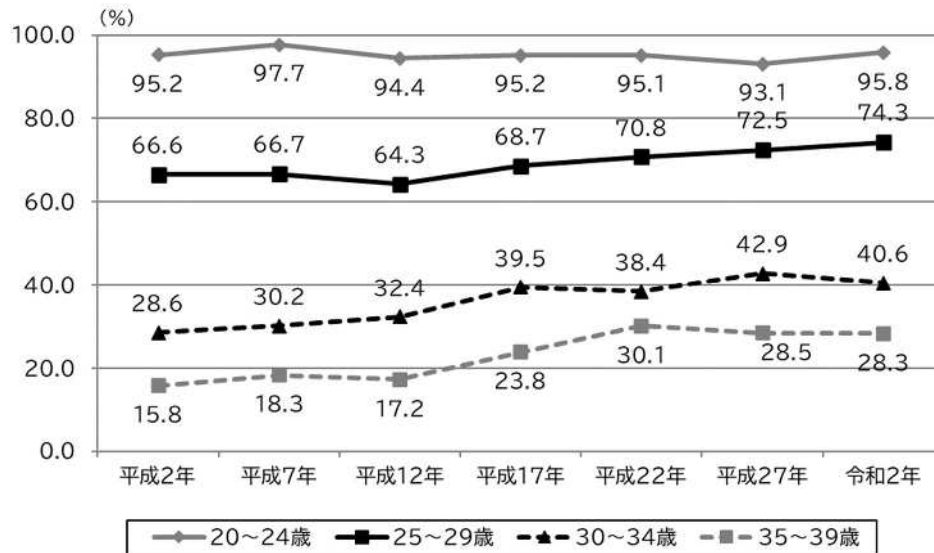
資料：国勢調査

図表 2-11：母子・父子世帯数の推移



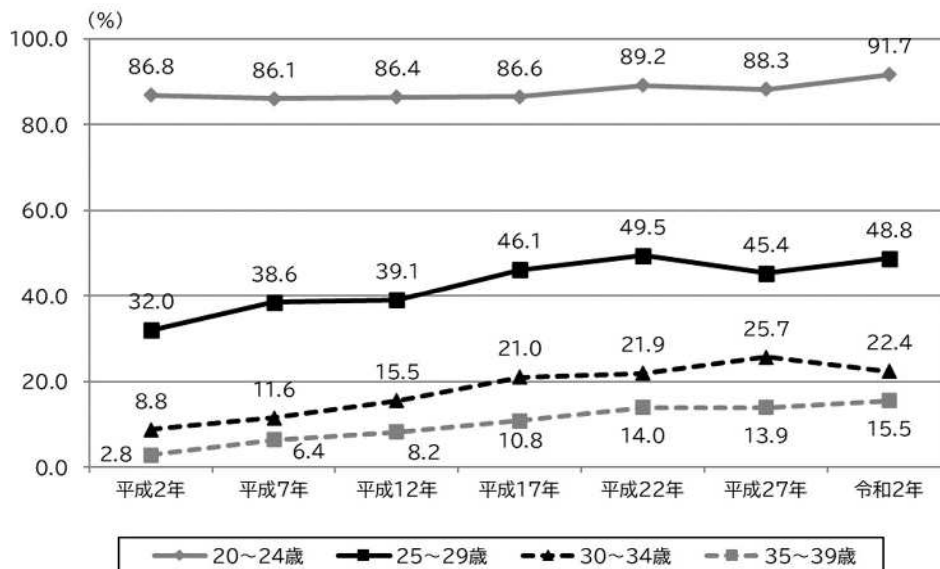
資料：国勢調査

図表 2-12：男性未婚率の推移（20～39 歳）



資料：国勢調査

図表 2-13：女性未婚率の推移（20～39 歳）



資料：国勢調査

(4) 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻件数は、平成 25 年から平成 30 年までは 120 件前後で推移していましたが、令和元年（平成 31 年）以降、110 件を下回り、令和 4 年には 91 件となっています。人口 1,000 人に対する婚姻率も、平成 30 年以降減少し続けています。

一方、離婚件数と離婚率をみると、平成 25 年から増減を繰り返していますが、令和 2 年以降減少しています。

図表 2-14：婚姻件数・婚姻率・離婚件数・離婚率

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和 1 年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
婚姻件数（件）		118	119	128	121	131	121	106	106	104	91
婚姻率	大口町	5.2	5.2	5.5	5.1	5.5	5.0	4.4	4.4	4.3	3.8
	愛知県	5.8	5.7	5.6	5.6	5.5	5.3	5.5	4.9	4.6	4.6
	全国	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1
離婚件数（件）		29	33	36	41	44	34	32	43	36	29
離婚率	大口町	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.4	1.3	1.8	1.5	1.2
	愛知県	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5
	全国	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.5	1.5

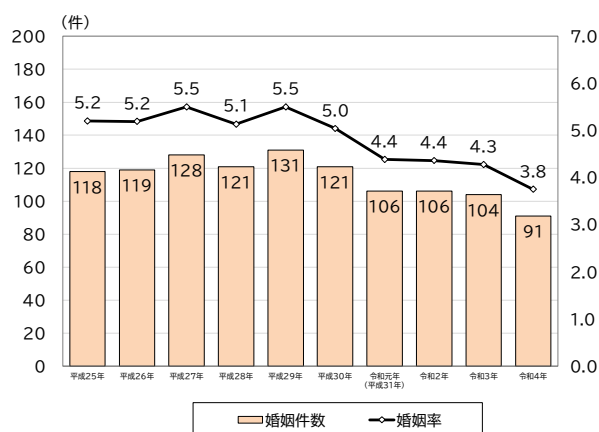
資料：愛知県衛生年報

※婚姻・離婚率＝婚姻・離婚件数／人口×1,000（人口 1,000 人あたり婚姻・離婚件数）

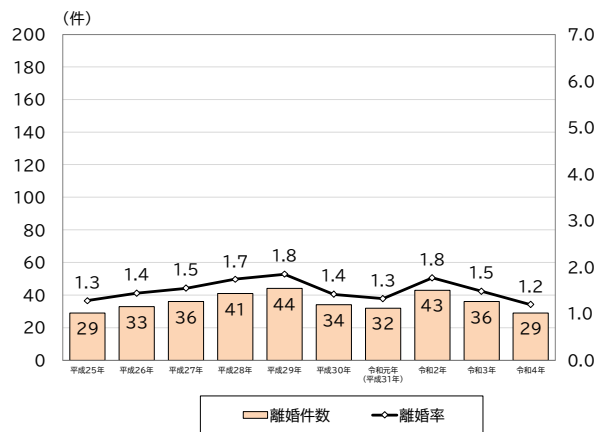
※婚姻・離婚件数は年間に届けられた数

※婚姻・離婚率算出基礎人口は各年 10 月 1 日現在の人口

図表 2-15：婚姻件数・婚姻率の推移



図表 2-16：離婚件数・離婚率の推移



資料：愛知県衛生年報

※婚姻・離婚率＝婚姻・離婚件数／人口×1,000（人口 1,000 人あたり婚姻・離婚件数）

※婚姻・離婚件数は年間に届けられた数

※婚姻・離婚率算出基礎人口は各年 10 月 1 日現在の人口

(5) 就業状況

女性の就業状況をみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」がみられ、30～34歳、35～39歳で、その前後の年代に比べて就業率が低くなっています。しかし、平成17年から令和2年にかけて、カーブは徐々にゆるやかになっています。女性全体での就業者数・就業率においても、増加傾向にあり、就業率は県・国よりも高い数値です。

また、女性の就業率を年齢別でみると、平成12年から令和2年にかけて、25～29歳、30～34歳では着実に増加し、令和2年には20～59歳におけるすべての年代での就業率が7割を超えています。

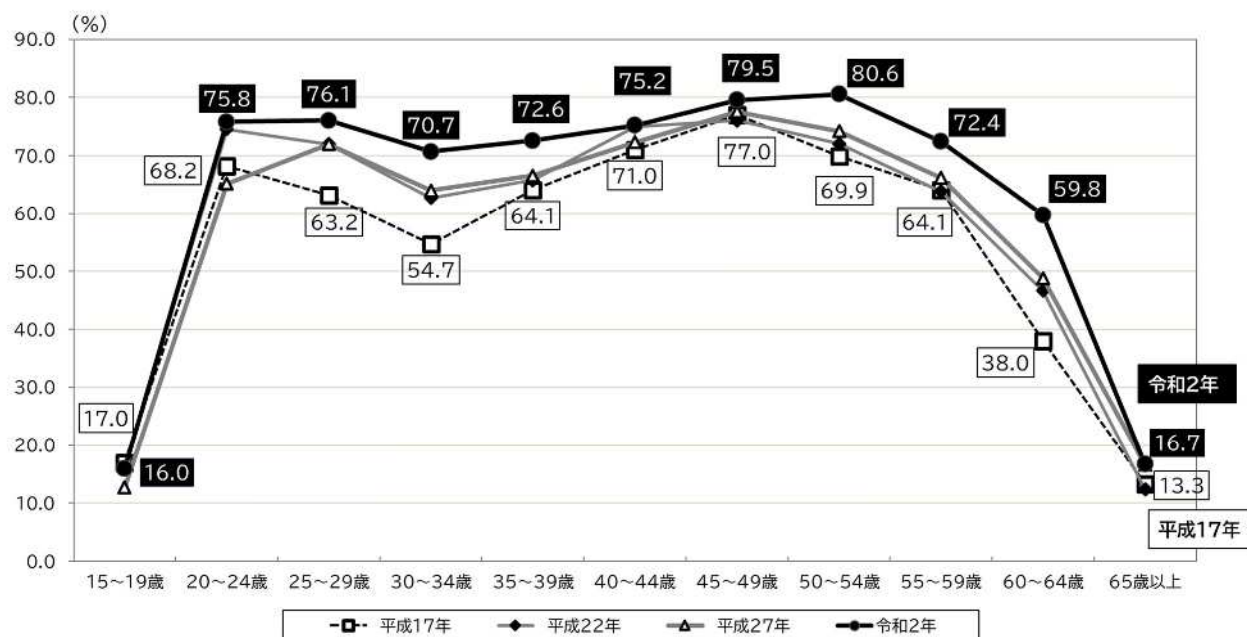
男性の就業状況は、令和2年には25～59歳におけるすべての年代での就業率が9割を超えています。

図表2-17：女性の年齢別就業人口の推移

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年 (愛知県)	令和2年 (全国)
女性(15歳以上) 人口	(人)	8,581	9,007	9,330	9,831	9,841	3,213,141	56,160,102
女性就業人口 総数	(人)	4,326	4,400	4,406	4,801	5,174	1,581,708	26,141,918
女性の就業率	(%)	50.4	48.9	47.2	48.8	52.6	49.2	46.5
年 齢 別 就 業 人 口	15～19歳	(人)	78	79	88	82	86	27,608
		(%)	14.0	17.0	16.2	12.7	16.0	14.2
	20～24歳	(人)	419	386	345	333	458	121,245
		(%)	70.5	68.2	74.5	65.2	75.8	64.3
	25～29歳	(人)	555	425	452	406	426	134,750
		(%)	59.4	63.2	72.0	72.0	76.1	71.2
	30～34歳	(人)	430	532	458	461	439	126,629
		(%)	49.8	54.7	62.7	64.0	70.7	63.6
	35～39歳	(人)	435	550	627	484	535	141,583
		(%)	65.9	64.1	65.8	66.6	72.6	64.5
	40～44歳	(人)	381	483	651	698	559	170,679
		(%)	74.9	71.0	74.9	72.3	75.2	69.3
	45～49歳	(人)	515	396	515	674	723	211,185
		(%)	78.0	77.0	76.1	77.6	79.5	71.9
	50～54歳	(人)	575	468	373	500	647	181,008
		(%)	70.2	69.9	72.0	74.2	80.6	71.4
	55～59歳	(人)	468	521	429	348	465	153,400
		(%)	61.3	64.1	63.8	66.2	72.4	68.8
	60～64歳	(人)	248	290	374	324	306	113,637
		(%)	42.0	38.0	46.7	48.9	59.8	58.4
	65歳以上	(人)	222	270	306	491	530	199,984
		(%)	13.6	13.3	12.4	16.6	16.7	19.3

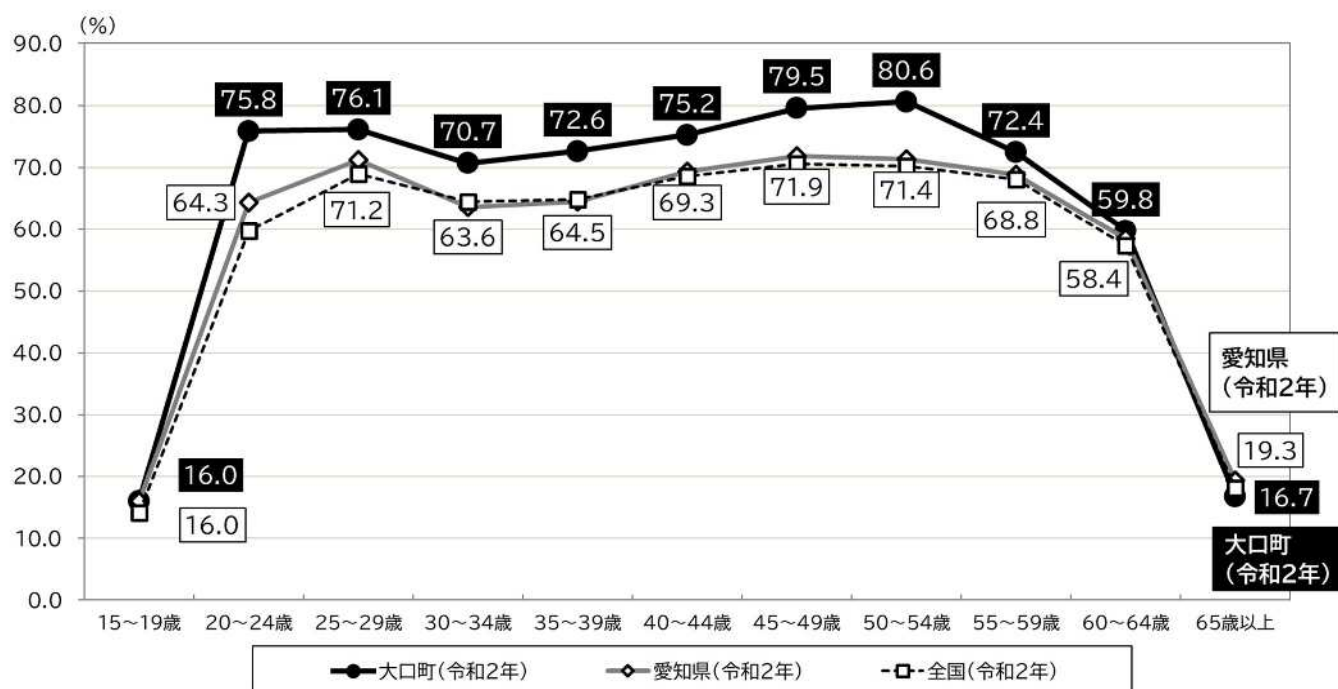
資料：国勢調査

図表 2-18：大口町の女性の就業率の推移



資料：国勢調査

図表 2-19：女性の就業率比較（大口町・愛知県・国の比較）



資料：国勢調査

図表 2-20：男性の年齢別就業人口の推移

区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年 (愛知県)	令和 2 年 (全国)
男性 (15 歳以上) 人口	(人)	8,554	8,963	9,412	9,850	9,725	3,154,175	52,098,467
男性就業人口 総数	(人)	6,744	6,639	6,633	6,867	6,886	2,023,730	31,501,307
男性の就業率	(%)	78.8	74.1	70.5	69.7	70.8	64.2	60.5
年 齢 別 就 業 人 口	15～19 歳	(人)	133	129	111	139	103	30,807
		(%)	21.6	22.3	17.8	20.7	17.8	16.9
	20～24 歳	(人)	596	456	542	513	521	130,394
		(%)	79.4	69.0	75.4	72.5	75.8	64.6
	25～29 歳	(人)	1,013	767	729	748	694	165,605
		(%)	95.7	90.0	91.4	91.6	95.2	78.5
	30～34 歳	(人)	830	976	747	694	653	177,995
		(%)	96.3	93.0	92.3	89.3	95.1	80.9
	35～39 歳	(人)	669	765	915	771	737	194,917
		(%)	97.0	93.5	93.2	92.6	94.4	82.0
	40～44 歳	(人)	513	670	772	928	755	217,928
		(%)	96.4	95.4	92.6	93.2	95.2	83.0
	45～49 歳	(人)	587	511	659	755	911	259,240
		(%)	96.4	94.5	94.5	91.7	95.2	83.3
	50～54 歳	(人)	789	566	493	653	691	224,666
		(%)	95.3	92.3	91.6	93.3	93.1	83.5
	55～59 歳	(人)	705	726	538	485	620	196,086
		(%)	93.1	89.7	89.1	92.6	93.0	84.6
	60～64 歳	(人)	462	525	536	433	418	153,082
		(%)	70.1	69.6	68.6	73.5	82.8	78.3
	65 歳以上	(人)	447	548	591	748	783	273,010
		(%)	37.5	34.6	29.2	31.0	30.1	32.9

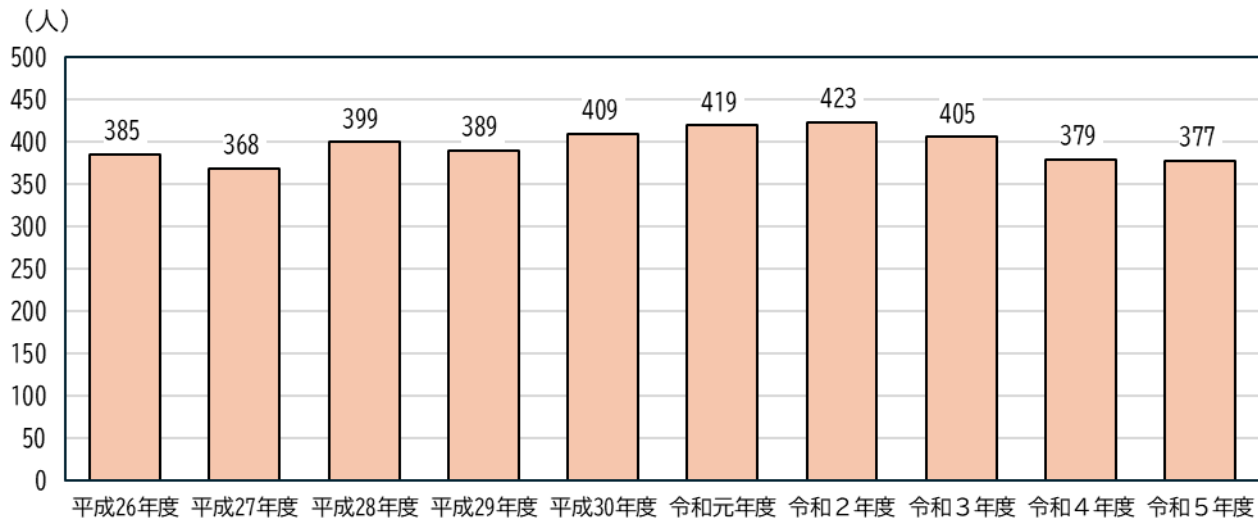
資料：国勢調査

(6) 幼稚園・保育園の現状

幼稚園児数は平成 26 年度以降、400 人前後で推移しています。なお、現状の幼稚園定員は 388 名となっており、定員を上回る年度もありましたが、近年は定員内となっています。

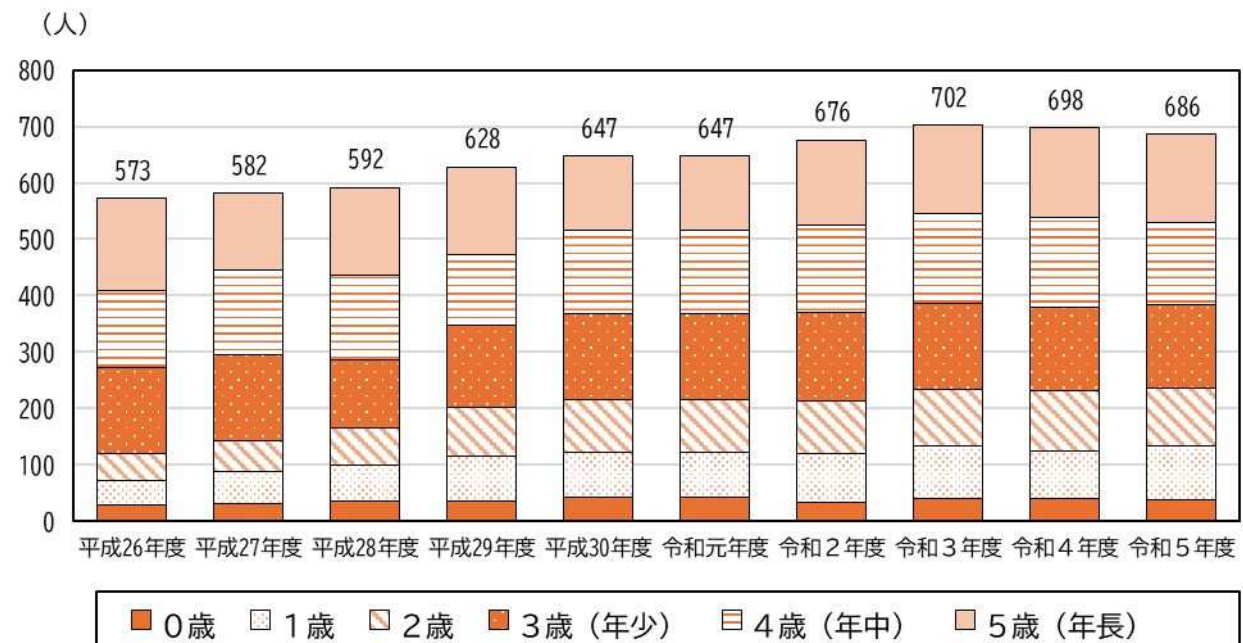
保育園児数は平成 26 年度以降増加傾向が続いていましたが、令和 3 年の 702 人をピークに減少に転じています。ただし、内訳をみると、0～2 歳児は増加傾向が続いています。

図表 2－21：幼稚園児数の推移



資料：大口町調べ

図表 2－22：保育園児数の推移



資料：大口町調べ

2 アンケート調査結果からみた大口町のこども・子育ての状況

本計画の策定にあたって、令和5（2023）年12月から令和6（2024）年1月にかけて、0歳児から5歳児のこどものいるすべての保護者を対象として、アンケート調査を実施し、513人（有効回収率48.4%）から回答を得ました。

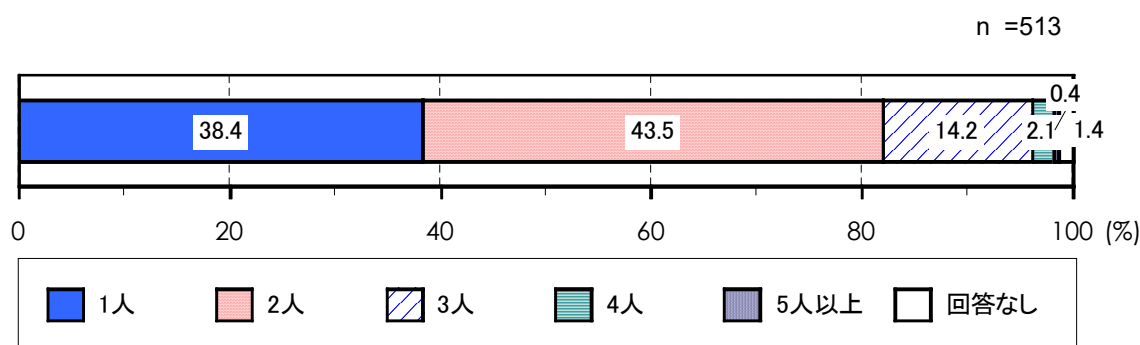
（1）アンケート調査回答者の概要

0歳児から5歳児のこどもの人数は、「2人」が43.5%と最も多く、「1人」38.4%、「3人」14.2%となっています。

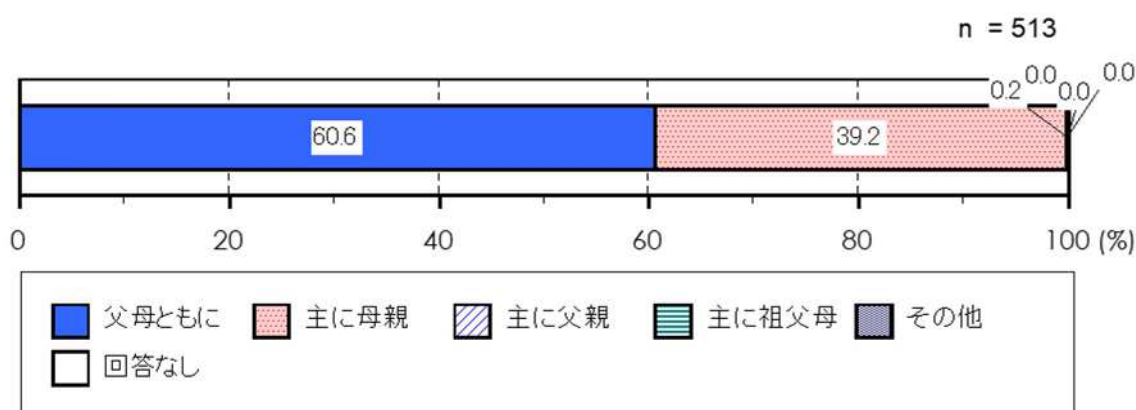
子育ての状況について、子育てを主に行っているのは「父母ともに」が60.6%と最も多く、「主に母親」が39.2%、「主に父親」が0.2%となっています。

子育てが母親のみで関わるよりも、父母ともに子育てに関わる比率が高くなっています。

図表2-23：就学前のこどもの人数



図表2-24：子育ての状況

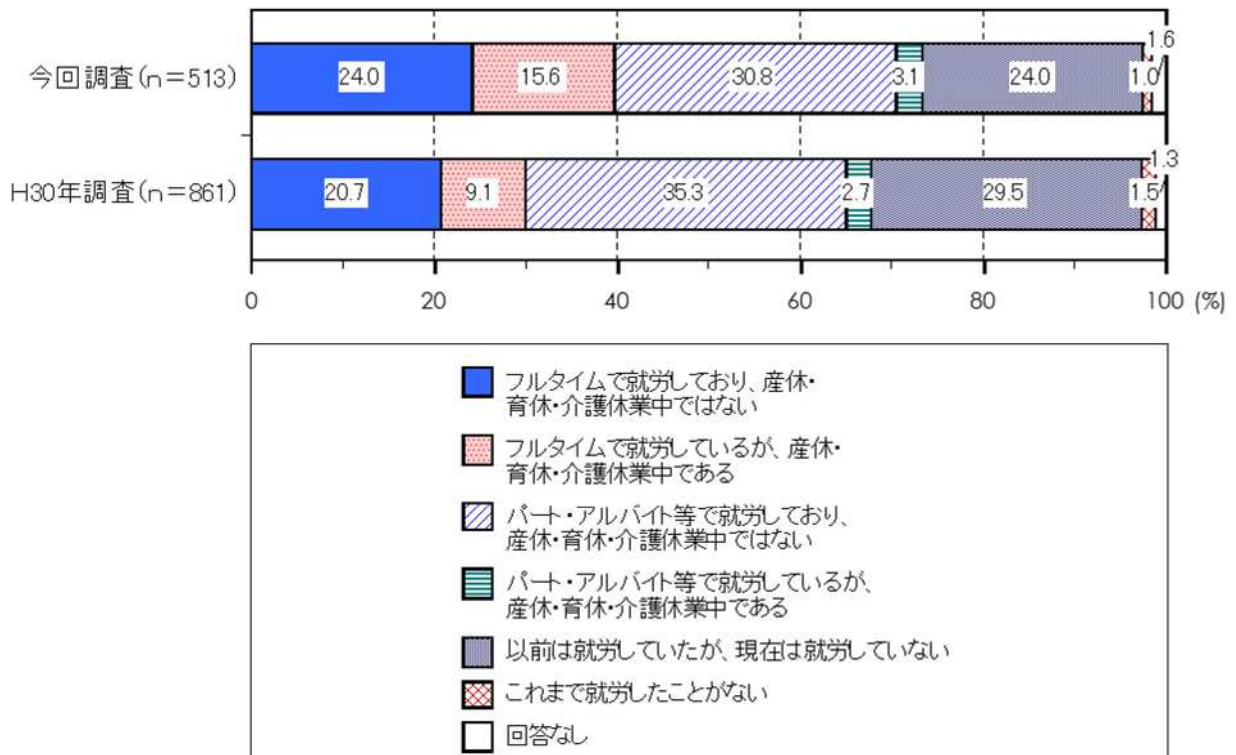


(2) 母親の就労状況の変化

母親の就労状況は、平成 30 年に実施した前回調査と比較して、フルタイムで働く（産休・育休・介護休業中を含む）割合が 10 ポイント程度高くなっています。一方で、パートやアルバイト、あるいは家事専従の人の割合がそれぞれ減少しています。

父母ともに仕事をしている家庭が増え、子育てとの両立がより求められるようになっていきます。

図表 2-25：母親の就労状況（経年比較）



(3) 子育てをめぐる環境

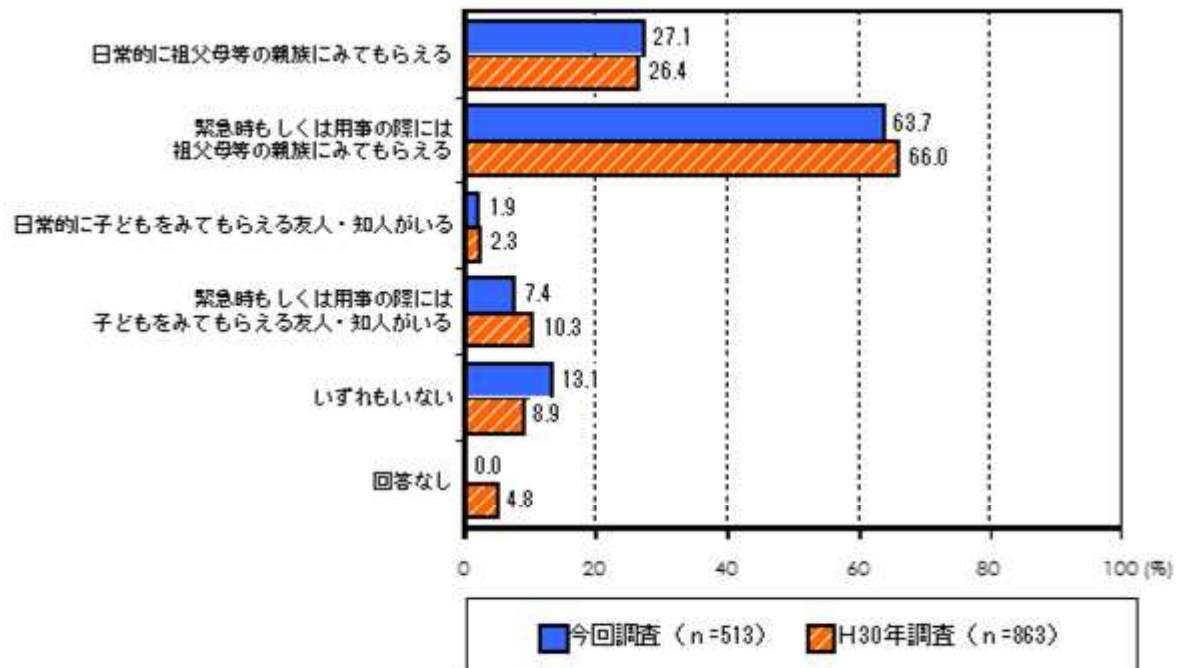
日頃、こどもを見てもらえる環境について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 27.1%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 63.7%と、親族を頼りにしながら子育てをしている家庭が多くなっています。

その一方で「いずれもない」が 13.1%であり、このような家庭では、日常的あるいは緊急時のこどもの預け先などの支援が必要です。

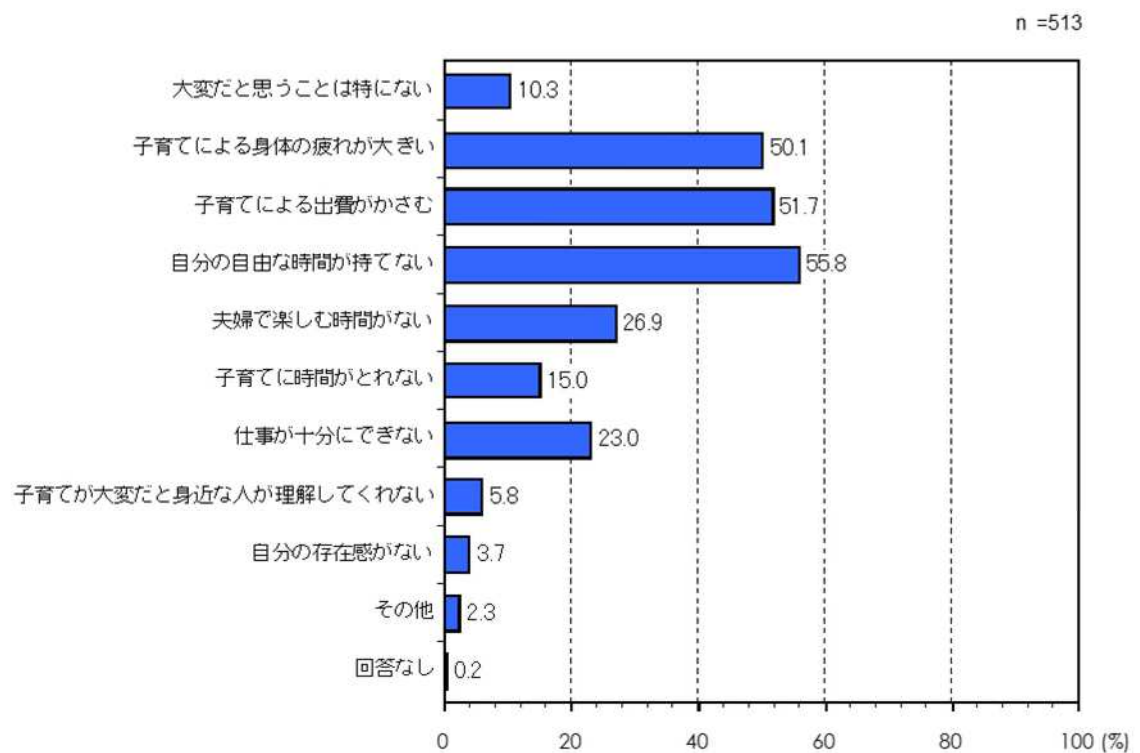
また、子育てに関して大変だと感じることにについて、「子育てによる身体の疲れが大きい」、「子育てによる出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」ことが主に挙げられており、それぞれ前回調査からも多い回答となっています。精神的、体力的、経済的に大変だと感じる人が多い状況であり、特に出費については、15 ポイント程度高くなっていることから、子育てをするうえで経済的負担が大きいと感じている人が増えていることが分かります。

また、子育てにおける孤独感・孤立感を感じるかについては、前回調査と比較して大きな変化はみられない結果となっています。しかし、子育てをする上で、気軽に相談できる環境（人・場所）の有無についてみると、「ない」が 13.6%であることから、子育てをしている中で孤独感や孤立感を感じている人が潜在的にいる可能性があるといえます。

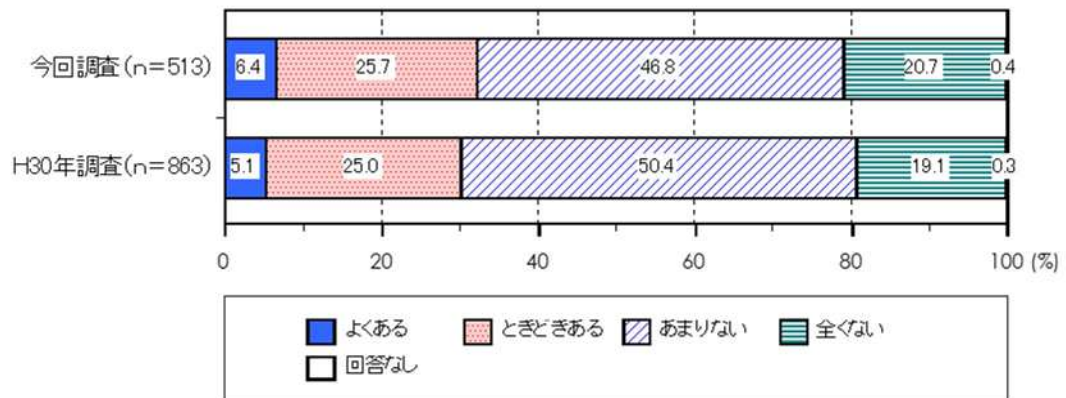
図表2-26：こどもをみてもらえる環境（経年比較）



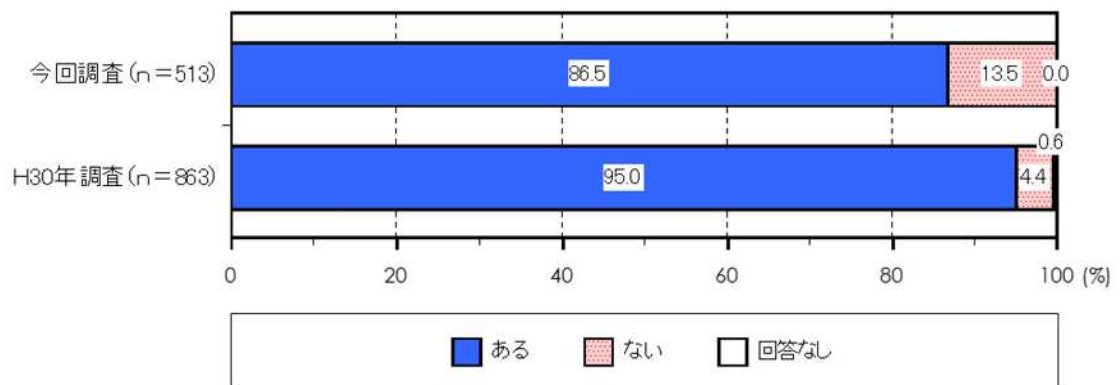
図表2-27：子育てに関して大変だと感じること



図表 2-28：子育てにおける孤独感・孤立感（経年比較）



図表 2-29：子育てに関して相談できる環境（経年比較）



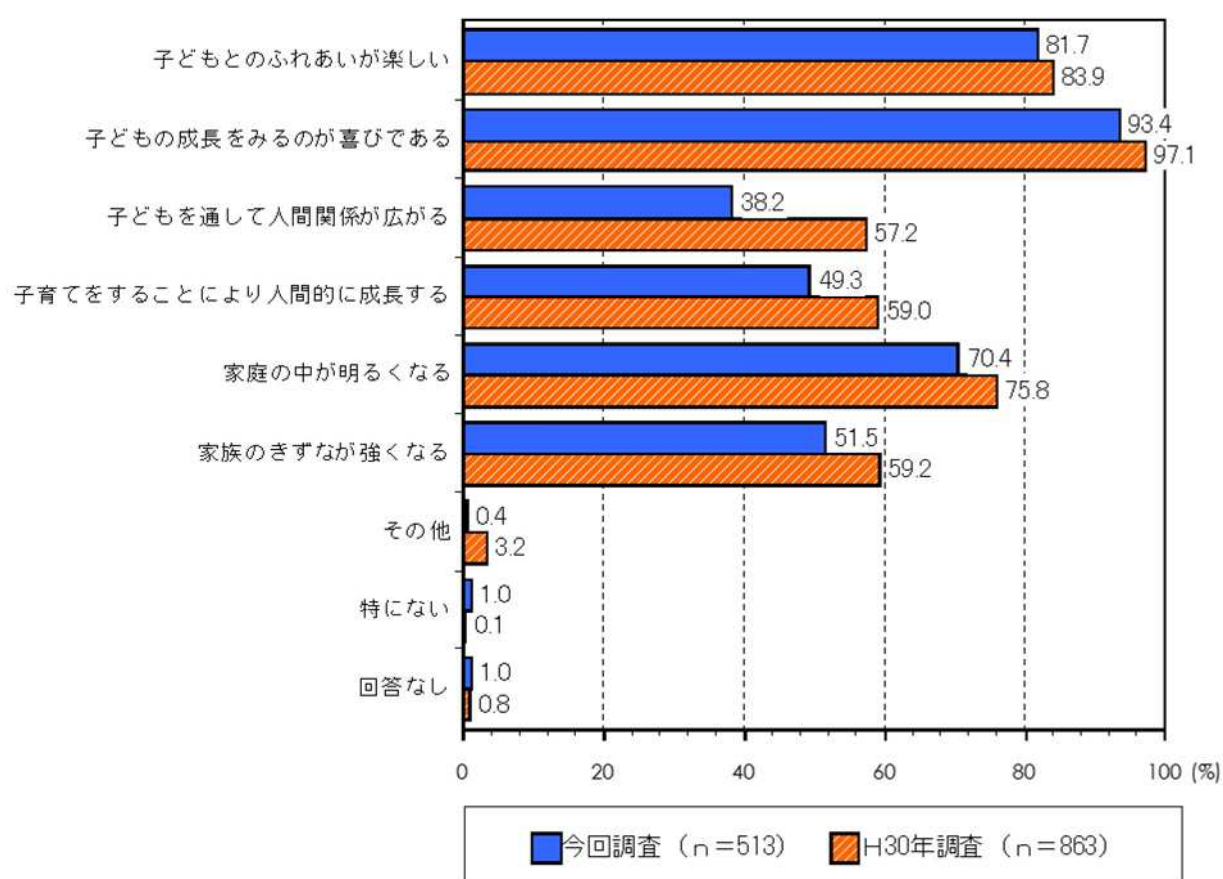
(4) 子育て全般について

子育てをしていて良かったことは、「子どもの成長をみるのが喜びである」が93.4%、「子どもとのふれあいが楽しい」が81.7%、「家庭の中が明るくなる」が70.4%と多くの方が評価しています。

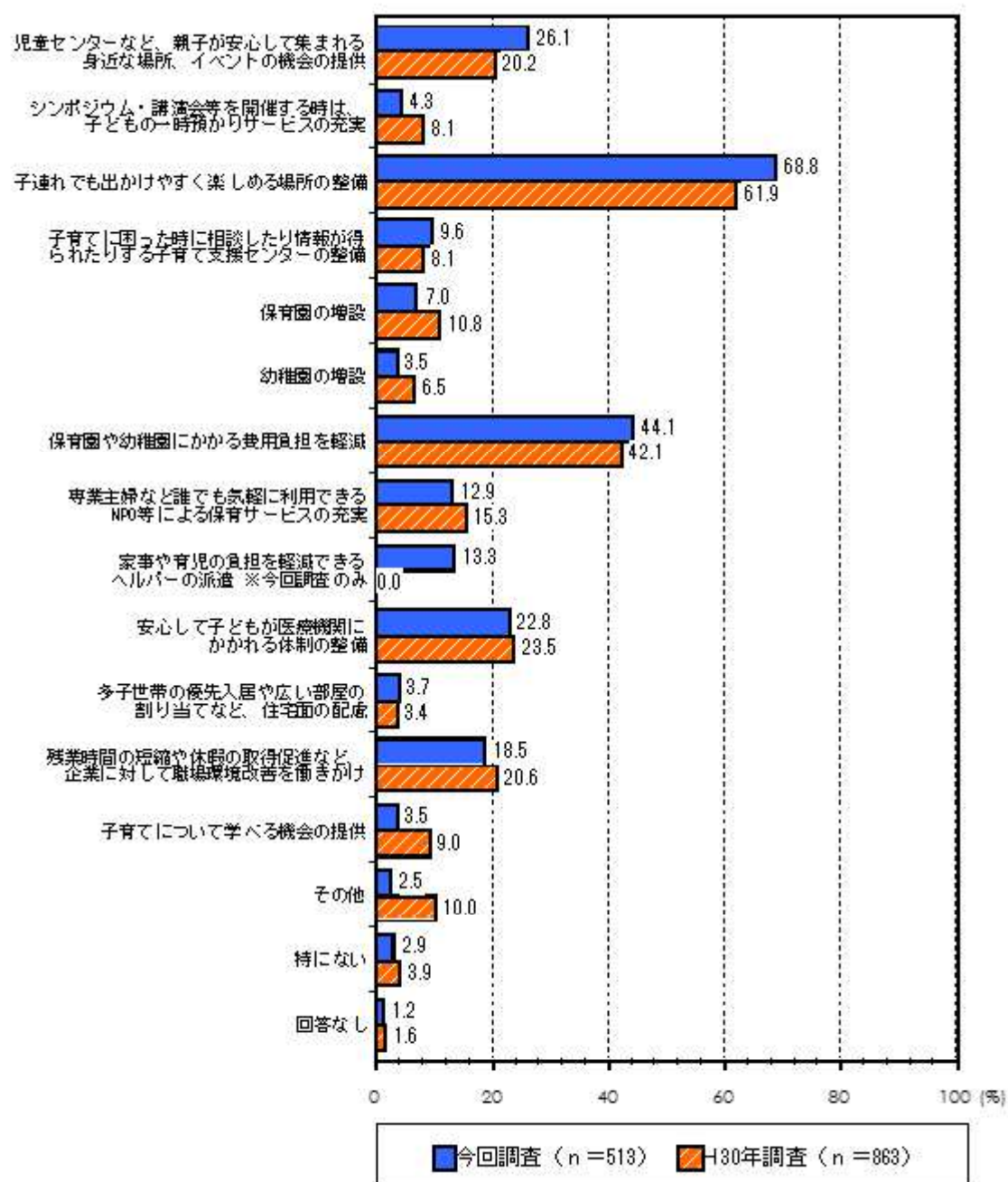
ただし、前回調査との比較では、多くの項目で今回調査のポイントが低くなっています。特に、「子どもを通して人間関係が広がる」が19.0ポイント、「子育てをすることにより人間的に成長する」が9.7ポイント低くなっています。

今後、必要とする子育て支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」が半数を超え、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減」が続いており、現在の子育てをする環境として、親子で楽しめる場所やきっかけと保育園等の費用負担の軽減が求められています。

図表2-30：子育てをしていて良かったこと（経年比較）



図表 2-31：今後、必要とする子育て支援策（経年比較）



3 子育て支援関連施策・事業の実施状況からみた現状と課題

「大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」に基づき、推進してきた様々な子育て支援施策・事業について、関係する担当課に施策・事業の進捗に関するシートの記入とヒアリングを行い、達成状況や成果、課題について整理しました。

(1) 施策の進捗状況評価の総括

施策の進捗状況評価では、以下の評価基準により実施しました。

【評価基準】

- A：目的・意図が達成され、大きな成果が得られた
- B：まあまあ目的・意図が達成され、一定の成果が得られた
- C：実施したが、あまり目的・意図が達成されず、成果が小さかった
- D：未着手・未実施

実施した施策の成果に関する評価をみると、B評価（まあまあ目的・意図が達成され、一定の成果が得られた）が全体の 49.6%（62 施策）と最も多く、次いでA評価（目的・意図が達成され、大きな成果が得られた）が 40.8%（51 施策）であり、全体の 90.4%を占める 113 施策が高評価となっています。

一方で、C評価（実施したが、あまり目的・意図が達成されず、成果が小さかった）が 4.0%（5 施策）、D評価（未着手・未実施）が 5.6%（7 施策）ありました。

表：施策の進捗状況評価一覧

		A	B	C	D	計
基本目標 1	健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する	20 (5)	6 (2)	1	-	27 (7)
1-1	妊娠中及び出産後の親への支援	9 (4)	3	-	-	12 (4)
1-2	乳幼児期の親子の健康づくりの確保	11 (1)	3 (2)	1	-	15 (3)
基本目標 2	すべての家庭での子育てを支援する	24 (2)	28 (2)	2 (2)	2 (2)	56 (4)
2-1	地域における子育て支援サービスとネットワークの充実	14 (2)	15 (1)	1	2	32 (3)
2-2	要保護児童への対応	10	13 (1)	1	-	24 (1)
基本目標 3	働きながらの子育てを支援する	4 (1)	9 (2)	-	4 (1)	17 (4)
3-1	乳幼児保育・放課後児童クラブの充実	3	7 (1)	-	2 (1)	12 (2)
3-2	ワークライフバランスの普及促進	1 (1)	2 (1)	-	2 (0)	5 (2)
基本目標 4	親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する	9 (5)	21 (4)	2 (1)	1	33 (10)
4-1	豊かな心を育む教育の促進	1 (1)	14 (1)	-	1	16 (2)
4-2	家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験	8 (4)	7 (3)	2 (1)	-	17 (8)
基本目標 5	安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり	8 (1)	8	1	1	18 (1)
5-1	安全で快適な居住環境の整備	3 (1)	2	1	-	6 (1)
5-2	安全・安心なまちづくり	5	6	-	1	12
	総計（再掲含む）	65 (14)	72 (10)	6 (1)	8 (1)	151 (26)
	上段：実数 中段：うち再掲数 下段：%	43.0%	47.7%	4.0%	5.3%	100.0%
	総計（再掲含まず）	51 (40.8%)	62 (49.6%)	5 (4.0%)	7 (5.6%)	125 (100.0%)
	上段：実数 下段：%					

※複数の部署で評価して、評価が分かれる場合は、低い評価としています。

施策の進捗状況評価でC、D評価となった事業は14事業（再掲2事業含む）です。

表：CD評価事業一覧

分類	事業名	評価
基本目標1	健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する	
1-2	乳幼児期の親子の健康づくりの確保	
1-2-4	「食育」の推進	
	食生活に関するPR	C
基本目標2	すべての家庭での子育てを支援する	
2-1	地域における子育て支援サービスとネットワークの充実	
2-1-3	親と子どもの居場所づくり	
	一緒に遊ぼう会	D
	生涯学習の推進	C
2-1-4	子育て情報の発信	
	点訳・音訳による子育て関連情報の提供	D
2-2	要保護児童への対応	
2-2-1	ひとり親家庭等の自立支援	
	ひとり親の交流機会の提供	C
基本目標3	働きながらの子育てを支援する	
3-1	乳幼児保育・放課後児童クラブの充実	
3-1-1	保育園における多様な保育の充実	
	ショートステイ（再掲）	D
3-1-2	小学校の児童に対する保育の充実	
	ショートステイ	D
3-2	ワークライフバランスの普及促進	
	母親の社会活動への参加促進	D
	企業の子育て家庭支援推進の働きかけ	D
基本目標4	親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する	
4-1	豊かな心を育む教育の促進	
4-1-3	豊かな人間性と健やかなからだを育む教育の推進	
	海外派遣事業	D
4-2	家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験	
4-2-2	家庭教育の支援と地域による教育	
	夏休み家族福祉教室	C
4-2-3	次代の親を育むための教育	
	生涯学習の推進（再掲）	C
基本目標5	安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり	
5-1	安全で快適な居住環境の整備	
	公共施設のバリアフリー化の推進（こども課）	C
5-2	安全・安心なまちづくり	
5-2-2	子どもをめぐる犯罪等のリスク対策の推進	
	県の防犯研修会への派遣	D

(2) 各施策における成果と課題

基本目標 1 健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する
1-1 妊娠中及び出産後の親への支援 【主な成果】 ○母子健康手帳交付時に、面接を行うことにより妊娠出産育児に関する不安の軽減を図るとともに、乳幼児虐待のリスクの高い要支援妊産婦を早期発見し、妊娠中や出産直後から支援を実施した。 ○外国人の妊婦のうち、希望者に対し 10 言語対応母子健康手帳を交付した。 ○妊婦の健康診査費用の助成を実施。多胎妊婦には追加助成も実施した。 ○子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期からの子育て支援を実施した。 ○産後の体調不良や育児不安に対応する産後ケア事業を実施した。 ○不妊治療を行う夫婦の保険外治療費の助成を実施した。 【主な課題】 ○出生数の減少や妊婦の就業率の増加により様々な事業の出席数が低下し、妊婦同士のなかまづくりの機会が減少している。 ○産後うつや虐待予防のため、産婦健康診査の受診勧奨と費用助成をしていく必要がある。 ○こども家庭センターの設置等により、妊娠期からの切れ目のない子育て支援体制を整備していく必要がある。 ○医療機関との連携等、産後ケア事業の実施体制を充実させる必要がある。 ○各種教室等での相談や交流がしやすいように内容を充実させる必要がある。
1-2 乳幼児期の親子の健康づくりの確保 【主な成果】 ○母子保健法に基づく、4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児に加え、1 か月児の健康診査を実施。さらに新生児聴覚検査を実施した。 ○乳児家庭全戸訪問事業、ドアノッキング事業等により、家庭訪問の結果支援が必要と認められる母子に対し、早期の支援を実施した。 ○健康おおぐち 21 第二次計画に基づき、食事だけでなく生活活動や睡眠、口の健康などの生活習慣や生活リズムと合わせた望ましい食習慣の啓発を実施した。 ○子ども医療制度は対象を高校生世代まで拡大し、出産育児一時金の給付を直接払いにする等随時見直しを実施した。 【主な課題】 ○集団健診と個別健診を組み合わせながら、こどもの発達の確認と保護者の相談支援を行う必要がある。 ○定期接種の種類の増加や接種間隔の変更など予防接種を取り巻く環境は刻々と変化。接種率の向上を図る必要がある。
基本目標 2 すべての家庭での子育てを支援する
2-1 地域における子育て支援サービスとネットワークの充実 【主な成果】 ○子育て支援センターに子育てコンシェルジュを配置し、子育て支援の充実を図った。 ○児童センターでは相談支援や、気になる親子への声かけなどの親子支援とこどもの居場所としての気軽に利用できる環境を提供した。 ○未就園児とその保護者を対象に、親子ふれあい広場や未就園児子育て支援事業、子育てサ

ロン等により、学びや交流の場を提供した。

- 一時保育は、保護者のリフレッシュでの利用も多く、子育てに不安を感じている保護者の相談、助言の場としても活用された。
- 情報冊子「大口子育て情報 ギゅっと」をNPO等と協働して作成、その情報を本町のホームページで転載する等、わかりやすく、親しみやすい情報提供を実施した。
- 大口町子育て支援団体連絡協議会により多様な子育て支援活動を展開した。
- スポーツ施設全般を指定管理制度でウィル大口スポーツクラブに委託し、多世代を対象とするスポーツ教室等の自主事業を実施した。
- 学校施設の開放で、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが活動し、各団体や地域住民の活動を支援した。
- 親子で利用できる生涯学習講座を開催し、こども自身の体験や親子のふれあいを支援した。

【主な課題】

- 子育て支援センターや児童センターの事業の見直しなどを行い、利用率の向上を図る必要がある。
- 一時保育の利用者も多くなり、ニーズを踏まえて、今後始まる「こども誰でも保育園(仮称)」との住み分けを考えていく必要がある。
- すすくサポート事業は、援助会員・依頼会員の増加を図り、より利用しやすい事業にする必要がある。
- こどもを取り巻く課題は多様化している。子育て支援センターや児童センターでの相談支援や健診時など継続して周知を図る必要がある。
- 低年齢のこどもの保育園利用が増え、未就園児を対象とする事業への参加者が減少傾向にある。
- 居場所が見つけられないこどもの利用を促す働きかけが必要である。
- 放課後児童クラブの利用者増で、児童センターとしてのスペースがひっ迫し、十分な取組ができない状況にある。
- 子ども会加入者の減少傾向が続き、休会する団体も出てきており、活動支援を充実し、地域の結束力を高め、子ども会の維持を図る必要がある。
- 福祉のパイプ役としての民生委員・児童委員の担い手の確保と活動内容・負担軽減のための工夫が必要である。

2-2 要保護児童への対応

【主な成果】

- こどもの権利について、「大口町こども条例」の制定に向けて、こどもや保護者、有識者などの意見を募る場を設置した。
- こどもの人権について考える機会として、イベントでの啓発ポスター展示や人権擁護委員による人権教室を開催した。
- 赤ちゃん訪問やドアノッキング事業等との連携を強化し、虐待のリスクを抱える家庭に対して、早期からの継続的な支援を実施した。
- 乳幼児健康診査などを通じて、発達や育児に心配のある親子への支援、教室を開催。遊びを通じて集団生活への準備を進める場を提供した。
- ぱんだ教室は、名称が「母子通園」から「親子通園」に変更となり、家族みんなで、地域全体でこどもの育ちを支えるということを明確にした。
- 障がいのある児童・生徒、特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に一人ひとりのニーズに合った教育を進めるため個別の教育支援計画を作成し、実施した。
- ひとり親家庭を対象にした交流イベントが、コロナ禍の中止から再開した。

【主な課題】 ○児童虐待に精通した専門職員の確保・養成と関係機関との連携、児童虐待の予防や早期発見、発見後の対応力の強化が必要である。 ○発達に心配があるこどもとその保護者を切れ目なく支援していくことが重要である。 ○外国にルーツのあるこどもの増加に伴い、日本の生活指導、日本語指導の必要性が増している。
基本目標3 働きながらの子育てを支援する
3-1 乳幼児保育・放課後児童クラブの充実
【主な成果】 ○保育園施設の増改築を実施し、増加する3歳未満児の保育ニーズに対応。待機児童が減少した。 ○放課後児童クラブの定員を増やし、増加傾向にあるニーズに対応した。 【主な課題】 ○今後も3歳未満児を中心に保育利用者の増加が見込まれ、保育士の確保等受け入れ体制の充実が必要である。 ○外国籍の園児、発達に心配のあるこどもへの対応等きめ細かな対応が求められる。 ○病児・病後児保育は、コロナ禍以降利用者数が減少したままの状況にあるが、周知方法を検討し、事業継続を図る必要がある。 ○放課後児童クラブは利用者の増加に伴い、実施場所の増設や職員の確保が急務。また、利用料の見直しや運営方法も検討していく必要がある。 ○ショートステイの必要性が増し、今後は業務委託のうえで、事業を実施していく必要がある。
3-2 ワークライフバランスの普及促進
【主な成果】 ○子育てへの父親参画が進展し、夫婦ともに育児に関わる比率が高くなった。 ○令和4年度に男女共同参画プランの見直しを行い、働き方改革やワークライフバランスの推進を図った。 【主な課題】 ○母親の社会活動への参加促進や企業の子育て家庭支援推進の働きかけの事業については、この計画期間中未実施であり、事業継続を含め、内容を再検討する必要がある。 ○母親の就労継続が多くなり、子育て・家事と仕事の両立に向けて社会全体の意識を変えていく必要がある。
基本目標4 親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する
4-1 豊かな心を育む教育の促進
【主な成果】 ○幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携会議を開催し、こどもの進学のタイミングで、関係各所が連携しながら円滑な就学に向けて情報共有を図った。 ○小中学校にスクールカウンセラー、中学校には心の相談員、養護教諭補助を配置し、生徒へのサポートを実施した。 ○不登校の児童・生徒は増加傾向にあるため、学校以外の学びの場としてふれあいルームの体制の充実を行った。 ○こどもが命の大切さや共に生きる力を育む福祉実践教室を開催した。

【主な課題】 ○北児童センター創作活動室は中高生の居場所として活用できる場所ではあるが、現状利用者は非常に少なくなっているため、利用促進を行う必要がある。また既存の公共施設の空きスペースなどを提供し、日常的な居場所とするとともに、地域における様々な主体が協力しながら行う活動等への参加を促すことが重要である。 ○福祉実践教室は学校での授業時間の確保が困難になっている状況もあり、内容等を見直す必要がある。また、学校外で実施する夏休み家族福祉教室は、参加者の確保が課題である。 ○非核平和推進事業は、戦争を体験した世代の高齢化が進み、直接体験を聞く機会の減少が懸念されているが、事業を継続し平和への思いを育成することが必要である。
4－2 家庭や地域の教育力の向上と次代の親になるための経験
【主な成果】 ○「大口町こども条例」の制定にあたり、こどもの権利の重要性を積極的に啓発した。 ○ふれあいまつりへのこどもの参加や自然体験教室の開催等、親子のふれあいを促進した。 ○「歴史文化教育事業」ではこどもの年齢や発達段階に応じて、郷土の歴史や文化を知る機会を創出した。 ○伝統芸能発表会が復活し、伝統芸能の保存と継承の取組を行った。 【主な課題】 ○家庭における教育・育児力の向上のための事業を実施していく必要がある。 ○コロナ禍で様々な事業が中止となり、再開後も参加者が減少したままとなっている。改めて事業意義や内容を見直し、参加者の増加を図る必要がある。
基本目標5 安全で快適な子育て生活を支えるまちづくり
5－1 安全で快適な居住環境の整備
【主な成果】 ○学校や公共施設でのトイレの洋式化、バリアフリー化の整備を進めた。 ○余野1号公園、役場南ひろばの整備を行った。 【主な課題】 ○保育園施設は老朽化し、トイレの洋式化、バリアフリー化が遅れている。 ○通学路・生活道路における危険個所の情報収集、現場パトロール等により、安全施設の充実を図る必要がある。
5－2 安全・安心なまちづくり
【主な成果】 ○保育園や学校などで防災訓練を実施し、こどもたちの防災意識の向上に努めた。 ○小中学校にスクールカウンセラー、中学校には心の相談員を配置し、相談体制を整備した。 ○タブレットの導入に伴い、メディアの意味と特性を理解し、適切に情報を読み解き、発信し、行動する能力、メディアリテラシー教育を推進した。 ○小学校の通学路へ交通指導員を配置し、こどもの登下校の安全確保を実施した。 ○小学校入学前の児童を対象とする交通安全教室や地域での自転車教室を開催する等、こどもの交通安全意識を高める取組を実施した。 ○地域での防犯活動への資材や情報の提供等で取組を支援した。 【主な課題】 ○青少年問題協議会を通して、青少年健全育成に関する情報共有や啓発活動などを実施している。活動の継続と効果的な活動内容の検討が必要である。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもは、次代を担うまちの宝です。大口町で暮らすすべてのこどもが、豊かな心を持ち、夢と希望を抱きながら、それぞれの個性を伸ばしつつ健康でいきいきと育っていくこと。それは、町民みんなの願いです。また、一人ひとりのこどもが安心感に包まれながら“いつも笑顔”で“幸せ”に暮らしていける地域社会をつくることは、私たちのまち大口に暮らす大人の責務ではないでしょうか。

こどもは、家庭をその成長の基盤としながらも、家庭だけではなく地域社会との様々な関わり合いと多様な大人の支えや働きかけがあってこそ、社会的な存在として日々成長していくものです。「元来こどもは自分の力で育つもの」といわれていますが、その「育つ力」を伸ばしていくには、親や地域の大人の手助け、すなわち「子育て」を見守り、支えていくことが必要です。

一方、親に目を向けてみると、そもそも、はじめから完璧な親はいません。日々のこどもとの関わり合いの中で、親として成長していくのではないのでしょうか。また、地域における子育て活動などを通して、人間関係を広げ、多様な経験を積む中で、人間としてもさらに成長し、豊かな人生になっていくのではないのでしょうか。

子育ては、母親だけ、あるいは、家庭だけに委ねるのではなく、行政も含めた地域社会全体で共に悩み、不安や大変さを分かち合い、助け合うことができるようなまちになれば、子育ての辛さより楽しさや喜びの方が大きくなると考えます。

子育てが社会的にも意義あるものとして町民みんなが共有し、こどもも若者も、親も、地域の大人たちも、みんなが笑顔で育ち合う。そして、「子育て・子育て」をキーワードに、町民による様々な主体的な互助・共助の活動が生まれ、そうした活動の積み重ねの中で大口町の新たな文化が芽吹き、花開いていく……。そんな、「子育て文化」が、かつて先人たちが植え、しっかりと育て守り続けられている大口町のシンボル「五条川の桜」のように、美しく元気に咲き誇るまちづくりをめざします。

また、「子育て」を見守り、支えていく「子育て文化」が咲き誇るまちづくりを通じて、「誰もが自分らしく、存在自体が大切にされるまち」、誰もが“尊厳感”≡“自己肯定感”に満たされることができるような「子育て文化」が息づくまちの実現、ひいては、将来にわたって活力が持続する「次世代が育つ持続可能なまち」の実現をめざします。

以上の考え方や思い・願いに基づき、本計画の基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

こどもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口
～誰もが自分らしく、存在自体が大切にされるまち～

〈こどもも大人も地域も育つ〉

○こどもがいきいきと育つのはもちろんのこと、子育てを通して、親を含めた大人も育ち、さらに、子育てを共に支え、見守り、自立した地域社会が醸成されていく想いや願いを表現しています。

〈子育て文化のさくら咲く 大口〉

○文化とは、人々の生活様式そのものであり、日々の生活の営みや人々の関わり合いの積み重ねの中で生まれ、受け継がれていく地域固有の有形無形の成果を意味します。「子育て文化」とは、子育てを通じた様々な活動や暮らし、子育てに対する想いや考え方が地域の個性として地域社会に根付くような形で、立ち表れてくる様子や状態を指します。

○大口町の文化的な環境や暮らしのシンボルとなっている五条川の桜並木は、太古の昔から大口に存在していたわけではありません。戦後間もない頃に大口で暮らしていた人たちが、郷土を愛する心と自立の精神を持って、桜の苗木を一本一本植え、それらを育て、守り伝えてきたことにより、育まれてきた財産であり、大口町を特徴づける個性ある文化なのです。

○多くの先人たちが明るく豊かな大口町の将来を夢見て一本一本の桜の苗木を植えたがごとく、現世代に生きる私たち町民一人ひとりが、子育て・子育てのまちづくりの土を耕し、苗を植え、肥料や水をあげることによって、美しく華やかに咲き誇る桜の花のように「子育て文化」を開花させる。このような、想いや願いを「子育て文化のさくら咲く 大口」と表現しました。

《誰もが自分らしく、存在自体が大切にされるまち》

○こどもや若者が自分らしくいることは、心の健康と成長にとって非常に重要です。他人に合わせて無理をすると、本来の自分を見失い、自己肯定感が低くなる原因になり得ます。

○自分の価値観や考え方を尊重し、自分の特性や個性を大切にすることで、自分自身への信頼感が高まり、積極的に人生に取り組む意欲が育まれます。

○また、誰もがその存在自体が大切にされることで、自分に価値があると実感し、安心感を得られます。これにより、個性が尊重され、互いを認め合う社会が築かれ、安心して自分らしく生きる基盤が生まれます。

○このように、自分らしくいられることや存在自体が大切にされること、すなわち、誰もが“尊在感”※が満たされることは、自己肯定感や自己有用感を高めていくことにつながり、豊かな人生を築いていく上でも重要な要素であるといえます。

○そこで、基本理念の副題として～誰もが自分らしく、存在自体が大切にされるまち～を加えました。

※尊在感：自分のもとより他者が「尊い」存在であるとこどもたち・若者たちが認識すること、そう感じることを表す造語。自分の存在が他者や社会にとって大切であると感じられる意識や感覚のことを指す。人は、周囲からの尊重や価値を感じられることで「自分の存在には意味がある」と認識し、安心感や自信を持つことができる。この感覚は、特にこどもや若者にとって重要で、自己肯定感や役立ち感の基盤となる。なお、新富康央さん（國學院大學名誉教授）は、「自分が「尊い」存在であると、こどもたちが認識すること」を「尊在感」と名付けている。

地域で育つこども「子育て文化のさくら咲く 大口」

こどもに地域の歴史・文化を伝承『歴史文化教育事業』

こどもたちの伝統芸能への興味や理解、大口の郷土愛を育むため、様々な団体と連携し、大口の郷土の歴史や文化を継承する取組を行っています。

また、伝統芸能発表会、金助桜まつりにおける木遣りやお囃子等の伝統芸能の披露を通じて、老若男女の垣根を超えた交流の場にもなっています。



2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、本計画の策定及び施策・事業の推進にあたって大切にすべき基本的視点を5つ掲げます。

視点1：こどもの視点（子育ての視点）

一人ひとりのこどもたちが、親や社会から愛されるべきかけがえのない存在として、夢と希望をもちつつ、安心して健やかに成長できる社会環境をつくることは、親を始めとした地域社会の大人たちの責務として十分に認識することが大切です。

こどもは、一人の自立した人として、地域社会の一員として、大人と同様に基本的な人権があります。また、「子どもの権利に関する条約」締結国でもあるわが国において、4つの原則（差別の禁止、こどもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重）は、保障されなくてはなりません。

そのため、子育てをする親に対する支援という「親支援の視点」に加え、こどもの育ちやこどもにとっての幸せに何が必要なのかということこどもの視点（子育ての視点）を第一義とした施策・事業を推進する視点を大切にします。

視点2：すべての家庭における子育て支援・親育ち応援の視点

これまで推進してきたような保育や放課後児童クラブの充実など、仕事と子育ての両立をめざす家庭への支援に加えて、家庭で子育てをしている親の孤立感や不安感の解消や積極的な社会参画に対する支援、ひとり親家庭や障がい児がいる家庭などに対する支援、母親だけでなく父親や祖父母も視野に入れた子育て支援など、すべての家庭に目を向けた子育て支援を進めることが大切です。

すべての家庭が、心にも身体にもゆとりをもって楽しみや喜びを実感しながら子育てができるよう支援していく視点や、子育てを通じて親としての自信を高め親自身も育つ「親育ち」を応援する視点を大切にします。

視点3：切れ目のない支援の視点

子育て・子育て支援といっても、胎児から乳児幼児期、初等学齢期（小学生）、中等学齢期（中高生）などこどもの年齢によってその支援のあり方は多様であり、こどものライフステージに応じた子育て・子育てを促していくことが大切です。特に、障がいのあるこどもやその親に対する支援については、乳幼児期から就園期、就園期から就学期、進学期や就労期にかけて大きなギャップがあるのが現状であり、切れ目のない相談支援や、ライフステージや障がいの状況に応じた個別支援教育が課題となっています。

関係部署や関係機関、子育て関連団体等が情報を共有しつつ、就園前の子育て家庭、幼稚園や保育園と小学校、中学校が相互により緊密な連携を図りながら、それぞれのこどもの年齢やおかれている状況など個々のライフステージに応じて、適切な子育て・子育てを切れ目なく支援していく視点や、要保護児童対策の視点を大切にします。

視点4：こどもを見守り育てる地域社会の視点

核家族化や近隣関係の希薄化とインターネットやSNSの普及が相まって、“子育ての孤独化・孤立化”が進む傾向がありますが、子育ての中心は親や家庭にあるという基本認識をもつつも、単に家庭だけに子育てを委ねるのではなく、子育て家庭を取り巻く地域社会全体で担っていくという視点が大切です。

こどもや子育て家庭をあたたく見守り、応援するなど、親子が安心して共に育つことのできるような地域社会づくりを、個人を始め、家庭、自治組織や子育て支援グループ、行政などの様々な主体が相互に連携・協働することによって、地域ぐるみで進めていく視点を大切にします。

視点5：若い世代に対する支援の視点

晩婚化や女性の社会進出に伴う子育て支援の不足や教育費の負担増が少子化を加速させています。そして、非正規雇用の増加や不安定な雇用環境、新型コロナウイルスの影響がこれに拍車をかけ、結婚や子育てがより難しい状況となっています。また、こうした社会経済環境やデジタル社会の進展等を背景に生きにくさを感じて、悩みを抱え、社会的に孤立してしまう若者も少なくありません。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはなりません。若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくとともに、結婚、子育てに対して希望が持てるよう、若い世代の不安定な生活基盤等の妨げとなる要因を取り除いていく必要があります。

また、乳幼児期から青年期までの発達段階に応じた切れ目のない支援を通じて、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざしていくことが求められます。

そこで、これまでどちらかと言えば不足していた若い世代への支援の視点を大切にします。

3 基本目標と施策体系

基本理念「こどもも大人も地域も育つ 子育て文化のさくら咲く 大口 ～誰もが自分らしく、存在自体が大切されるまち～」を実現するために、以下の5つを基本目標とし、これらを施策の柱とした施策・事業を総合的に推進します。

基本目標1 こども・若者の権利を守り、希望の持てる次世代を育む

こどもは元来、生を受けた時より自ら育つ力を備えており、一人ひとりのこどもは独立した人格を持ち、自らの力で未来を切り拓く主体として、大人と同様の基本的人権が守られなくてはならない存在です。また、結婚したい、こどもを産みたい・育てたいと望んでいても、それがかなわない社会経済環境にあり、結婚や子育てに対して夢や希望が持てなくなってしまう若い世代が多い状況にあるといわれています。

そのため、令和7年度に制定予定の「大口町こども条例」の基本理念・趣旨や内容を踏まえ、こどもの権利を保障するとともに、こどもや若者が将来に対して希望を持てるような支援や環境づくりをめざします。この実現のため、以下の施策を推進します。

施策01：こどもの権利や条例の周知

施策02：こどもの権利を保障するための取組の推進

施策03：体系的なキャリア教育と若者就労等支援

施策04：結婚したい・こどもを産みたいに対する支援（次代の親育て支援）

基本目標2 健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する

妊娠・出産・育児期は、母親自身の心身の変化や家族全体の生活リズムの大きな変化がおきる時期です。このため、心にゆとりが持てずに子育ての不安感や孤独感が強くなる子育ての孤立化に陥ってしまうリスクのある時期でもあり、母子のみならず家族全体が健康で幸せあふれる暮らしができるよう支えていくことが大切です。

そのため、妊娠や出産に際しての不安や悩みを軽減・解消し、出産後も親子が健康で、のびのびと育児を楽しみ、こどもに愛情を注ぐことができるような支援環境づくりをめざします。この実現のため、以下の施策を推進します。

施策05：妊娠中及び出産・出産後の親への支援

施策06：乳幼児期の親子の保健・医療の充実

施策07：育児不安に対する相談体制の確保

施策08：食育の推進

基本目標３ すべての家庭での子育てを支援する

社会環境の変化に伴って、身近な地域や親族からの子育てが受けにくくなっており、子育てが大変だと感じる子育ての負担感が強まる傾向がみられます。また、共働き世帯が増加傾向にある中、子育てと仕事が両立できるようにしていくことがより一層求められています。

そのため、子育て相談や地域における子育て支援活動を推進するなど子育てネットワークの“円（縁）”を広げることにより、親子が安心して共に育つことができるような地域で子育てを見守り応援する仕組みづくりと、保育等の充実など子育てと仕事が両立できる環境づくりをめざします。この実現のため以下の施策を推進します。

施策０９：総合的な子育て支援サービスの充実

施策１０：親と乳幼児のつどいと交流の場づくり

施策１１：子育て情報の提供

施策１２：保育の充実

施策１３：放課後児童対策の充実

施策１４：多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの促進

基本目標４ 親と子が共に学び育つ環境づくりを支援する

少子化・核家族化の進行等に伴い、地域のつながりが希薄化、地域の子育て力や教育力の低下が指摘されています。“ひとりのこどもを育てるには村中のみんなの力が必要”というアフリカのことわざがあるように、子育てを母親だけや家庭だけに任せるのではなく、家庭をとりまく地域社会全体で担っていく環境づくりが求められます。また、一人ひとりのこどもが地域社会の一員としてそれぞれの役割と居場所があるような地域社会を形成していくことが大切です。

そのため、地域でこどもを育てていくという子育て文化を脈々と培ってきた本町の良さを継承しながら、こどもたちの“幸せ”が地域みんなの“幸せ”として共有できるような地域社会の形成、こどもたちが親や地域の人たちと共にふれあい、学び合い共に育つことができる環境づくりをめざします。この実現のため以下の施策を推進します。

施策１５：誰もが学ぶ楽しさを知る幼児教育・学校教育の機会の提供

施策１６：小中学生等の多様な体験機会の創出と居場所づくり

施策１７：家庭・地域の子育て力・教育力の向上

施策１８：こどもが安全で快適に過ごせる環境づくり

基本目標5 困難な状況にあるこども・家庭を支援する

様々な悩み等を抱え不登校になってしまう児童生徒や、障がいや発達に特性のあるこどもが増えています。また、虐待やネグレクトなどの理由で保護や支援が必要なこどもも少数ではありながらみられます。昨今ではヤングケアラーも社会問題になっています。

こうした少数ではありながらも社会的に弱い立場にあるこどもが抱える問題は、その子の命に関わる問題やその子が一生なんらかの形で抱えていかざるを得ない問題など、こどもの基本的人権に関わる大きな問題であり、こうした問題の未然防止と、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない対応と専門的な援助が必要なこどもや家庭への支援が必要です。

そのため、社会的に弱い立場にあるこどもやその家庭に目を向けた施策・事業は、本来行政が施策のまんなかに置かなければならないとの認識に立ち、発生予防からアフターケアに至るシームレスで総合的な支援の仕組みづくりをめざします。この実現のため以下の施策を推進します。

施策19：不登校・ひきこもり対策の推進

施策20：障がいや発達に特性のあるこども、医療的ケア児への支援

施策21：児童虐待の防止と対策

施策22：こどもの貧困問題への対応

施策23：外国にルーツを持つこどもやその家庭の支援

施策24：自殺対策の推進

4 戦略プロジェクト（重点施策項目）

施策・事業は個々に進めるのではなく、複数の施策・事業を共通する目的によって組み合わせ、横断的に結び相互連携することによって、波及性と連動性をもって相乗効果を発揮させていく視点が大切です。

この考えに基づき、平成 17 年 3 月に策定した「大口町次世代育成支援行動計画」では、象徴的に推進していくことや先行的に推進していくことが新たな取組を誘発するなど子育て文化の醸成の気運づくりに等な結びつく効果的な施策・事業を複数組み合わせ、リーディング事業として位置付け、町民との協働により先導的かつ総合的に推進しました。

また、平成 22 年 3 月に策定した「大口町次世代育成支援後期行動計画」では、前期計画におけるリーディング事業の進捗状況の評価結果と子育てを取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに基本的な視点として加えた「継ぎ目のない支援の視点」を勘案したリーディング事業などを新たに加えて、町民との協働により総合的に子育て支援関連の施策・事業を推進してきました。

この結果、情報冊子「大口子育て情報 ゑゅっと」の発行や赤ちゃん抱っこ事業、ドアノッキング事業、おおぐちっ子まつりの開催などといった本町独自の事業を町民やNPO等の子育て関係団体等と町との協働により実現しました。また、こうしたリーディング事業の推進を通じて子育て関連の団体も成長し、中にはNPO法人格を取得するような団体も生まれました。

さらに、平成 27 年 3 月に策定した「大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」では、「子育て支援の中核拠点づくりと子育ての居場所ネットワーク事業～地域ぐるみの子育て支援の面的な展開作戦～」を新たなリーディング事業として加えました。

その結果、平成 29 年度の北保育園の移転新築工事の完成に合わせた子育て支援センターの開設及び母子通園（現在の名称：親子通園）「ぱんだ教室」の拡充を実現しました。また、これらを中核拠点として地域ぐるみの子育て支援の面的な展開を図ってきました。

そして、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」では、“事業の定着”に力点をおき、それまでのリーディング事業のうち継続していくべき事項を踏襲する形で、「戦略プロジェクト 1：地域まるっと子育て相談支援プロジェクト～子育て家庭の孤立化ゼロ、児童虐待ゼロ作戦～」と「戦略プロジェクト 2：こどもの発達・成長に応じた継ぎ目のない支援プロジェクト～こどものライフステージ・ギャップゼロ作戦～」の 2 つを「戦略プロジェクト」として位置付け、その実現に努めてきました。

以上のように、リーディング事業や戦略プロジェクトに位置付けた事業の多くを実現し、「子育て文化のまちづくり」を先導する事業としての一定の役割を果たしてきました。

こうした成果を踏まえ、本計画では、「第 2 期大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」で位置付けた 2 つの戦略プロジェクトをアップデートしつつ、引き続き取り組んでいきます。また、「こども・若者の居場所、多様な体験・活躍の機会創出プロジェクト～こども・若者の自己肯定感・尊厳感アップ作戦～」を戦略プロジェクト 3 として新たに加えていくものとします。

- 家庭だけに子育てを任せるのではなく、子育て家庭を取り巻く地域社会全体で子育て支援をしていく視点が大切です。
- このためには、子育てをしている人が出会い、交流し、共に相談し合い、支え合うような関係を築くことができる“機会”と子育てに役に立つ支援情報の提供や専門的な子育て相談を行う“拠点”を形成していく必要があります。
- そして、これによって、子育ての孤立化の防止、ひいては、児童虐待の未然防止を図っていく必要があります。
- また、子育ての不安や悩みから生じるストレス等により、虐待等のリスクを抱えてしまっている家庭を適切な支援につなげていくために、こうした家庭の存在に早期に発見するゲートとなる多段階的な機会と連携・協働が大切です。
- そこで、以下の事項を戦略プロジェクト1として推進します。

①こども家庭センターを中核拠点とした切れ目のない子育て支援の実施

すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの支援を一層充実させるため、これまで保健センターの「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」とこども課の「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」のそれぞれが行ってきた支援体制を統合・一元化し、令和6年4月に新たにこども家庭センターをこども課内に設置しました。

このセンターを拠点に、妊娠期から子育て期（18歳未満）までのご家庭と継続的につながるために、母子保健と児童福祉が一体的に切れ目なく相談や支援を進めます。

関連する事業 ●こども家庭センターにおける包括的な子育て支援（0506）

②子育てサブ拠点の形成

広場事業などを行っている3つの児童センターや町内の4つの保育園、子育て支援のNPO等が運営している親子ふれあい広場の会場にもなっている保健センターなどの子育てのための居場所、さらにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置している小中学校を、子育てサブ拠点（地域拠点）として位置付け、子育て家庭の身近な居場所・相談支援の場として充実を図ります。

関連する事業

- 学校におけるこどもの相談体制の充実（0201）
- 家庭児童相談（0705）
- 子育て支援センター事業（0901）
- 親子ふれあい広場（1001）
- 子育て支援関係ネットワーク推進事業（1002）
- 未就園児子育て支援事業（1003）
- 親支援事業（1005）
- 子育てサロン事業（1006）
- 児童センター事業（1611）

③子育て中核拠点とサブ拠点の相互ネットワークの形成

中核拠点と町内各地区にあるサブ拠点の相互ネットワークを構築して、子育て支援と居場所の面的な展開を図ります。

④アウトリーチ型の子育て家庭見守り・相談支援事業の推進

子育ての孤立化を防止するために実施している、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」とそれを補完する事業として主任児童委員等の協力を得て実施している「ドアノッキング事業」、さらには子育て支援のNPO等が町の元気なまちづくり事業助成金を受けて令和7年度より開始する「訪問型子育て支援事業」の3つの事業を“アウトリーチ型の子育て家庭見守り・相談支援事業”として位置付け、これらの事業が相互に効果的に機能するよう事業を推進します。

具体的には、「赤ちゃん訪問」を担う助産師等や「ドアノッキング事業」を担う主任児童委員や民生委員・児童委員と、訪問によって明らかになった虐待等のリスクを抱える家庭や相談したいことがある家庭に対して継続的な相談支援を行う担当地区の保健師、さらには、傾聴を主とした寄り添い支援を行う「訪問型子育て支援事業」を担うケアスタッフとの連携を強化します。これによって、リスクのある家庭の早期発見とその後の迅速かつ的確な対応を図ります。

また、3つの“アウトリーチ型の子育て家庭見守り・相談支援事業”による訪問活動を通じて、上記①～③の町内各地にある子育て支援拠点を紹介することによって、閉じこもりの防止と子育て仲間づくりを進めます。これによって、子育て家庭の孤立化の未然防止を図ります。

関連する事業

- 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）（0701）
- ドアノッキング事業（0702）
- 元気なまちづくり事業によるNPO等の活動促進（協働事業）（1703）

⑤子育てリスク等を発見するための重層的なゲート機能の運用

初回産科受診料助成事業（対象：低所得の妊婦）や妊娠届出時の面談をスタートにして、母子健康手帳交付説明会と随時予約制による母子健康手帳の交付及び交付後8か月後の電話による健康状態の把握、妊産婦健康診査、妊産婦歯科健診、妊娠中の健康相談、母親教室といった流れで妊婦の健康・生活等の支援を進めています。

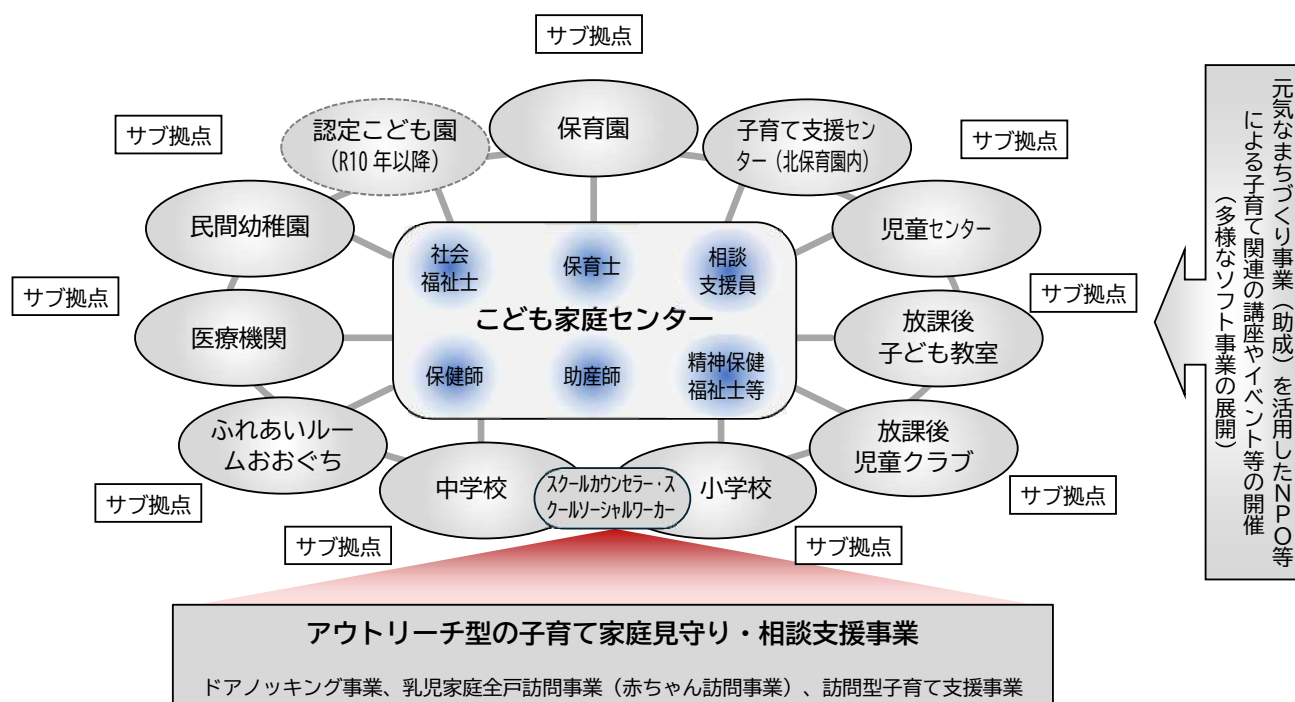
また、出産後については、出産育児一時金申請時や出生届時、医療機関による1か月児健康診査等をスタートに、フレッシュママの会（4か月児健診前）や赤ちゃん訪問事業（4か月まで）、4か月児健康診査、ドアノッキング事業（生後5か月の電話と1歳おめでとう訪問）、7か月健康相談、離乳食教室（7か月頃）乳幼児健康診査及び乳幼児歯科健康診査（1歳6か月児）、乳幼児歯科健康診査（2歳児）、乳幼児健康診査及び乳幼児歯科健康診査（3歳児）を実施しています。

こうした多様で多段階的な機会を活用し、子育てリスク等を発見する重層的なゲート機能として有効的に運用します。また、こうしたゲート機能を通じて発見した子育てリスク等を抱える家庭に対し包括的な伴走支援を的確に実施します。さらに、必要に応じて産後ケア事業や子育て世帯訪問支援事業などの支援につなげていきます。

関連する事業

- 母子健康手帳の交付・妊婦相談（0501）
- 妊産婦健康診査（医療機関への委託）（0502）
- 妊産婦歯科健診・指導（0503）
- 母親教室（0505）
- 出産育児一時金の給付（0507）
- フレッシュママの会（0509）
- 離乳食教室（0510）
- 乳児健康診査（医療機関への委託）（0602）
- 乳幼児歯科健康診査（0603）
- 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）（0701）
- ドアノッキング事業（0702）

図表3-1：地域まると子育て見守り・相談支援プロジェクトのイメージ図（その1）



図表3-2：地域まると子育て見守り・相談支援プロジェクトのイメージ図（その2）
 ～子育てリスク等を発見するための重層的なゲート機能～

ゲートとなる機会	時期	妊娠期	出産	0歳	1歳	2歳	3歳
初回産科受診料助成事業		■					
妊娠届出時の面談		■					
母子健康手帳交付		■					
母子手帳交付後8か月後の電話による健康状態の把握			■				
母親教室		●→					
妊娠中の健康相談		●→					
妊産婦歯科健診		●→					
妊産婦健康診査		●→					
出産育児一時金申請や出生届			■				
1か月児健康診査（医療機関）			■				
フレッシュママの会（4か月児健診前）			●→				
赤ちゃん訪問事業（4か月まで）			●→				
4か月児健康診査			■				
ドアノッキング事業（生後5か月の電話と1歳おめでとう訪問）			■	■			
7か月児健康相談				■			
離乳食教室（7か月頃）				■			
乳幼児健康診査及び乳幼児歯科健康診査（1歳6か月児）					■		
乳幼児歯科健康診査（2歳児）						■	
乳幼児健康診査及び乳幼児歯科健康診査（3歳児）							■

見守り・つなぐ

誰一人取り残さない！
 発見した子育てリスク等を抱える家庭に対する包括的な伴走支援

戦略プロジェクト 2

こどもの発達・成長に応じた切れ目のない支援プロジェクト ～こどものライフステージ・ギャップ ゼロ作戦～

- 子育て・子育て支援といっても、妊産期から乳児幼児期（未就園期、就園期）、初等学齢期（小学生）、中等学齢期（中高生）などこどもの年齢によってその支援のあり方は多様であり、こどものライフステージに応じた子育て・子育てを促していくことが大切です。
- 特に、障がいのあるこどもやその親に対する支援は、乳幼児期から就園期、就園期から就学期などこどもの成長の節目となる時期に途切れてしまいがちです。こうした状況に不安や悩みを抱える親も少なくない状況にあると考えられ、切れ目のない相談支援やライフステージや障がいの状況に応じた個別支援教育が課題となっています。
- こうした子育ての面や就園・就学面等における将来不安を解消するためには、関係機関が連携して個々のこどもの発達・成長等に関する情報を共有しながら、悩みや不安を感じている親に寄り添う形で必要な支援を切れ目なく実施していくことが重要です。
- また、非正規雇用の増加や不安定な雇用環境、さらにデジタル社会の進展などにより、多くの若者が生きづらさを感じ、悩みを抱えているといわれています。不登校に陥ったり、進学や就職が思うようにいかず将来への不安を募らせたり、離職をきっかけに社会的孤立に追い込まれる若者も少なくありません。
- これに対し、町行政では効果的な対応が難しく、十分な支援が進んでいないのが現状ですが、今後は、可能な範囲で若者支援に目を向けた施策を展開する必要があります。
- そこで、以下の事項を戦略プロジェクト2として推進します。

①幼稚園・保育園と小学校の連携会議を継続的開催

障がいや病気を抱えるこどもをはじめとしたすべてのこどもの円滑かつ適正な就学を進めるための情報共有を図り、適切な支援を継続していくことを目的に、町内の全小学校で開催している幼稚園・保育園と小学校・中学校の連携会議を継続的に開催します。

関連する事業 ●保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携会議の開催（1502）

②切れ目のない相談支援体制の確立

①で掲げた事項と並行して、相談支援事業者でもある大口町地域包括支援センターが核になって障がい福祉サービス事業者や保健センター、医療機関などと連携して、個々の障がい者（障がい児・発達障がい児）の情報共有を行い、必要な個別支援に適宜つなげていくシステムとしていくため、学校関係者や幼稚園・保育園関係者等との連携の強化に努めます。

関連する事業 ●ライフステージに沿った継続的な支援（2001）
●乳幼児健診の充実（早期発見）（2002）

③障がい児・発達障がい児のための療育・保育・教育等の充実

障がい児・発達障がい児の健やかな育ちを支援するため、こどもの発達や子育て等に心配を持つ親子が、遊びを中心とした様々な場面を通して親子に応じた関わりを学ぶ「たんぽぽ教室」や「たんぽぽ広場」、NPO等との協働により開催している「あそびの学校」の充実を図ります。

また、北保育園内の感覚統合室を備えた3部屋からなる親子通園（ぱんだ教室）における療育事業を進めるとともに、引き続き各保育園における統合保育を継続的に実施していきます。このため、保育士を対象とした勉強会や研修会の開催を通じて、多様な障がいに対応で

きるよう保育士のスキルアップに努めます。

さらに、小学校では円滑な学校運営に対応するために学校支援員を継続的に配置しています。その中で、障がい児・発達障がい児など、個別事情を抱えた児童の支援にも配慮できるよう努めます。また、医療ケア児の受け入れについても継続的に進めます。

関連する事業

- たんぽぽ教室・たんぽぽ広場（２００３）
- 「あそびの学校」事業（２００４）
- 障がい児保育の充実（保育園）（２００５）
- 障がい児保育の充実（親子通園）（２００６）
- 特別支援教育の充実（２００７）

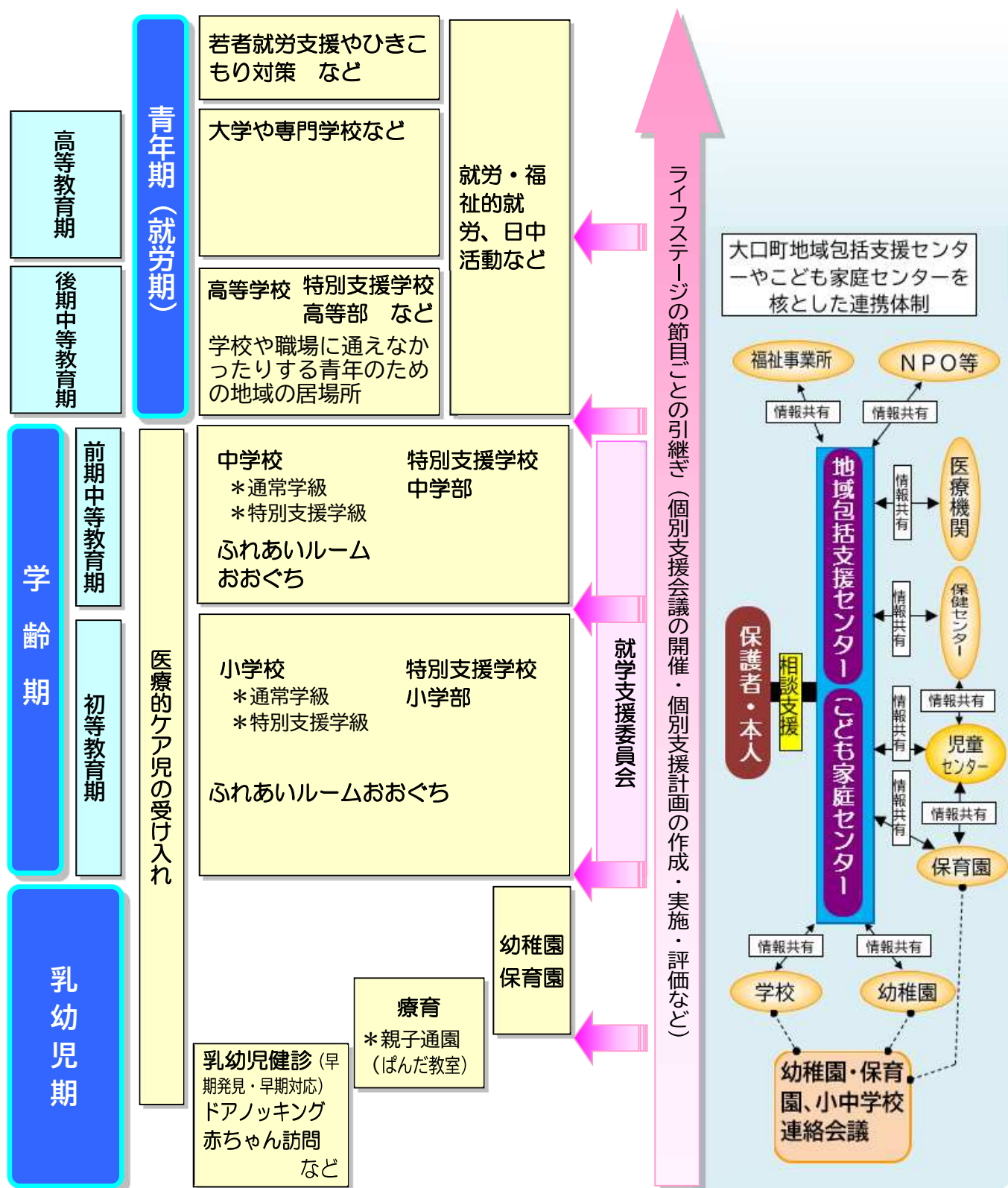
④若者就労支援やひきこもり対策

就職がうまくいかなかったり、離職したりしてしまっている若者に対し、若者サポートステーション等の関係機関と連携して支援に努めます。また、若者のひきこもりやヤングケアラーの実態把握とその支援策を検討するなど、若者も取り残さないよう努めます。

関連する事業

- 若者就労支援事業（０３０２）
- ふれあいルームおおぐち（教育支援センター）運営事業（１９０１）

図表3-3：こども・若者の発達・成長に応じた切れ目のない支援事業のイメージ
(障がい児・発達障がい児などのケースを中心に)



- 令和5年12月に閣議決定されたこども大綱では、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）や「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）といった若者も視野に入れて、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めています。
- ところが、本町におけるこれまでの計画は、妊娠・出産期から学童期まで施策・事業が中心で、思春期や青年期にある若者世代に対する施策・事業が手薄であった点があったことが否めません。
- 一方、令和7年度に制定予定の大口町こども条例について、この条例をより多くの町民に知ってもらうための周知と条例に位置付けられているこどもの権利の普及啓発を図っていく必要があります。また、条例で掲げている基本的な施策等の実現を図っていく取組として、こどもの意見表明や参加の促進、こどものための居場所の確保などを進めていく必要があります。
- そして、こども大綱で重要事項として位置付けられている「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」や「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」に関わる施策・事業を総合的かつ重点的に進めていくことが求められます。
- そこで、以下の事項を戦略プロジェクト3として推進します。

①大口町こども条例の推進

大口町こども条例をこども・若者をはじめとしたより多くの町民に知ってもらうため、こどもが主体となり、保護者等で構成されるNPO等など、地域の大人のサポートによって条例の普及啓発を進めます。

また、こどもの意見表明の場・機会づくりや中高生の居場所づくりなど、こどもの権利を守る取組やこども・若者の“尊在感”が満たされるような取組を推進します。

関連する事業

- 大口町こども条例の普及啓発と見直し（0102）
- こどもの意見表明の場・機会づくり（0207）
- 中高生の居場所づくり（0208）

②こども・若者の職業観・勤労観の育成とこどもの未来応援・やりたい応援

就職しても早期に離職してしまう若者が依然として多い状況にあります。仕事の内容や職場環境が入社前の期待と異なる職業選択のミスマッチングや人間関係の問題、業務量やプレッシャーなどからくる過度なストレス、価値観の多様化や雇用の流動化などが主な原因としていわれています。この他、職業観・勤労観が未形成のまま就職期を迎えてしまうことも原因の一つとして指摘されています。

本町では、こども向けの企業や工場の見学ツアー、中学生の職場体験などの他、シティプロモーションの一環で実施している地元企業の社長紹介や小学校に出向いての出前授業など実施していますが、これらの取組を発展させ、職業観・勤労観の形成という面からこどもの夢やチャレンジを応援していくための体系的なキャリア教育の強化充実に努めます。

また、仕事も含めて、こどもがやりたいことを自ら発見し、それを切り拓いていく土台を築いていくためには、また、こども・若者の健やかな成長のためには、多様な体験活動が重要な役割を果たします。

そこで、自然、文化・歴史、スポーツ、遊びなどこどもの多様な体験機会を様々な主体が既

に提供しているという本町の強みをより一層伸ばすことにより、心身共に健康で、創造的で共感力や協調性、忍耐力があり、視野が広く、バランスの取れた人格形成につながるよう、未来あるこどもの育ちを促していくものとします。

また、このように地域社会全体で多様な体験機会を提供することによって、すべてのこどもが自分らしくいられる居場所、心理的な安定や社会的なつながりと“尊在感”が得られる居場所が持てるようにします。

関連する事業

- 体系的なキャリア教育の強化・充実（０３０１）
- 奨学金返還支援事業（０３０３）
- こども向けの生涯学習の推進（１６０１）
- ウィル大口スポーツクラブとの協働によるこども向けスポーツ推進事業（１６０２）
- スポーツ少年団支援事業（１６０３）
- 学校施設の開放（１６０４）
- 海外派遣事業（１６０５）
- 非核平和推進事業（１６０６）
- 親子講座による親子のコミュニケーションの促進（１６０７）
- 伝統芸能・歴史文化の継承（１６０８）
- 福祉実践教室（１６０９）
- 夏休み家族福祉教室（１６１０）
- 児童センター事業（１６１１）
- 夏休みチャレンジ講座の実施（１６１２）
- 中高生の居場所づくり（０２０８）

第4章 推進施策・事業

基本目標1 こども・若者の権利を守り、希望の持てる次世代を育む

施策01：こどもの権利や条例の周知

現状と課題

- 1989年に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、基本的人権がこどもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約であり、わが国も締結しています。
- また、令和5年4月に施行された「こども基本法」の第9条に基づき令和5年12月に定められた「こども大綱」では、こども施策に関する基本方針の一つとして「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」を位置付けるなど、こどもの権利が重要視されるようになっていきます。
- こうした情勢にある中、本町でも令和7年度に「大口町こども条例」を制定する予定です。この条例の基本理念・趣旨や内容について、こども・若者はもとより、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとする大人に対して、広く周知し、地域社会全体で共有を図っていく必要があります。

施策の方針

- こどもの権利・人権に関するポスターやパンフレットなどの啓発資料の配布等により積極的な啓発を行い、理解促進に努めます。
- こども・若者が権利の主体としての認識を持ち、その多様な人格・個性が尊重され、権利を保障していくことの大切さに対する理解を深めるため、こども・若者やその支援を行っている地域の大人やNPO等との協働による「大口町こども条例」の普及啓発を図ります。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
こどもの権利・人権に関する啓発（0101）		
国・県等から送付されるこどもの権利や人権に関するポスター・パンフレット作品などをイベント等で展示・活用して意識啓発に取り組んでいます。 また、各小学校で人権擁護委員による人権教室を開催しています。	●こどもの権利や子育てに関する理解促進を図るため、こども・若者育成支援強化月間、「人権擁護委員」の日や「人権週間」などの各種イベントに合わせた啓発活動に合わせ、こどもの権利に関するポスターやパンフレット等の啓発資料を配布します。 ●講演会や学習会等の開催に努めます。	こども課 町民安全課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
大口町こども条例の普及啓発と見直し（0102）		
こどもの権利が保障され、こどもが幸せに暮らせるまちづくりをめざし、保護者等で構成されるNPO等のサポートのもとでこどもの参加を図りながら、令和7年度の策定に向けて検討を進めています。	●大口町こども条例の普及・啓発を、その主体であるこどもの主体的参加・協働で進めます。 ●この活動をサポートする地域の大人で構成されるグループとの協働によって大口町こども条例の推進に努めます。 ●大口町子ども・子育て会議を通じて、定期的に評価・見直しを進めます。	こども課

施策02：こどもの権利を保障するための取組の推進

現状と課題

- いじめ問題がいまなお大きな社会問題となっています。こどもたちの命に関わるような人権問題、子どもの権利条約に定められているこどもの権利を侵害する問題です。
- 令和4年度に実施した「大口町子どもの権利に関するアンケート調査」では、「悩んでいることがない」という中学生は14.1%と大半の中学生は何らかの悩みや困りごとを抱えている状況にあることから、児童生徒が悩みを相談できるような支援体制づくりや児童生徒に対するきめ細かいケアが依然として重要です。
- こどもの意見の尊重（こどもが意見を表明すること⇨こどもが意味のある参加ができる「参加の権利」）は、4つの原則の一つとして子どもの権利条約でも定められています。
- こどもは、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく“意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である”という共通認識のもとで、こどもの主体的な参画・意見表明の場・機会を設けていくことが求められます。

施策の方針

- 生きる権利や守られる権利といったこどもの権利の侵害のみならず、こどもの心身の健康や命に関わる危険にもつながるいじめの防止を進めるため、こどもの悩みやいじめ・虐待等に関する相談体制の充実を図るとともに、こども自身がSOSを発することができるよう教育を進めます。
- また、「大口町いじめの防止等に関する条例」とそれに基づいて策定された「大口町いじめ防止基本方針」の普及啓発やいのちの学習などを引き続き進めます。
- こどもの「参加する権利」を保障するため、中高生の居場所づくりを進めるとともに、新たに多様なこどもの意見表明・参加の場・機会の確保に努めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
学校におけるこどもの相談体制の充実（0201）		
様々な悩みを抱える児童生徒一人ひとりにきめ細かく対応するために、学校や専門家による相談体制を整えています。	●養護教諭等の行う健康相談、スクールカウンセラー、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、こどもがいつでも不安や悩みを打ち明けられる体制の充実を図ります。	学校教育課
SOSの出し方に関する教育の推進（0202）		
生命を尊重する教育や温かい人間関係を築く教育などの下地づくりの教育はすべての教育活動を通じて進められていますが、援助を求めるSOSの出し方に関する教育は位置付けや方法を検	●いじめ問題対策連絡協議会と連携しながら、小中学校において、いじめを始め、社会で直面する可能性のあるさまざまな困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出	学校教育課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
討しながら進めている段階です。	し方に関する教育）を検討します。	
こどもの虐待やいじめ相談・通告体制の充実（０２０３）		
こどものしつけの仕方等、その問題の解決の手助けとして家庭児童相談を設けています。また、妊娠期から子育て期までの家庭に対して切れ目のない体系的な相談を行うため、令和６年４月にこども家庭センターを開設しました。	●家庭児童相談やこども家庭センターなど、子育てに関する各種相談窓口のPRに努めます。 ●こどもの虐待やいじめ相談のみならず、通告についても受け止め、関係各課と連携・協働してその解決に向けた取組を推進します。	こども課
大口町いじめの防止等に関する条例の普及啓発（０２０４）		
いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知することによって、その解消に向けた取組のスタートラインに立つという理念のもと大口町いじめ防止基本方針を策定し、これに基づいていじめ対策を進めています。	●いじめの防止等及び解決に向け、こどもの成長に携わるすべてのものが一体となって児童生徒が安心して生活し、健やかに成長することできる環境づくりに努めます。 ●引き続き「大口町いじめの防止等に関する条例」の普及・啓発に努めます。 ●この条例に基づき策定した「大口町いじめ防止基本方針（平成２７年策定、令和２年改訂）」に基づき、学校現場を中心にいじめ防止を推進します。	学校教育課
いのちの学習（０２０５）		
自他の命の尊さや命の重み、共に手を取り合って生きていく力を育むため、各小中学校において、心と体の発達に応じたいのちの学習を実施しています。 また、中学生は、NPO等の協力により、助産師を迎えて、いのちの授業を実施しています。	●他者を思いやり大切にすることの気持ちや誰もが人間らしく生きていくために大切にされなくてはならない考え方、自尊心や自己肯定を育むため、引き続き、学校現場を中心にいのちの学習を充実させていきます。	学校教育課
家庭での子育て１０か条の普及・啓発（０２０６）		
「大口の子どもは大口で育てる」という学校・家庭・地域が連携し町全体でこどもを育てていく本町の教育に関する基本方針のもと、こどもの学びを支える家庭における学習のあり方をまとめた「家庭での子育て１０か条」と学校と家庭が共有したい事柄を示した「家庭学習のスタンダード」を毎年各家庭に配布しています。	●こどもの健やかな育ちの基盤である家庭教育がこどもの権利の保障という観点からも重要であるとの認識に基づき、「家庭での子育て１０か条」の普及啓発を図ります。また、「大口町の教育に関する基本方針」を踏まえて、青少年の育ちにおける学校・家庭・地域の役割についての共通認識の形成に努めます。	学校教育課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
こどもの意見表明の場・機会づくり（０２０７）		
大口町こども条例の制定に際して、こども向けのワークショップを開催し、大口町こども条例の前文づくりを進めました。	●こどもの目線からのこども本位の町政運営を図るため、計画策定など町の施策・事業を進める際には、こどもの意見表明の場・機会（アンケートやヒアリング、ワークショップなど）を設けるよう全庁的に努めていきます。 ●条例制定に開催したこどもワークショップを母体にした活動を継続させるなど、将来的には常設的なこどもの意見表明の場づくりも検討します。	こども課
中高生の居場所づくり（０２０８）		
中高生が様々な活動を行い、多様な価値観と触れながらコミュニケーション能力や生きる力を育むため、中学生・高校生が学校や家庭以外に自分の居場所と感じられる場所を提供しています。 これまで、バンドやダンスの練習場所として利用できるよう、防音設備が整った創作活動室を北児童センターに整備するなど居場所づくりを行ってきましたが、利用者数は減少傾向にあります。	●北児童センター創作活動室の中高生の居場所としての利用促進を図っていくため、中高生の参加によるよりよい施設・よりよい施設運営を検討します。 ●また、既存の公共施設の空きスペースなどを有効活用した、中高生の中高生による中高生のための居場所づくりを進めます。	こども課

施策03：体系的なキャリア教育と若者就労等支援

現状と課題

- 若者の離職問題をめぐって、かつては「七五三現象」という言葉が話題になりました。これは、新卒者が入社後3年以内の早期離職する割合が中卒7割、高卒5割、大卒3割を表す言葉で、昨今は、中卒 52.9%、高卒 37.0%、大卒 32.3%（令和5年10月厚労省公表データ）と以前よりは低くなっているものの、依然として若者の離職率は高い水準にあります。
- 職場環境や仕事内容のミスマッチングなどが若者の早期離職の主な原因として指摘されており、将来の進路選択への視野を広げるためのこどもの頃からのキャリア形成が求められます。
- 本町でも、こども向けの企業や工場の見学ツアーや中学生の職場体験などが行われていますが、小学校から中高生、大学生に至るまでの体系的なキャリア教育としては十分ではありません。
- 多くの大学生や新卒者が就職活動に不安を感じており、中には、進路や将来の不安による精神的なストレスやうつ症状を訴える若者、離職をきっかけにひきこもりになってしまう若者も少なくありません。このような状況にある中、本町では、「いちのみや若者サポートステーション」による相談会を、役場の相談室を相談場所として提供する方式で実施しています。
- およそ2人に1人は、大学に通うために何らかの奨学金を利用しており、その返済が大きいのかかり、将来の結婚・出産・住宅購入などのライフイベントを諦めざるを得ない状況に陥るような状況を招いていることが社会的問題となっており、町としてもその対応が求められています。

施策の方針

- こどもの生き抜いていける力を培っていく面のみならず、将来にわたる地元企業の持続的発展のため、こどもたちが将来に向けて希望とやりがいがあるような職業観を培っていくことができるよう多様なメニューの体系的なキャリア教育を検討・実施します。
- 就労に悩む若者に対し、職業相談や職場体験を通じて就労支援を行い、経済的な自立を促していくため、「いちのみや若者サポートステーション」を通じて、キャリア相談、職場体験やインターンシップの斡旋、職業訓練の提供や個別支援プログラムなどの就労支援を進めます。
- 働く若者や結婚して家庭を持ちたい若者に対する経済的という面から、奨学金返還支援を継続的に実施するとともに、社会動向と本町の財政状況を踏まえて、その充実に努めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
体系的なキャリア教育の強化・充実（0301）		
小学生以上の住民に対して、町内の企業や工場の見学ツアーを毎年実施しています。 また、毎年大口中学校の2年生を対象に中学校職場体験を実施しています。 さらに、大学、大学院、短期大学及び	●こども・若者の夢と希望に満ちた仕事観・職業観を形成するため、また、未来の本町の産業振興に貢献する優秀な人材・労働力の育成・確保するため、現在実施しているこども向け企業見学ツアーや中学生の職場体験学習に加え、高校生インターンシップなどを	まちづくり推進課 政策推進課 学校教育課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
高等専門学校对学生に対しては、大口町役場を受け入れ先としたインターンシップ事業を実施しています。 その他、シティブロモーションの一環として、町内の企業が小学校に出向いて出張授業を行うなど、こどもたちの職業観を培っていく事業を展開しています。	加えて体系的なキャリア教育についてもその実施を検討します。 ●また、こどもたちが将来的に本町に立地する企業を就職先の選択肢として挙げてもらえるよう、地元企業の魅力を紹介する冊子の作成についても検討します。 ●こうした事業により、本町の未来を担うこどもや若者のための体系的なキャリア教育の強化・充実に努めます。	
若者就労支援事業（0302）		
働くことや自らの進路、社会へ出ていくことに悩みを持つ若い人達の自立と就労の支援を行うため、「いちのみや若者サポートステーション」による相談会を2か月ごとに、役場で開催しています。 また、近隣市町と合同で開催する就職フェアを通じて、若者の就労機会の提供に努めています。 さらに、大学等のインターンシップ及びジョブトレーニング実施事業所になる町内企業を町で募集し、学生と町内企業をつなぐキャリア教育支援を実施しています。	●若年者が抱えている就労に関する悩みや不安に対する支援を行うため、ハローワークや「いちのみや若者サポートステーション」などの関係機関と協力し、就職相談、失業者等の職業能力開発を支援する制度等の周知、職業紹介等の情報提供の充実に図ります。 ●若年者の就業を促進するため、就職フェアの継続開催と内容の充実に努めます。	企業支援課
奨学金返還支援事業（0303）		
学生時代に自身の修学のために貸与型奨学金を借り、現在、返還中の人の返済負担の軽減を図るため、1年の上限額1万円を最大3年間助成する制度を実施しています。	●本町の財政状況を踏まえ、内容の充実を検討しながら継続して実施していきます。	学校教育課

施策04：結婚したい・子どもを産みたいに対する支援（次代の親育て支援）

現状と課題

- 就職難や低賃金の長期化により、生活基盤が整わないまま結婚を考えることが難しくなっている社会経済情勢や恋愛・結婚に対する価値観の変化などが影響し、晩婚化や若者の未婚率の上昇の傾向が続いています。
- 35歳以上の高齢出産の割合は、平成22年で23.6%、令和2年で23.3%、令和4年で21.6%と2割以上あります。高齢での妊娠・出産は、妊娠中の合併症や早産など医学的なリスクが高まるだけでなく、妊孕性（妊娠するための力）が低下し不妊の原因の一つとなります。
- 本町では、結婚して親になるための学びと体験に少しでもつなげていくために、長年にわたって中学校における乳幼児との交流・育児体験授業や赤ちゃん抱っこ体験をNPO等との協働により進めてきました。また、子どもが欲しいのに妊娠に恵まれない夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、一般不妊治療費の助成を進めてきました。
- 少子化や出生率の低下傾向が本町においても深刻化しつつある中、結婚したいけれどもなかなか結婚できない若者や子どもを産み・育てたいけれども妊娠に恵まれない人に対する支援や、望んだ時にすこやかな妊娠・出産を実現できるよう、将来の妊娠のための健康管理を促す支援が必要です。

施策の方針

- 子どもが欲しいけれどもなかなか妊娠に至らず不妊治療をしている夫婦の経済的負担の軽減や、不妊で悩む人に対する相談支援を充実させていきます。
- 妊娠前の若い男女が将来の妊娠を考えながら、自分の心身の健康管理を行うことを促すため、正しい情報を発信していきます。
- 命の尊さや育児についての理解促進、将来的な育児への関心や準備につなげていくため、引き続き、子どもを対象にした乳幼児とのふれあいの体験やいのちの学習を進めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
一般不妊治療費助成事業（0401）		
不妊症と診断され人工授精を受けた夫婦を対象に治療に要した費用の一部を助成しています。令和4年4月より、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用されることとなりました。	● 不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、一般不妊治療費の助成を実施します。 ● また、妊娠・出産や不妊症・不育症に対する正しい情報の周知や相談体制の充実を図ります。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
中学校における乳幼児との交流・育児体験授業の実施（０４０２）		
中学生の職場体験や保健体育の授業に加え、ＪＶＣ（ジュニア・ボランティア・クラブ）で町内の保育園、幼稚園にて保育体験を実施しています。 また、ＮＰＯ等による、赤ちゃん抱っこ事業を大口中学校でも実施し、多くの生徒が乳幼児とふれあいを行っています。	●核家族化の進行により、身近な乳幼児との関係性が希薄化しているため、こうした事業を継続することで、児童生徒の情操教育を進めます。また、親になるための教育の機会という観点から進めます。	学校教育課
いのちの学習（０２０５）【再掲】		

基本目標2 健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する

施策05：妊娠中及び出産・出産後の親への支援

現状と課題

- 初めての妊娠・出産は、未経験で不安なことも多いことから、誰もが安心して出産を迎えられる環境づくりが求められます。妊娠中や出産後は、急激な身体の変化に加え、慣れない子育てにより精神的に不安定になる可能性があり、身体面の変化を見守ると同時に、精神面でのケアが重要であり、悩みの解消や孤独感に陥ることを未然に防ぐ必要があります。
- 本町では、妊娠届出時の面談をスタートにして、母子健康手帳交付説明会や随時予約制による母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、妊産婦歯科健診、妊娠中の健康相談、母親教室といった流れで妊婦の健康・生活等の支援を進めています。
- 一方、出産後は、これまでの生活スタイルから一変し、乳児と向き合いながら子育てに専念することで、孤立感を感じたり不安や悩み、ストレスを抱え込みがちになったりします。このため、本町ではこどもの成長に合わせた子育て情報や知識の提供、母親同士の交流を引き続き行っていく必要があります。
- また、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等が孤立し不安感を抱えやすくなっている社会情勢を踏まえ、母子保健法の改正に合わせて、令和2年4月に保健センター内に子育て世代包括支援センター（母子保健型）を開設し、妊娠期から子育て期の相談支援、関係機関との連絡調整等を進めてきましたが、改正児童福祉法及び改正母子保健法によって設置が義務付けられたこども家庭センターに移行してすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を行っています。
- 未婚、若年、多胎妊娠や低出生体重児等の妊娠・出産に不安やリスクを抱えている妊産婦等を、医療機関との連携などによって早期に発見し、必要な支援を継続的に行っていく取組を引き続き強化していく必要があります。

施策の方針

- 母子健康手帳の交付時における妊婦相談などを通じて、妊娠中からの母親の心身の支えとなっていくとともに、母子健康手帳交付説明会や母親教室の開催など母親同士の出会いと交流の場を提供して、妊婦同士の交流を促します。また、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産、子育てまで必要な支援が受けられる体制を充実させます。
- 経済的な負担を軽減しながら妊産婦の健康維持と産後うつ病等のリスクの軽減・早期発見・早期支援を図る観点から、妊産婦健康診査や妊産婦歯科健診などの各種母子健診事業を継続的に進めるとともに、妊娠期から産婦人科等の医療機関とも連携を図り、子育てに関する様々な知識や情報を提供します。
- 妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目ないより専門的な支援をこども家庭センターで実施します。また、産後ケアの充実等産前産後のリスク軽減等のためのサポートを進めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
母子健康手帳の交付・妊婦相談（０５０１）		
妊娠届出時に保健師または助産師が面接をして、母子健康手帳の使い方や妊娠中の生活について説明しながら、母子健康手帳を交付しています。また、妊娠届出時におけるアンケートを通じて乳幼児虐待のリスクのある要支援妊産婦の早期発見を行っています。 父親の積極的な育児参加を促すため、令和６年度から「親子健康手帳」が併記された母子健康手帳を使用しています。日本語がわからない外国人の妊婦のうち、希望者に対し 10 言語対応母子健康手帳を交付しています。	●妊婦の健康状態や支援ニーズの把握、妊娠出産育児に関する必要な保健指導を行うため保健師または助産師による母子健康手帳交付時の相談を継続します。 ●母子健康手帳の電子化が国において議論されていることより導入を検討します。	こども課
妊産婦健康診査（医療機関への委託）（０５０２）		
安全な出産のために疾病を早期に発見し適切な治療や保健指導を受けられるよう、14 回分の妊婦健康診査費用を助成しています。 また、平成 26 年度から 1 回分の産婦健診も本町独自に補助しています。さらに、平成 28 年度より産後うつ病のスクリーニング項目を追加し、令和２年度から産婦健康診査費用の助成回数を２回に増やし産後のメンタルヘルス対策の充実を図っています。令和４年４月から多胎妊婦に対し妊婦健康診査（基本健診）費用５回分の追加助成を実施しています。 令和６年度から、低所得の妊婦に対して、受診医療機関と連携して継続的に把握し必要な支援につなげられるよう、初回産科受診料の助成を開始しました。	●経済的な負担を軽減し妊産婦が安心して定期的に健康診査を受けられるよう健康診査費用の助成を継続します。 ●精神的に不安定になりやすい出産直後の産婦に対し、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るため健康状態の把握及び相談支援が行えるよう産婦健康診査を受診勧奨し費用の助成を継続します。	こども課
妊産婦歯科健診・指導（０５０３）		
母子健康手帳の交付説明会において妊娠中の口腔の手入れについて集団指導を実施しています。 妊娠中の歯周病やう歯を予防するため、町内歯科医院に委託し、妊娠中に１回歯科健診が受けられるよう健診費用を助成しています。	●妊娠中からの歯科健診の必要性を理解することで口腔衛生管理に対する意識の向上を促し、定期的に歯科健診を受けるきっかけづくりになるように妊産婦歯科健診受診勧奨、歯科保健指導を継続して実施します。	こども課 健康課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
風しん抗体検査及びワクチン接種費用助成事業（０５０４）		
妊娠初期の妊婦が風しんに罹患すると難聴や心臓の病気、白内障、発達障害などの先天性風しん症候群の赤ちゃんがうまれてくる可能性があります。妊娠を希望する女性やその夫、妊娠している女性の夫を対象に風しん抗体検査費用助成しています。	●こどもの風しん症候群の予防のため、風しん抗体価の低い方には風しんワクチン接種を勧めています。	健康課
母親教室（０５０５）		
妊産婦を対象に助産師による妊娠・出産・育児についての講話、参加者同士の交流会を行っています。	●妊婦やその家族が妊娠・出産・育児への理解を深め、準備ができるよう必要な知識や情報を伝え、またこれから育児をしていく仲間との出会いの場として、引き続き事業を継続していきます。	こども課
こども家庭センターにおける包括的な子育て支援（０５０６）		
令和２年４月に保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期の相談支援、関係機関との連絡調整等を進めてきましたが、令和６年４月にこども家庭センターに移行しています。 妊娠出産子育てに関する不安や悩みに対し、妊娠届出時の面談、産前産後の電話や家庭訪問、妊産婦同士の交流会を実施しています。	●改正児童福祉法及び改正母子保健法に合わせて、令和４年４月に子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を統合して設置したこども家庭センターを拠点に、妊娠期からの切れ目のない相談支援を進めていきます。	こども課
出産育児一時金の給付（０５０７）		
国民健康保険の被保険者が出産した際、出産育児一時金を支払っています。国の少子化対策の一環として１件あたりの金額は４２万円を、多くの場合、直接払い制度によって分娩医療機関へ出産育児一時金を支払い、不足分を病院で窓口負担していただく形で、負担軽減を図っています。	●１件あたりの金額は、令和５年度から従来の４２万円から５０万円に引き上げられており、引き続き、国の制度にしたがい引き続き給付することによって出産にかかる金銭的な負担軽減を図ります。	戸籍保険課
産後ケア事業（０５０８）		
産後の体調不良や育児不安があり家族等から育児の援助が受けられない産後４か月未満の母子に対し、本町が委託した産科医療機関に宿泊し、母親の健康管理や授乳・育児に関する相談指導が受けられる産後ケア事業を令和２年度より実施しています。 また、令和６年度から、通所や訪問による産後ケア事業も実施しています。	●妊産婦健康診査の結果等から支援が必要と認められる産婦にすみやかに産後ケア事業を提供できるよう医療機関との連携を図ります。 ●退院直後の母子に対し産後も安心して子育てができるよう心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を継続します。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
フレッシュママの会（０５０９）		
生後２か月から３か月頃（４か月児健診前）の赤ちゃんと母親を対象に、母親同士の交流会、助産師による育児指導、管理栄養士による食事指導を行っています。	●産後間もない母親の授乳・育児不安や孤立感を軽減し安心して育児に臨めるよう相談や交流ができる場として継続して実施します。	こども課 健康課
離乳食教室（０５１０）		
食習慣の形成に大切な乳児期に、保護者が離乳食を正しく理解できるよう、離乳食の開始から７か月頃までの前期、９か月から完了期までの後期で、それぞれ１２回の集団指導を実施し、個別相談にも応じています。	●生活習慣の多様化・変化により、食生活が不規則になり、離乳食の進め方に戸惑う保護者や、食物アレルギーに不安を感じている保護者が増加している中、食習慣の形成に大切な乳児期に保護者が離乳食を正しく理解できるよう離乳食教室を継続して開催します。	こども課 健康課
たんぽぽ教室・たんぽぽ広場（２００３）【後掲】		
子育て情報冊子の編集・発行（１１０１）【後掲】		
ホームページによる子育て情報の充実（１１０２）【後掲】		

施策06：乳幼児期の親子の保健・医療の充実

現状と課題

- こどもたちの健やかな成長は家族をはじめみんなの願いであり、乳幼児期のこどもの健康状態を定期的に確認し、病気を未然に防止する健診は大変重要です。
- また、乳幼児健診の機会は、育児能力や育児環境、心身の発達において支援が必要な幼児を早期に把握する機会としても重要であり、親の生活力やこどもの成長発達に合わせた育児を具体的に支援していくことが求められます。
- 予防接種法に基づき、定期接種が追加されていることから、感染症予防のために接種率の向上を図るとともに、安全で有効な予防接種の実施が課題となっています。
- 予防接種法に基づき、乳幼児向けの定期予防接種を主に医療機関による個別接種で行っています。令和2年10月からロタウイルスワクチン、令和5年4月から子宮頸がんワクチン(9価)が定期接種に加わり、令和6年4月から五種混合ワクチンが開始されました。
- 県及び町の助成により実施しているこどもの医療費助成制度については、これまで中学卒業までの入院・通院の医療費の自己負担分を全額助成する制度であったものを高校生世代までに拡充し、周辺市町と比較しても同等水準のサービスを実施しています。

施策の方針

- こどもの健康の保持及び増進を図るため、また、疾病や障がいの早期発見と早期の保健指導等に結び付けていく機会とするため、引き続き、乳幼児の健康診査や歯科健康診査を定期的に実施するとともに、予防接種を促進します。
- 子育て世帯の経済的負担の軽減と、こどもの誰もが医療サービスを受けやすくするため、適宜内容を充実させながら乳幼児医療助成・子ども医療制度を継続的に実施していきます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
乳幼児健康診査（０６０１）		
母子保健法第 12 条・13 条に基づき乳児（４か月児）、１歳６か月児、３歳児に対して集団健康診査を、１か月児に対して医療機関委託による個別健康診査を実施しています。	●引き続き、当事業を進め、継続的な支援が必要な家庭は事後教室や子育て相談室等につなげるとともに、未受診者に虐待リスクが高いことから、電話や訪問により発育や育児状況の把握に努めます。 ●出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備します。	こども課
乳児健康診査（医療機関への委託）（０６０２）		
母子健康手帳交付時に受診票を交付し、医療機関による１か月児健診（個別健診）の費用を助成しています。 令和３年度より乳児健診１回分追加し合計２回分（１か月頃、１０か月頃）、令和４年度より新生児聴覚検査の費用を助成しています。	●出産した病院やかかりつけの小児科で受診できるよう、今後も費用の助成を継続します。	こども課
乳幼児歯科健康診査（０６０３）		
幼児期のう蝕を予防することを目的として１歳６か月児、２歳３か月児、３歳児を対象に集団歯科健康診査、フッ化物塗布及び歯科保健指導を実施しています。	●今後も乳幼児期の歯科健康診査や、保健指導、フッ化物塗布を継続して実施します。	こども課
予防接種（０６０４）		
予防接種法に基づき、医療機関による個別接種で行っています。令和２年 10 月からロタウイルスワクチン、令和５年 4 月から子宮頸がんワクチン（９価）が定期接種に加わりました。令和６年 4 月から五種混合ワクチンが開始されました。 対象者に個別通知で周知しながら、接種状況を確認し、未接種者には健診時の個別指導や通知による接種勧奨を行っています。	●定期接種の種類の増加や接種間隔の変更など予防接種を取り巻く環境は刻々と変化していることから、今後も適切な情報提供を行い、安全な接種を継続します。	健康課
乳幼児医療助成・子ども医療制度（０６０５）		
これまで出生児から中学卒業までの入院・通院の医療費の自己負担分を全額助成してきましたが、令和３年 4 月より高校生世代について入院に係る医療費を、令和５年 4 月より通院に係る医療費を助成対象に順次拡大しました。	●周辺市町村と比較しても同水準の対象範囲であり、引き続きこの水準での事業継続に努めます。 ●適切な受診を促すようパンフレットを配布するなど、適正利用の啓発に努めます。	戸籍保険課

施策07：育児不安に対する相談体制の確保

現状と課題

- こどもの成長は十人十色であるとはいえ、ほかのこどもと比較して思い描いていたような子育てができていないことなどで、孤独感や不安感等に陥り、子育てをすることの喜びや楽しさを見出せなくなることもあります。
- 令和5年度に就学前児童の保護者に対して行ったアンケートの結果によれば、子育てに不安を感じるものが「よくある」や「ときどきある」と回答している保護者は 70.2%とかなり多くの割合を占めています。また、子育ての孤独感や孤立感を感じるものが「よくある」という保護者は 6.4%と割合こそ少ないものの、決して少ない人数ではありません。
- 本町では、乳児家庭の孤立化を防ぐために生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師や助産師が訪問し、子育て支援の情報提供、母子の健康状態や養育環境の把握や保健指導等を行う赤ちゃん訪問事業を実施しています。
- これに加えて、本町独自の事業として平成24年1月より、各地区の主任児童委員と担当民生委員・児童委員が生後5か月児と満1歳児のいる世帯を対象に家庭訪問をするドアノッキング事業（こんにちは赤ちゃん訪問と1歳おめでとう訪問）の訪問と電話連絡を通じて母親の孤立防止とケアを行い、虐待等のリスクの早期発見に努めています。
- また、こども家庭センターにおける相談支援をはじめ、妊婦・乳幼児を対象に助産師による母乳相談や妊婦・乳幼児を対象にした保健師、栄養士による育児相談、発育・発達相談（子育て相談）、北児童センターにおける家庭児童相談など各種相談事業を実施しています。

施策の方針

- 出産して間もない子育て家庭がひきこもりになったり、虐待等のリスクを抱えたりしないよう、乳児家庭全戸訪問事業とドアノッキング事業によって、乳児家庭を見守る取組を継続的に推進します。
- 子育てに対する不安や孤立感は依然として高く、こどもの発達に関すること、しつけや教育、いじめや虐待など、相談内容も多様化・複雑化している状況にあることから、その問題解決の手助けとするため、親子ふれあい広場の開催時や乳幼児健康診査の受診時など多様な機会を捉えた乳児家庭向けの相談支援、家庭児童相談など、誰もが些細なことでも気軽に相談できる環境を整えます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）（０７０１）		
乳児家庭の孤立化を防ぐために生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に対し、助産師等が訪問し、子育て支援の情報提供、母子の健康状態や養育環境の把握や保健指導を実施しています。 訪問の結果、未熟児や虐待の疑い等がある家庭に対しては、担当地区の保健師が継続的な相談支援を行っています。	●今後とも継続に、すべての乳児家庭を対象に事業を実施します。 ●家庭訪問の結果、支援が必要な母子に対し、産後ケア事業や保健師等による相談支援につなげることで、切れ目ない産後の子育て支援事業の提供に努めます。	こども課
ドアノッキング事業（０７０２）		
赤ちゃん訪問事業に加えて、生後５か月を対象にした電話連絡と満１歳を対象にした、各地区の主任児童委員と担当民生委員・児童委員による家庭訪問及び面談を実施しています。ほぼ全員の保護者に同意をもらい、家庭訪問を実施しています。地域とのつながりをつくるきっかけになるとともに、課題を抱かえる親子の早期発見に努めています。	●親子が地域から孤立することを防ぎ、地域ぐるみで家庭を見守り子育て支援をすることで、児童虐待の防止及び早期発見につなげるという目的のもと、赤ちゃん訪問事業と連携しながら引き続き実施していきます。	長寿ふくし課
ドアノッキング事業におけるお祝い品プレゼント（０７０３）		
地域で子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐために主任児童委員や民生委員・児童委員が行うドアノッキング事業に協力し、赤ちゃん訪問時にお祝い品をプレゼントしています。	●今後も民生委員・児童委員と協働して、親子の絆を深められるようなお祝い品のニーズに応じたプレゼントを継続していきます。	社会福祉協議会
こども家庭センターにおける包括的な子育て支援（０５０６）【再掲】		
子育て相談室（０７０４）		
保健師、管理栄養士による子育て相談及び助産師による母乳相談をそれぞれ月１回実施し、心理相談員による発達相談を２か月に１回実施しています。	●今後も引き続き、利用者の声を反映させながら利用しやすいさに配慮しつつ、継続的に多様な専門職による相談を実施します。	こども課 健康課
家庭児童相談（０７０５）		
児童を取り巻く環境の変化による問題が多様化しています。こどものしつけなどの問題解決の手助けのため、北児童センターにおいて家庭児童相談を実施しています。 健康診査時や保育園の療育事業、児童センター来館の際に気になるこどもの保護者に声をかけ、本事業の案内をしています。 近年では、こどもの発達に関する相談や、年度当初や年度末に生活環境が変わることによるこどもの様子や接し方に関する相談が多くなっています。	●児童虐待防止や子育てに対する不安感など問題解決の手助けのため、保護者の相談窓口の門戸を広げておく必要があることから、今後とも健診時や保育園の療育事業の際に保護者に案内することなどの周知を継続します。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
産後ケア事業（０５０８）【再掲】		
子育て世帯訪問支援事業（０７０６）		
家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐものです。 本町では、令和６年度から事業を開始しています。町内や近隣市町村における訪問介護サービス提供事業者に委託して実施しています。	●今後も関係機関との連携により、家事・子育て等に対して不安を抱えた家庭を把握し、事業の利用を勧めるよう努めます。	こども課

施策08：食育の推進

現状と課題

- 孤食や朝食をとらない家庭・こどもが増えていることや、食生活の乱れは全国的にも大きな社会問題になっています。
- 本町においても決して無縁ではなく、令和5年度に16～64歳の町民に対して実施した「健康や生活習慣に関するアンケート調査」の結果によれば、朝食の欠食率は29.8%と、平成24年度に実施したアンケート結果に比べて約8ポイント上昇しています。また、16～19歳の欠食率は、47.6%とさらに高くなっています。
- 健全な食生活は、成長期にあるこどもにとって健康な心身を育むために欠かせないばかりではなく、学業成績に悪影響を及ぼす可能性があることも懸念されています。そして、将来の食生活の形成に大きな影響を及ぼすことから、乳幼児期からの習慣付けが重要です。
- こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが依然として課題となっています。

施策の方針

- 離乳食教室や子育て相談の際に実施している栄養相談、保育園や小中学校における食育など、こどもの成長過程に応じたシームレスな食育推進を通じて、家庭における正しい食習慣を普及促進します。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
栄養相談（0801）		
毎月1回開催している子育て相談室や離乳食教室、電話相談等で管理栄養士による栄養相談を行っています。	●こどもの食行動に戸惑う親が多いことから、相談者が健康と栄養について理解し、親子で望ましい食習慣が実践できるように、健診や教室、相談の機会をとらえて、具体的にわかりやすい栄養指導の実施に努めます。	こども課
食生活に関するPR（0802）		
健康おおぐち21第二次計画に基づき、食事だけでなく生活活動や睡眠、お口の健康などの生活習慣や生活リズムと合わせた望ましい食習慣の啓発を行ってきました。健康推進員やNPO等との協働により健康まつりや広報誌を通じて、また、食育講演会等を通じて、こどもやその保護者をはじめ、幅広い年齢層への望ましい食習慣の啓発を行っています。 対面での啓発が困難なコロナ禍の時期は、SNS等を用いた発信に努めました。	●令和7年度からの健康おおぐち21第三次計画に基づき、妊娠期・胎児期から高齢期まで生涯にわたる望ましい食習慣・食行動を身につけられるよう、生活リズムや口腔機能と合わせて、引き続き他機関・他団体と連携して啓発します。	健康課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
保育園における食育の推進（０８０３）		
保育園給食を通して食事の楽しさ・おいしさを知らせ、食べ物に対する興味・関心とマナーの向上に努めています。 特に公立保育園では、地域の食育サポートの方と一緒にこどもたちが野菜づくりを行い、栽培、収穫した野菜を給食の食材として使用しており、こどもたちが、作って食する喜びを感じられるとともにSDGsを意識した取組も行っています。	●地産地消を生かした季節感や食べることの楽しみ、共食の大切さを啓発し、展示食を通して視覚的に保護者への情報発信に努めます。 ●今後も地域の食育サポート等との協働による食育の継続に努めます。	こども課
離乳食教室（０５１０）【再掲】		
小中学校における食育の推進（１５０６）【後掲】		

基本目標3 すべての家庭での子育てを支援する

施策09：総合的な子育て支援サービスの充実

現状と課題

- 核家族化や地域コミュニティの希薄化などを背景に、子育て家庭の孤立化や地域全体の子育て力の低下が進んでいると言われており、子育て家庭はもとより、地域でこどもを見守り育むことが求められています。
- 本町では、平成29年10月に北保育園内に子育て支援センターを開設しました。そして、子育てコンシェルジュ(案内人)の資格を持つ職員を配置し、子育てに関する相談業務や情報提供、来館する親子のふれあいや交流を行う事業を開催しています。また、各児童センターで開催している広場事業などとも連携を図りながら、子育て支援に努めています。
- また、前述のとおり、令和6年4月にこども家庭センターを開設し、妊娠期から子育て期までの家庭に対して切れ目のない一体的な相談を行っています。
- さらに、保護者の労働・疾病などのため、家庭において保育することが困難になった場合やリフレッシュのための子育て支援サービスとして、一時保育を大口中保育園で実施しています。近年は、子育てに不安を持っている人が利用するケースが増えています。
- このほか、地域全体で子育てを支援する環境づくりの一環として、「すくすくサポート」を実施しています。会員数や利用件数も増加する傾向にありますが、より利用しやすい制度として会員の増加を図っていく必要があります。

施策の方針

- 子育て支援センターやこども家庭センターを通じて、妊娠初期から子育ての各段階において子育て支援サービスに関する情報提供や育児相談、家庭支援など、専門職による包括的な子育て支援を進めます。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健全な育成を支援するため、ひいては少子化対策や家庭の生活安定を図るため、今後も国の制度に基づいて児童手当の支給を行います。
- 地域の子育て力向上のため、主任児童委員や民生委員・児童委員を中心に地域住民全体がこどもを見守り、こどもと子育て家庭が暮らしやすい地域づくりを促進します。
- 一時的に家庭において保育することが困難な場合や、在宅でこどもを育てている保護者のレスパイト・ケア(母親が心身のリフレッシュのための一時的な子育てからの開放)を行うため、ニーズの高まりに応じて保育園による一時保育の充実を図ります。
- すくすくサポートを、多くの子育て家庭を支援できる仕組みとするため、利用促進のための利用説明会や依頼会員と援助会員の交流機会の提供、依頼会員と援助会員をつなぐコーディネート機能を充実させるなど、使いやすさを向上します。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
子育て支援センター事業（０９０１）		
北保育園内に開設している子育て支援センターでは、妊産婦や０歳から就園前のこどもを持つ親子を対象に、コンシェルジュ的な立場で相談業務を行う利用者支援事業を実施しています。体操や読み聞かせ、サロン等、親子がゆったりと気軽に過ごせる場所を提供し、子育てをする活力となるような場の提供をしています。 また、各児童センターでは未就学児とその保護者を対象に遊びの提供など情報共有ができる広場事業を実施しています。 夫婦共働きにより早くからこどもを保育園に預ける家庭が増えてきていることもあり、広場事業の利用者数は減少傾向にあります。	●子育て支援センターでは、未就園児とその親を対象に、安心して地域で子育てができるように、センター事業の充実を図っていきます。 ●各児童センターで行っている広場事業との連携を図りながら、各事業の周知や内容の充実、利便性の向上を行い、子育て支援を充実していきます。 ●また、少子化や低年齢からの保育の利用増加に合わせた事業の見直しを検討します。	こども課
子育て支援総合コーディネート事業（０９０２）		
子育てコンシェルジュに必要な研修を受講した職員を子育て支援センターに配置し、子育て支援サービスや制度の利用者へ情報提供や関係機関との連絡調整を行うなど、子育てに関して総合的に支援する事業を実施しています。	●今後も子育て支援担当職員が、総合的にコーディネートが出来るよう能力向上を図り、子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整など子育て支援総合コーディネートサービスの実施に努めます。	こども課
こども家庭センターにおける包括的な子育て支援（０５０６）【再掲】		
児童手当の支給（０９０３）		
児童の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、国の制度改正に合わせて児童手当を支給しています。 令和３年度からの現況届原則廃止や、令和６年１０月分からは対象年齢の拡大（高校生年代までを基本とし、２２歳年度末までの第３子加算）や所得制限の撤廃など、国の制度改正と合わせて手当の支給を行っています。	●今後も国の制度に基づき、事業を継続します。	こども課
大口町保育所等給食費無償化事業（０９０４）		
町内に居住し民間幼稚園に通園している児童の保護者を対象に、給食費のうち主食代相当分として、園児１人１月あたり６５０円（上限）の補助をしていました。 さらに、年収３６０万円未満相当世帯及び第３子については、副食代相当分として園児１人１月あたり４,５００円（上限）の補助	●今後も引き続き事業を継続します。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
をしていました。 令和7年度からは、町内に居住し保育所等に通園している児童の保護者も対象者に加え、給食費を原則無償化とします。		
主任児童委員や民生委員・児童委員の知識等の向上と安定的な確保（0905）		
主任児童委員や民生委員・児童委員は、子育て家庭へのドアノッキング事業や高齢者の見守りなど、年齢を問わず「福祉のつなぎ役」として活動し、状況によっては関係機関の協力を得ながら課題解決に取り組んでいます。 地域における若い世代にとっても身近な相談相手となるよう活動をしています。 民生委員・児童委員の新たな担い手の確保が課題になりつつあります。	●今後も地域住民の福祉の向上のため、各種研修等を通して、主任児童委員や民生委員・児童委員のより一層の知識と技術の向上を図ります。 ●主任児童委員や民生委員・児童委員を引き受けてもらいやすくするため、活動の負担軽減等、活動の改善・改革を進めていきます。	長寿ふくし課
一時保育（0906）		
保護者の労働・疾病などのため、断続的、一時的に家庭において保育することが困難な場合、あるいは、保護者のリフレッシュ等を目的として、就学前の児童を保育する事業で、平成26年度からは大口中保育園で実施しています。 保護者のリフレッシュでの利用や一時的な就労目的での利用が多くを占めていますが、子育てに不安を持っている人が利用するケースが増えています。	●未就園児の保護者支援のため、町民のニーズに応じて大口中保育園で継続的に実施します。また、必要に応じて、たんぽぽ教室や親子通園、その他子育て相談機関等につなぐよう努めます。 ●今後始まる「こども誰でも通園制度」との住み分けを考慮しながらサービスの量と質の確保に努めます。	こども課
すくすくサポート事業（0907）		
子育ての手助けをしたい方（援助会員）と、子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）が会員登録をし、相互に援助する制度です。会員登録後、援助会員は必要な講習を受け、依頼会員は利用料金を支払って利用する事業です。両者の間を取りもつコーディネーターを北児童センターに配置して、マッチングを行っています。 外出時の子守りや託児、保育園の迎えが主な利用目的となっています。利用が特定人に偏っている傾向がみられることが課題の一つとなっています。	●今後も広報などを通じて、さらなる周知を図り、援助会員・依頼会員の増加を図り、より利用しやすい事業となるよう努めていきます。	こども課
子育て相談室（0704）【再掲】		
家庭児童相談（0705）【再掲】		

施策10：親と乳幼児のつどいと交流の場づくり

現状と課題

- 主として就園前のこどもとその親の居場所や親子同士の交流の場として、親子ふれあい広場をNPO等との協働により進めています。
- また、町内各小学校区に整備されている児童センターでは未就園の親子を対象として、遊びや相談を行う「広場事業」（3歳までの親子を対象）や「なかよし」（当該年度に3歳になる親子を対象）を実施していますが、3歳未満児の保育利用率の上昇に伴い、「なかよし」の利用者数は減少傾向にあり、その見直しが必要になっています。
- このほか、子育てサロン事業や親支援事業などが主として乳幼児の居場所としての役割を果たしています。町内各地に計16か所整備されている児童遊園や遊園地も乳幼児とその保護者の屋外の居場所、親子同士の交流の場として大切な存在となっています。
- 本町には多くのNPO等があり、子育て支援関係団体のネットワークや連携・協働の場・機会として「大口町子育て団体連絡協議会」を組織しており、親子ふれあい広場の企画・運営をはじめ、他団体の活動にも参加したり、勉強会を開催したりするなどの交流を深め、子育て支援活動を展開しています。
- また、ふれあいまつりの中で毎年開催しているおおぐちっ子まつりは、幼稚園と保育園、町との連携を保つ場としての役割も果たしています。

施策の方針

- 親と乳幼児の居場所と交流の場を充実するため、児童センターで実施している広場事業や子育て支援事業について、運営のあり方や時間帯の拡大、利便性の向上のため改善を適宜進めます。また、NPO等が実施するプログラムを積極的に導入しながら内容の充実に努めます。
- NPO等の活動に対しては、それぞれの団体の特性や想いを尊重しつつ、引き続きその活動支援を行うとともに、「大口町子育て団体連絡協議会」を軸にして、町内のNPO等の情報交換・連携・交流の促進や、多様な子育て支援事業が連携・協働によって展開されるよう支援します。
- 児童遊園や遊園地、街区公園等については、親子やこどもが安全・快適に楽しくに遊べる場所として適切な維持管理を行うとともに、遊具等の施設の整備・更新・充実を進めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
親子ふれあい広場（１００１）		
普段の子育てに役立つことや子育てが楽しくなるようなプログラムを用意し、保護者の学びの場として、「親子ふれあい広場」を、ＮＰＯ等への委託により開催しています。 参加するこどもの年齢層は、ほとんどが０～２歳の子となっています。 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が一時大幅に減少しましたが、令和４年度からは回復傾向にあります。	●引き続き、保護者の学びや情報交換の場として今後も継続的に実施していきます。	こども課
子育て支援関係ネットワーク推進事業（１００２）		
町内のＮＰＯ等が情報交換・連携機能を継続するための組織として、４つのＮＰＯ等が集まって「大口町子育て団体連絡協議会」を組織しています。「親子ふれあい広場」の企画・運営をはじめ、他団体の活動にも参加したり、勉強会を開催したりする等の交流を深め、子育て支援活動を展開しています。	●今後も、町内のＮＰＯ等の情報交換・連携が継続・発展するとともに、多様な子育て支援事業が展開され、地域ぐるみの子育てや教育が展開されるように、支援します。	こども課
未就園児子育て支援事業（１００３）		
未就園児の親子を対象に、町内３ヶ所の児童センターで「広場事業」や「なかよし」などの子育て支援事業を開催し、遊びを通して、より良い親子関係の形成支援及び育児相談を行っています。 他市町からの利用もあるものの、「広場事業」は横ばいで推移していますが、保育園の利用者の増加に伴い３歳になる親子を対象にしている「なかよし」は減少傾向にあります。	●今後も子育て支援の拠点として、利便性の向上や内容の充実を図りつつ、事業を継続していきます。 ●利用者数の推移によっては事業内容の見直しを検討します。	こども課
おおぐちっ子まつり事業（１００４）		
「ふれあいまつり」開催時に、就学前のこどもや保護者などと、園児の作品展示などをしながら楽しむイベントです。イベントの企画・運営は、幼稚園、保育園及び町が協働で行っており、平成１９年から毎年開催しています。 幼稚園・保育園の連携を保つ場ともなっています。	●今後も各種団体との情報共有や連携を図り、創意工夫しながら継続して実施します。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
親支援事業（１００５）		
児童センターと子育て支援センターが連携して、子育て中の母親が、今以上に子育てが楽しくなるような子育て講座やパパと遊ぼう等の事業を展開しています。	●今後も内容の充実を図りながら継続していきます。	こども課
子育てサロン事業（１００６）		
平成 25 年度よりおもちゃ図書館内で子育て中の親と子の居場所として、毎週１回子育てサロン「まむ＊まむ」を、支援ボランティア「なすび〜ず」により、毎週１回開催しています。 七夕、ハロウィン、クリスマスなどの季節に合わせてイベントを企画しています。	●子育て中の親と子の居場所は、町内において複数ありますが、「まむ＊まむ」は気軽に出入りできる、開かれた居場所として、内容の充実を図りながら継続していきます。 ●おもちゃ図書館の今後のあり方について検討を進めます。	社会福祉協議会
児童遊園等の維持管理（１００７）		
本町には、現在 12 ヶ所の児童遊園と 4 か所の遊園地があります。 年 2 回実施の保守点検により老朽化や不具合のある遊具の更新や支障となる樹木の剪定を実施しています。	●児童遊園は、こどもが安全・快適に遊べる場所として、既存施設の維持管理に努めるとともに、地域と連携し管理や清掃等の環境整備に努めます。	維持管理課
公園緑地の整備（１８０１）【後掲】		

施策１１：子育て情報の提供

現状と課題

- デジタル社会が進展する中、子育て情報が氾濫しているため、親が混乱しやすく、適切な情報を選別するのが難しくなっています。様々な意見や方法がオンライン上で共有されており、どれが自分やこどもに合うのかを判断するのに迷い、悩み、ストレスや不安を引き起こしやすい環境にあります。
- 本町では、本町のホームページや広報おおぐち、各種パンフレットによって子育て情報の提供に努めています。
- また、本町の特徴的な取組として、平成 18 年度より子育てに関連する情報冊子「大口子育て情報 ぎゅっと」をNPO等との協働により編集・発行し、町外からの転入世帯や初めて親になる家族への情報提供や、本町のホームページでの公開を行っています。
- 今後も、ネット上で様々な子育て情報や意見・方法が氾濫しているからこそ、誰にとってもわかりやすく、きめ細かで信頼のおける子育て情報の提供を図っていく必要があります。

施策の方針

- 引き続き、NPO等との協働により、本町及びその周辺地域における行政及び民間の施設やサービスなどを網羅した子育て情報を収集し、情報冊子「大口子育て情報 ぎゅっと」として編集・整理します。また、母子健康手帳の交付や転入届受理の際などに配布、本町のホームページでの公開など子育て情報の発信に努めます。
- すべての子育て世帯に子育て情報を提供していくために、本町のホームページや広報おおぐち、社協だより等を通じて広く発信するとともに、必要な情報が随时入手できるよう情報の更新を行います。
- 各種健診や赤ちゃん訪問、ドアノッキング事業などの際に、保健師や助産師、主任児童委員や民生委員・児童委員などから個別の声掛けによるきめ細かでその方目線に立ったお役立ち情報の提供に努めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
子育て情報冊子の編集・発行（１１０１）		
初めて出産を迎える家庭や他市町村からの転入した家庭などに役立つ、パパママ目線で子育てに必要な情報を掲載した冊子「大口子育て情報 ぎゅっと」をNPO等と協働して作成しています。 母子健康手帳交付時や転入時等に配布し、安心して子育てを行える一助となるよう努めています。	●引き続き、NPO等と協働し、新たなニーズに対応した幅広い子育てに役立つ情報収集・更新を迅速かつ正確に行いながら、子育て家庭や今後親となる住民に対して冊子を配布します。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
ホームページによる子育て情報の充実（１１０２）		
子育て情報冊子のデータを転載するなど、わかりやすく親しみやすい情報掲載を心がけつつ、子育て情報を本町のホームページ等で広く発信し、定期的に更新しています。	●今後も、子育て情報冊子のデータを転載するなど、わかりやすく親しみやすい情報掲載に心がけつつ、新しい子育て情報が提供できるよう、ホームページ等で情報発信と情報の定期的な更新に努めます。	こども課
保育園のホームページの充実（１１０３）		
公立保育園のホームページを定期的に更新して、保育園の行事や生活の様子などの情報を保護者、住民の方に提供しています。	●個人情報等の関係から、掲載する情報や画像の扱いについて注意しつつ、今後も定期的に更新を行い、保育園の取組や保育園生活の様子を伝えていきます。	こども課
点訳・音訳による子育て関連情報の提供（１１０４）		
ボランティアの協力により、視覚障がいのある子育て中の保護者のために、音訳による「声の広報」や社協だより内の子育て情報「ぎゅっと」の点訳を提供しています。	●引き続き、ニーズに応じた情報の提供を行います。	社会福祉協議会

施策12：保育の充実

現状と課題

- 共働き家庭の増加や女性の社会進出、核家族化の進行による育児負担の軽減ニーズの高まりなどを背景に、保育ニーズが高まっています。特に、就労する母親の増加に伴い3歳未満児の保育ニーズが依然として拡大傾向にあります。
- こうした状況の中、これまで、北保育園の建て替えによる3歳未満児の保育定員の拡大、大口中保育園の民営化や幼保の連携強化、民間医療機関への委託方式による病児・病後児保育の実施など、保育メニューの拡大や効率的な運営に配慮しつつ、保育の充実を図ってきました。
- 保育時間・日数を拡大することがこどもの成長にとって望ましいとはいえない面もありますが、現実的に保育の量的拡大が求められていることから、保育士の就労条件の改善を図りつつ、保育士の確保及びニーズに見合った保育の定員の確保を計画的に進めていく必要があります。
- また、保育を受ける幼児期は、こどもが成長する過程で豊かな心と健やかな身体を形成する上で最も重要な時期であり、保育士の資質や保育園環境の向上など保育の質の向上が求められます。

施策の方針

- 保育園は、既に少子化傾向にあり、近い将来にはニーズ量の減少も予想されることも考慮しながら、依然として増加傾向にある3歳未満児のニーズに対応するため、ニーズに応じた公立保育園の柔軟な運営と民間幼稚園の認定こども園への移行による官民連携などにより、保育の量的な確保に努めます。
- こどもが病児・病後児保育（施設型サービス）について、扶桑町内の医療機関への委託事業として継続的な事業実施を図ります。
- 保育の質の確保を進めるため、職員研修の充実をはじめ、保護者、保育園、識見を有する者が情報交換を行うとともに、幼稚園と保育園の連携により、質の高い乳幼児教育・保育の実現に努めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
通常保育（１２０１）		
保育所保育指針に基づき、平日家庭保育が十分できない保護者に代わり、保育を行います。保育園の保育時間は、平日午前８時３０分から午後４時３０分を基本とし、土曜日の保育については、運営の効率化のため大口中保育園での集約した保育を実施していましたが、利用者の増加により、平成２９年７月からは公立保育園に通う園児については、西保育園での集約した保育を実施しています。 北保育園の建て替えと西保育園の増改築により、３歳未満児の保育の拡充を図ってきました。保護者の経済的な負担の軽減を図るため、第３子以降のこどもが０歳児及び１、２歳児の場合は、利用者負担額を免除しています。	●令和７年度から入園基準の就労要件が 75 時間/月から 64 時間/月に変更されるため、利用申込みの増加が見込まれることから、民間幼稚園の認定こども園化を促進するなどによって必要なサービス量の確保を進めます。 ●年々、増えている外国籍の園児、保護者に対する対応、支援ニーズに対応できるように努めます。 ●また、不足傾向にある保育士の量の確保と多様化する保育ニーズに対応するための質の確保に努めます。	こども課
延長保育（１２０２）		
保護者の就労状況、家庭の事情などにより、通常保育時間を超えて保育を必要とする児童のために、平日午前７時３０分から午後６時３０分（大口中保育園のみは、午後７時）までの時間外保育（延長保育）を保育園で実施しています。 ３歳未満児の増加に伴い、延長保育の利用者も増加しています。正規職員の時差出勤や早朝・延長対応の会計年度任用職員により対応しています。	●利用実績の推移を注視しながら、必要に応じて適宜職員配置を拡充するとともに、利用者の延長保育ニーズを勘案しながら、引き続き適正な延長保育の提供に努めます。 ●利用者の増加により、職員の体制の確保が根強い問題になってきていることから、今後もニーズに対応できる、職員の確保に努めます。	こども課
休日保育（１２０３）		
保護者の就労により、休日において家庭での保育が困難な児童に対して、休日に保育を行う事業です。 西保育園にて公立保育園・民間保育園の園児の休日保育を実施しています。	●保護者の就労形態の多様化による保育ニーズの増加に適切に対応しながら、引き続き適正な休日保育の提供に努めます。	こども課
一時保育（０９０５） 【再掲】		
病児・病後児保育（施設型）（１２０４）		
病気や病気の回復期である児童の保護者の方が、勤務等により自宅で育児ができない場合にその児童を預かる事業です。 扶桑町内の医療機関への委託事業によって一日定員２名で事業を実施しています。	●利用者数は増えていませんが、核家族化が進み、周りに助けが求められない家族もいることから、一定のニーズがあり、今後も事業内容の充実を見据えながら継続して実施していきます。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
保育の質の確保（1205）		
日常の保育の経験を重ねるオンザジョブトレーニングはもとより、町内4園合同の勉強会や周辺市町との合同の勉強会等の開催を通じて学んだことを保育現場に活かすなど、保育内容と質の充実に努めています。 また、発達障がい児やその疑いのある児童、アレルギー児への対応、増加する3歳未満児保育の研修を実施しています。 公立保育園では木育、大口中保育園は体力づくりに力を入れ、心と体を育てる保育の展開の中で、こども一人ひとりをみつめ、自己肯定感を大切にしながら、保育の質の向上に努めています。	●引き続き、保育園の職員・保護者の間で話し合い、保育の質の向上に努めます。 ●特に、3歳未満児が増加する中で、園児の安全と保育の質の確保が重要となっており、民間保育園や幼稚園とも連携しながら、合同の研修会、交流も進め、町内保育の全体の質の向上に努めます。	こども課
幼保連携の推進と保育園の効率的な運営（1206）		
年齢に応じた質の高い乳幼児向けの教育・保育を展開するため、就学前のこどもに幼稚園、保育園の区別なく同一の場所で同一の内容の保育の実施を進めるため、年2回、保育士同士や幼稚園教員との学びを深める場として療育支援連絡会を開催し、研修やグループワーク等を通して、こどもの情報共有や保育園の保育方針や幼稚園の教育方針の相互理解を深めています。 また、お互いの連携を深めるため、11月に開催されるふれあいまつりの中のおおぐちっ子まつりに参加しています。	●保育士の研修やイベントなどを通じて幼稚園と保育園の連携を深める取組を今後も継続していきます。 ●また、幼保連携と公営の良さと民営の良さのベストバランスによる幼児期の教育・保育の実現、さらに将来にわたる教育・保育のニーズ量に応じたサービス量の柔軟かつ的確な確保を図るため、大口中保育園の民間経営を維持していくとともに、民間幼稚園の認定こども園化の支援を進めます。	こども課
子育て短期支援事業（ショートステイ）（1207）		
保護者が疾病等の社会的な理由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合等に児童養護施設で養育する事業です。これまではニーズがないことから、すくすくサポート事業で対応してきましたが、近年、ショートステイ事業が必要と思われるケースが生じています。	●変化していくニーズに対応するため、令和6年度から開始した事業を継続します。	こども課

施策13：放課後児童対策の充実

現状と課題

- 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、平日の放課後に宿題や遊びを通じて、集団での行動や社会のルールを学ぶ、小学生の居場所として放課後児童クラブがあり、児童センターや学校敷地内専用施設など町内4ヶ所で事業を実施しています。また、夏休み期間の利用ニーズに対応するため、夏休み期間の児童の受け入れも実施しています。
- 現在、小学校1年生から6年生を対象に平日の下校時から午後6時30分まで事業を実施しているほか、土曜日の午前8時30分から午後6時までの時間帯で西児童センターにて開設しています。また、平成17年度より本町独自の事業として一時利用を実施しています。
- 核家族化や保護者の就労状況の多様化等に伴って利用者は増加傾向であり、これまで北児童クラブの定員拡大等によってニーズ量の増加に対応してきました。
- 今後もニーズ量の拡大傾向が見込まれることから、現行の定員では対応することが困難な状況も懸念されており、必要に応じてサービスの確保のための方策が求められています。
- 特に、夏休み利用や一時利用については受け入れ体制の充実などが求められます。
- すべての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごせるようにするため、放課後児童クラブの他に放課後子ども教室をNPO等に委託し、平日の放課後の居場所を確保しています。

施策の方針

- 利用者が増加傾向にある放課後児童クラブについては、ニーズの増大に応じた定員の確保とともに、多様なニーズに対応しながら引き続き実施内容の充実にも努めます。また、持続的な事業継続の観点から受益者負担のあり方について検討を進めます。
- 放課後子ども教室については、放課後児童クラブとの関係を考慮しつつ、引き続きNPO等への事業委託によってニーズに応じた内容の事業を進めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
放課後児童クラブ（1301）		
保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校の児童に適正な遊びと生活の場を提供するため、児童センターや学校敷地内専用施設など4か所で放課後児童クラブを開設しています。増加傾向にあるニーズに対応するため令和6年には北児童クラブの定員を拡大しました。 また、本町独自制度として一時利用も行っており、利用児童数は年々増加傾向にあります。さらに、夏休みの利用についても門戸を開放しています。	●夫婦共働きの傾向が進み、引き続きどの施設においてもニーズが増大することが予想され、実施場所の増設や職員の確保が急務とされていることから、令和7年度に西児童クラブ棟を新設するなど、増加する放課後児童クラブのニーズに対応していきます。 ●また、受益者負担や持続的な事業継続の観点から利用料の見直しや運営方法（一時利用の見直し等）も検討します。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
放課後子ども教室（１３０２）		
NPO等への委託事業として、放課後子ども教室「もりもりキッズ」を、放課後児童クラブの実施と連携させ、一体的に実施しており、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童を対象とした平日の放課後の交流の場や居場所として利用されています。	●放課後児童クラブとの関係を考慮しつつ、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童のニーズに対して総合的に対応していきます。 ●また、実施拠点を余野学習等共同利用施設から西児童センターに移し、引き続きNPO等に事業を委託し、事業を実施していきます。	こども課
子育て短期支援事業（ショートステイ）（１２０７）【再掲】		

施策14：多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの促進

現状と課題

- 共働き世帯が増加する中、昨今では夫婦が共に子育てや家事を分担する意識が高まり、そうしたライフスタイルもかなり広まっていますが、子育てを主に担っているのは依然として母親である場合が少なくないのは、アンケート結果からも明らかです。
- 男女共同参画社会基本法の基本理念や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律のもと、職場においても男女平等の徹底が求められており、男性の育児休業取得も進んできてはいます。また、本町でも「おおぐち男女共同参画プラン」に基づき男女が共に働きやすい環境づくりを進めています。
- しかしながら、依然として地域社会や職場、家庭における理解が十分に得られているとはいえない状況にあります。
- 女性活用や働き方改革といった働く女性を応援するための制度の充実や利用促進だけでなく、男性の働き方も含めた見直しなどにより、夫婦で家事・育児を分担するような男女共同参画社会の形成が求められます。

施策の方針

- 母親が積極的に社会参画できるように、本町主催のイベントや講演会に託児を設置するとともに、各種教室等の開催を通じて、子育てにおける父親の参加の必要性やワーク・ライフ・バランスの重要性などについて啓発します。
- 町内の企業に対し、女性の就業への理解や支援の充実、父親の育児休業取得など子育て家庭に対する理解促進の働きかけに努めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
男女共同参画社会の推進（1401）		
すべての人にやさしい、男女が共に生き、共に輝くまちづくりをめざし、女性活躍推進計画を含んだ計画である「おおぐち男女共同参画プラン」に基づき、NPO等との協働により、毎月の広報への記事掲載や年1回の啓発紙の発行、講演会などの各種啓発事業を行っています。	●引き続きすべての人にやさしく男女が共に生き共に輝くまちづくりをめざし、啓発活動を進めます。 ●女性活躍推進法の施行など職場や地域における女性の進出が進みつつある状況を踏まえ、男性の家事・育児の参加、働き方改革やワーク・ライフ・バランス、多様な働き方等に対する意識啓発に努めます。	地域協働課

基本目標4 親と子が共に学び育つ環境づくりを支援する

施策15：誰もが学ぶ楽しさを知る幼児教育・学校教育の機会の提供

現状と課題

- 幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期であり、発達に欠かせない集団での遊びや学びを通した幼児教育を受ける機会を確保する必要があります。
- 本町には、幼児教育機関として大口幼稚園とラ・モーナ幼稚園の2園があります。また、4園の保育園においても、保育所保育指針を踏まえ、こどもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助する教育を進めています。
- 現在、3つの小学校区において、保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携会議などを通じて日常的な連携と定期的な交流を深めながら、こども達の継続的な見守りと小1プロブレムや中1ギャップの緩和・解消に努めています。
- 学校教育に目を向けると、児童生徒は、一日の約3分の1を学校で過ごし、教科だけでなく生活全般にわたる様々な学習をしているため、学校の果たす役割は重要です。
- 多忙な学校教育の現場が問題視されている状況にある中、児童生徒の教育の責任について学校、家庭、地域が役割分担をしつつ、協働しながら地域社会全体としての教育力を向上させるとともに、誰もが等しく教育を受けられるようにすることが課題となっています。
- 週5日制などによる限られた授業時間数の中で、より効率よく質の高い学習カリキュラムを実践できるよう求められています。
- 教育にかかる費用が増大していることが少子化を加速させ、教育格差を生じさせているという指摘があります。また、多くの学生が卒業後に長期間、奨学金返済に追われ、経済的な自由が制限されることが社会的な問題になっています。
- 本町では、経済的な理由で就学が困難な児童生徒を支援するため、就学援助制度を実施しています。また、私立高等学校等に通学する生徒の保護者の負担を少しでも軽くするために、授業料を補助する私学助成事業を実施しているほか、学生時代に自身の修学のために貸与型奨学金を借りて返還中の人を支援する奨学金返還支援制度も行っています。
- 一方、県では、中小企業の人材確保を図ることを目的に、従業員の奨学金返還を支援する中小企業を対象とした「中小企業人材確保奨学金返還支援制度」を令和6年度に創設しました。
- 子どもの権利条約で位置付けられているこどもの4つの権利の一つである「育つ権利」を保障する観点からもこどもの誰もが教育を受けることができる機会を提供していく必要があります。

施策の方針

- 幼稚園へ就園させている家庭の経済的負担を少しでも軽減させるための支援を継続的に進めます。
- 切れ目なくこどもの成長を見守る環境づくりを進めるため、引き続き、関係事業者・機関に協力を仰ぎつつ、幼稚園や保育園から小学校、中学校までのさらなる連携強化に努めます。
- 地域学校協働本部との協働により、地域住民とのふれあいや地域の歴史・文化を学ぶ機会とそ

の内容の充実に努めつつ、引き続き本町の特徴にもなっている地域と共に学ぶ学校づくりを進めます。

- 学級編成の少人数化や小中学校への教員派遣により、少人数指導やチーム・ティーチング（「分かる授業」を実現するための指導）の実施など質の高い授業を実施し、学力の向上に努めていきます。
- 発達に特性のある児童や外国につながる児童生徒も安心して教育を受けられるように職員配置の充実等を行っていきます。
- 経済的に苦しい家庭に対する就学援助については、国の制度及び本町の財政状況などを踏まえつつ継続していきます。また、私学助成や奨学金返還支援についても社会動向と本町の財政状況を踏まえて制度の充実も視野に入れながら継続的に実施します。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携会議の開催（１５０１）		
本町における保育園・幼稚園並びに小中学校の関係者が集い、個々のこどもの成長や子育てについて共に語り合うものです。 町内全小学校において、町内の保育園、幼稚園との連携会議や互いの授業見学を実施しています。 また、小学校６年生の中学校進学がスムーズにできるよう、中学校１日体験（ONEDAY 大中生）や、特別支援学級では、特別支援交流会を実施しています。	●保育園・幼稚園から小学校、小学校から中学校への進学のタイミングにおいて、個々の情報が途切れることがないよう関係部署・機関が連携をしながら円滑な就学に向けて情報共有に努めます。	こども課 学校教育課
地域と共に学ぶ学校づくり（１５０２）		
地域の特性や教育力を生かしたカリキュラムが、学校運営の一環として各学校に根付いて、地域の方や企業の方を講師に迎えた授業等も実施しています。	●自分の住むまちを知る機会となり、興味も広がるため、今後とも各校における特色ある学習プログラムを検討・実践していきます。	学校教育課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
小中学校への教員派遣（１５０３）		
一人ひとりの児童生徒に目が届くような教科指導を行うため、各小学校には少人数指導の臨時講師や教科指導臨時講師、中学校にはティーム・ティーチング臨時講師を配置し、きめ細かい指導を行っています。	●教育の質の確保ときめ細かい教科指導を行うため、今後も教員の配置状況に応じて補助教員の配置を実施します。	学校教育課
少人数学級の推進（１５０４）		
県の方針に従い、令和５年度までに、小学校５年生までと中学校１年生について１学級３５人制を実施しています。	●引き続き県の方針に沿いつつ、少人数学級の実現を進めていきます。	学校教育課
小中学校における食育の推進（１５０５）		
こどもたちが健全で豊かな食生活を送れるよう、給食の実施に加え、栄養教諭及び学校栄養職員による給食訪問（給食指導及び栄養教諭による授業）を小中学校で行っています。	●こどもの成長段階に応じた食生活に関する指導を行うため、栄養教諭及び栄養職員による給食指導等を継続し、家庭との連携をしながらこどもの健全な成長を促します。	学校教育課
就学援助事業（１５０６）		
経済的な理由で小中学校に通うことが難しい家庭に対し、学用品や給食費（特別支援学級の児童生徒も含む）などを援助しています。 現行制度の維持と合わせ、平成２４年度から特別支援学校児童生徒給食費補助事業も開始しました。平成２９年度からは、新入学に必要な費用を入学前に支給できるよう制度改正しています。	●国の制度及び本町の財政状況を踏まえ継続していきます。	学校教育課
私学助成事業等（１５０７）		
私立高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、所得に応じて授業料を補助しています。 国・県の補助が拡充したため、令和２年度に要綱を改正し、国・県の補助が拡充しなかった所得階層を対象に授業料補助を行っています。また、令和５年度からは、通信制の高等学校も対象としています。 さらに、令和２年度より、公共交通機関を利用して高等学校等に通学する費用の一部、３万円を上限として助成しています。	●国の制度及び本町の財政状況を踏まえ継続していきます。	学校教育課
奨学金返還支援事業（０３０３）【再掲】		

施策16：小中学生等の多様な体験機会の創出と居場所づくり

現状と課題

- 知識やスキルの習得、感情の発達、自信の向上や自己肯定感の形成などこどもの成長過程において様々な体験が重要です。
- 遊びや学びを通じて好奇心や探究心を育て、創造力や問題解決力を鍛えることができます。また、スポーツ体験は体力向上だけでなく、協調性や忍耐力を育み、成功と失敗を通じて努力の大切さの学び、健全な心身と社会性の発達に寄与します。
- さらに、地域の歴史や伝統文化の体験は、地域の愛着や誇りを育み、地域の人々との交流を通じて社会性と心の豊かさも育まれます。
- 本町では、こども向けの生涯学習、こども向けの多種多様なスポーツ教室やスポーツ関連イベントを実施しています。また、歴史民俗資料館と学校や地域の伝統芸能保存会等との連携・協働によって歴史文化教育も積極的に進めています。
- このほか、福祉体験や自然体験、海外派遣、被爆地である広島への派遣及び平和学習会、職場体験を含めたキャリア教育など、多様な体験機会をこどもたちに提供しています。そして、これが本町の特徴の一つにもなっています。
- 引き続きこうした多様な体験機会を通じて心身共に健康で、創造的で共感力や協調性、忍耐力があり、視野が広く、バランスの取れた人格形成につながるような、未来あるこどもの育ちを促していくことが重要です。

施策の方針

- こども・若者の健やかな成長を促していくため、年齢や発達の程度に応じて、学習体験、スポーツ体験、自然体験、職業体験、歴史文化体験など多様な体験の機会や、こうした体験を通じた外遊びを含む様々な遊びの機会や場を意図的・計画的に創出していきます。
- このため、学校や保育園・幼稚園、地域、家庭、NPO等や民間企業等との連携・協働を進めるとともに、学習・スポーツ関連施設の充実と地域資源の有効活用に努めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
こども向けの生涯学習の推進（１６０１）		
こどもを含むすべての世代に対して、様々なプログラムを編成し、学習機会を提供しています。また、放課後子ども教室事業や大口中学校における地域学校協働本部と連携し、地域におけるこどもの学びを推進しています。 大人向けの講座を開催する際には、託児の希望をとるようにして、参加しやすい環境づくりに努めています。 親子で受講できる家庭教育講座として、親子料理教室など毎年様々な講座を前期・後期に分けて実施しています。また、地域学校協働本部と連携し、理科おもしろ実験講座を開催しています。	●利用者ニーズを把握し、こども向けの多様な講座の年間計画を策定し、NPO等と連携しながら講座を開催します。 ●引き続き親子参加型の講座を企画するなど、家族のふれあい学習の場・機会を提供します。	生涯学習課
ウィル大口スポーツクラブとの協働によるこども向けスポーツ推進事業（１６０２）		
温水プールやスポーツ施設の管理運営を指定管理制度によって受託しているNPO法人ウィル大口スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）やスポーツ協会、スポーツ推進委員との連携・協働により、生涯スポーツ推進の一環として、こども向けの多種多様なスポーツ教室やスポーツ関連イベントの企画運営を進めています。	●今後も指定管理者等との情報共有と連携・協働によって、積極的にこどもを含む多世代を対象にした多彩な生涯スポーツ事業を進めていきます。	生涯学習課
スポーツ少年団支援事業（１６０３）		
スポーツの競技力の向上とスポーツを通じたこどもたちの健全育成、地域住民のふれあいを創出していくため、スポーツ少年団の自主活動や交流大会の運営を支援しています。 また、地域とのふれあいの機会として、町民体育祭や桜並木健康ジョギングへ参加しています。 現在、野球２チームとサッカー、バドミントン・バレーボールの４つのスポーツ少年団があります。	●今後も自主自立に向けての支援をしていくとともに、各団体が地域と密着したスポーツ振興ができるよう育成していきます。	生涯学習課
学校施設の開放（１６０４）		
小中学校の屋内・屋外の運動場を開放しており、主にスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが利用しています。 また、利用登録している一般の地域住民も利用しています。	●今後もこどもたちの活動拠点として、各団体や地域住民等が利用しやすいよう、環境づくりに努めていきます。	生涯学習課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
海外派遣事業（１６０５）		
町内に住む中学生、高校生、大学生から参加を募り、海外の事業所見学や青年海外協力隊の活動見学などを行ってきました。 また、この事業に参加した青少年で構成されるNPO等が設立され事前研修や報告会等をサポートするなど多文化共生のまちづくりに貢献しています。 しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度から令和５年度までは海外研修を実施することができませんでした。その間海外研修が海外に拠点がある企業を多く持つ本町らしい研修となるよう事業内容の見直しを行い、事業を再開しています。	●国際化が進み、外国語能力やグローバルな視点、多文化共生への理解は、今後もより重視されることから、参加者の意見や社会情勢等を考慮しつつ、事業のあり方を毎年検討し、長期的視野で本町に愛着を育み、寄与できる人材を育成していきます。	地域協働課
非核平和推進事業（１６０６）		
非核平和推進事業に平和教育推進事業を組み入れ、毎年７月に中学校及び役場庁舎でパネル展を実施しています。 コロナ禍でいったん中止になった時期もありましたが、平成４年度から継続して８月５日から８月６日にかけて中学生を広島に派遣し、９月の始業式にあわせて広島派遣報告会を兼ねた平和学習会を開催しています。実際に現地を訪ね、その報告機会を設けることで、非核平和への思いを育み、平和学習の一翼を担っています。	●戦争を体験した世代の高齢化が進み、直接体験等を聞く機会が少なくなる等、戦争の記憶が薄れていくような懸念がある中、広島市や関係機関と連携して中学生に向けた非核平和事業を継続していくことで平和への思いを育成していく事業を継続的に進めていきます。	行政課
親子講座による親子のコミュニケーションの促進（１６０７）		
親子のコミュニケーション促進を図るため、宿泊助成「リフレッシュリゾート」の対象地域である日間賀島や長野県阿智村で、地域の豊かな自然の中で体験型の教室を開催し、親子のふれあいを促しています。	●今後も内容を充実させながら継続していきます。	生涯学習課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
伝統芸能・歴史文化の継承（１６０８）		
町内の歴史・文化を次世代へつなぐため、平成 29 年度に「歴史文化教育事業」を立ち上げ、保育園、小中学校に対し、出張授業及び資料の貸出等を実施。各年齢及び発達段階に応じて、郷土の歴史・文化を知る機会を創出しています。 毎年４月第１日曜日及び 10 月最終日曜日には伝統芸能発表会を開催しています。 大口北小学校では、伝統芸能保存会の支援を受け、３年生の児童を対象に「ふるさと大口・お祭りたいけん広場」を実施し、地元に残る伝統芸能の体験や保存会との交流を行っています。しかしながら、各地区の保存会は年齢層が高く、伝統芸能の継承が困難になっている地区もあります。 この他にも金助桜まつりにおける木遣りやお囃子等の伝統芸能の披露など、町内各所で伝統芸能の継承の取組が行われています。こうした機会を通じて、こどもたちの伝統芸能への興味と理解を育んでいます。	●「歴史文化教育事業」は、即効性のある事業とは言えませんが、開始以来 7 年余りが経過する中、徐々に成果が表れるようになっており、今後も引き続き保育園や小中学校と連携し、こどもの郷土愛を育む取組として推進します。 ●伝統芸能については、コロナ禍中、保存会の存続が危ぶまれましたが、令和 5 年度より新しい会場で充実させる形で開催するようになった秋の伝統芸能発表会をさらに充実させ、伝統芸能の保存と継承に努めていきます。	歴史民俗資料館
福祉実践教室（１６０９）		
平成 3 年度から小中学校と協働し、大口中学校 1 年生と小学校 3 ～ 6 年生を対象に知的障がい理解・点字・ガイドヘルプ・手話・車いす・盲導犬・高齢者疑似体験・防災などのプログラムで福祉実践教室を実施しています。 当事者講師やボランティアの協力により、命の大切さや「共に生きる」力を育み、地域の一員としての自覚が芽生えるよう事業を推進しています。	●総合学習の時間の確保が難しくなっているという学校側の事情を考慮しながら、必要に応じて内容の見直しを行うなどして今後も事業を継続します。	社会福祉協議会
夏休み家族福祉教室（１６１０）		
平成 26 年度より、親子や家族で参加できる夏休み家族福祉教室（施設見学ツアー）を実施しています。 施設内を見学するほか、実際に施設の給食を試食していましたが、コロナ禍を契機に内容を変更して進めています。	●学校外の現場で福祉を学ぶ機会となるから、児童青少年に向けた周知方法等を工夫しながら事業を継続します。 ●近年は親子・家族以外にも、将来のために施設を知りたい高齢者層のニーズも増えていることから、親子や家族以外での参加も許容する形での事業継続を検討します。	社会福祉協議会
体系的なキャリア教育の強化・充実（０３０１）【再掲】		

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
児童センター事業（１６１１）		
児童が健全な遊びを通して、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的として、町内に３か所開設しています。こどもや保護者の居場所として、年々利用者が増えつつあり、長期休暇には日中のこどもの居場所にもなっています。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等が中止になった影響により、利用者数が半減しましたが、現在の利用者数は再び増加に転じています。	●居場所がなかなか見つけれないこどもにも利用してもらえるよう積極的な声かけやこうしたこどもを含めた多くのこどもたちが気軽に来られるような魅力ある施設運営に努めます。 ●放課後児童クラブの利用が増えており、南児童センターや西児童センターにおいては、児童センターとしてのスペースがひっ迫している状況にあることから、西児童クラブ棟の建築による放課後児童クラブの移設を進めるなど、児童センターが本来的な児童センター、こどもの居場所として利用できるよう、運営方法について検討します。	こども課
夏休みチャレンジ講座の実施（１６１２）		
まちづくり活動に触れ、町内で活動する団体を知ってもらう機会として、NPO等と協働して、町内の団体や企業が講師となり、こどもたちに様々な講座を提供しています。	●地域で活躍する人々と交流し、町内でどのような活動が行われているのか知る機会となるよう内容を検討していきます。	地域協働課
中高生の居場所づくり（０２０８）【再掲】		

施策17：家庭・地域の子育て力・教育力の向上

現状と課題

- 家庭教育やしつけは、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの倫理観、社会的なマナー、自立心や自制心などを身につける上で重要な役割を果たすものです。
- しかしながら、忙しい生活スタイルに伴う親が子どもにかかる時間の減少や親の教育に対する意識の変化などと家庭や家族を取り巻く社会環境の変化があいまって、家庭の教育力の低下が指摘されています。
- 現在起きている、子どもによる犯罪やいじめなどを引き起こす原因として、こうした家庭におけるしつけや親子の関係に問題があるといわれています。
- 一方、子どもは家庭だけでなく地域社会の中で育てていくことが重要です。地域における人と人の関係が希薄になってきているといわれていますが、本町には比較的しっかりとした地域コミュニティが残っているとともに、小さな町の割には子育て関連の活動団体が比較的多くあります。
- こうした社会資源を活かし、子どもを地域の中で育てていく活動やネットワーク活動を引き続き進めていくなど、地域における教育力、子育て力を高めていくことが今後より一層求められます。

施策の方針

- 家庭の教育力の向上をめざし、「家庭での子育て 10 か条」の普及・啓発や家庭教育推進事業などを引き続き推進します。
- 地域の大人たちが子どもたちの成長を見守り、支えることで、子どもたちは人間関係を築き、社会性や協調性が育まれ、また、自己肯定感を高めることができることから、子ども会活動の維持・発展のための支援や、地域の大人たちが地域の中で子育てに関われるようにするための団体育成や活動支援、ネットワーク形成のための支援を進めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
「子どもに語ろう」ふれあい活動（家庭教育推進事業）（1701）		
毎年行われるふれあいまつりにおいて、小中学校単位でブースを出展し、親子のふれあいを促しています。	●今後も内容を充実させながら継続していきます。	生涯学習課
家庭での子育て 10 か条の普及・啓発（0207）【再掲】		

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
子ども会活動支援事業（１７０２）		
平成 28 年度より子ども会連絡協議会の事務局がNPO等に委託され、子ども会連絡協議会役員とより細やかな連絡調整を行うことが可能になりました。 また、実施する事業についても、役員の負担軽減の観点から、限られた状況の中で実施可能な事業を実施し、引き続きこどもの健全育成に寄与しています。 全体の子ども会加入者は減少傾向ではあり、垣田区の子ども会が加入人数の減少により休会し、また、役員の負担の軽減を図るため、令和６年に余野東と西が統合し、令和６年度時点で単位子ども会が 13 団体に減少しています。	●地域でのつながりの希薄化が懸念される中、こどもや親同士の交流ができ、地域の結束力向上につながる子ども会の存在は重要であるとの認識に立ち、大人の負担軽減により役員のなり手不足を解消するなど、子ども会の継続的な取組を支援します。	地域協働課
元気なまちづくり事業によるNPO等の活動促進（協働事業）（１７０３）		
元気なまちづくり事業の承認を受けて実施された活動団体による事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった事業もありましたが、そんな中でも子育て支援及び青少年健全育成に関する事業は引き続き多く実施されました。内容も乳幼児を対象としたものから、小中学生を対象としたものまで幅広い取組が行われています。 ４年間でこどもの健全育成を目的とする団体が２団体新たに登録し、地域における子育て支援の体制が整ってきています。 また、令和５年度から初動支援事業助成金を開始し、子育てに関する事業が新たに行いやすい環境になっています。	●子育てに関する地域の活動団体への期待は高まっていることから、子育て関係の活動団体と関係各課の現状を把握し、双方の協働に対する意識の醸成を図ります。 ●今後も、引き続き、活動団体及び現在取り組まれている事業の内容に応じて、適切な支援を行います。	地域協働課
親子ふれあい広場（１００１）【再掲】		
子育て支援関係ネットワーク推進事業（１００２）【再掲】		
地域と共に学ぶ学校づくり（１５０３）【再掲】		

施策18：こどもが安全で快適に過ごせる環境づくり

現状と課題

- 公園や道路、交通、公共施設等における安全性の向上やバリアフリー化など、こどもの成長する環境として地域の居住快適性を高め、子育てしやすいまちづくりを進める必要があります。
- 本町ではこれまで、こどもの屋外の遊び場・居場所である公園の整備、中でも近年では、旧北小学校跡地の多世代が集う憩い広場や余野1号公園、役場南ひろばの整備を進めてきました。また、通学路の安全施設の整備や地域における見守り活動などが行われています。
- 一方、南海トラフ巨大地震の被害想定エリアに含まれている本町では大地震をはじめとした災害からこどもを守っていく防災も必要であり、保育園や小中学校、児童センターなどにおける防災訓練・防災活動を進めてきました。
- また、防犯面に目を向けると、これまで地域防犯活動の促進、防犯灯の設置や通学路における見守り等などを進めてきました。
- しかしながら、こどもをめぐる犯罪は、暴行や誘拐といった犯罪は減少傾向にあるといわれていますが、近年ではサイバー犯罪やSNSを介したトラブル（いじめ、詐欺、性的搾取といったオンライン犯罪）がこどもたちの安全に対する大きな脅威となっており、そのための対応の強化も求められます。

施策の方針

- こどもがのびのびと安全で快適に遊ぶための公園緑地等の維持保全を継続するとともに、住民との協働による地域に根ざした施設環境を整備します。また、トイレを中心に既存施設のバリアフリー化を進めます。
- 通学路やこどもがよく利用する生活道路などの安全性を向上させるため、地区からの要望も聞きながら、交通安全施設等の整備を進めます。
- 小学校入学前児童に対して、引き続き定期的に交通安全教室を開催するなどして、交通安全の意識と知識を高めていきます。
- 災害に備えて、各施設の職員がこどもを安全に避難させる方策を検討し、訓練するとともに、こどもたち自身の防災意識を高めていくための防災教育を推進に努めます。
- こどもたちを犯罪被害から守るため、地域ぐるみの防犯活動の充実を図るとともに、相互の連携・協力を拡大・強化し、地域防犯体制の一層の強化を進めます。また、防犯情報のメール配信や防災無線、広報などを利用して、防犯情報を的確に発信します。
- 青少年の健全な育成を図るため、青少年問題協議会による情報交換やパトロールを継続するとともに、地域における諸活動に青少年が積極的に参加できる環境づくりを促進します。
- こどもたちがオンライン犯罪に遭わないよう自らを守る力を育むため、こどもたちが正しい情報の取り扱いができるように教育や指導を行っていきます。
- 体感治安の低下に伴って犯罪等に不安や悩みを抱えていたり、実際に犯罪に遭いそうになったりしたこどものプライバシーの保護や人権を最大限に尊重しつつ、専門家などによるカウンセリングなど、適切な心のケアを実施します。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
公園緑地の整備（１８０１）		
こどもの健やかな心身の育成や年齢間・世代間の交流を図るため、都市公園条例に位置付けられている公園緑地における施設、遊具の適切な維持管理に努めています。 近年では、令和４年に余野１号公園に整備・供用・開始しました。 また、同年に役場南ひろばを整備・供用し、主に中高生がスポーツを楽しむ居場所として親しまれています。令和５年度には役場南ひろばのグラウンド部分の芝張整備を実施、園路をタートン舗装する事により幼児からお年寄りまで利用できる公園となっています。	●既存の公園緑地の適切な維持管理を行うとともに、公園施設の整備・充実を進めていきます。 ●身近な公園として、地域の愛着を育むため、地域団体に清掃等を委託するなど地域での主体的な公園管理を推進します。 ●また、高齢社会を迎え、健康遊具のニーズが高まっていることから、遊具更新計画に反映させ設置を進めます。	維持管理課
児童遊園等の維持管理（１００７）【再掲】		
公共施設のバリアフリー化の推進（１８０２）		
本町の公共施設については、多目的トイレの設置や段差の解消など、順次バリアフリー化を推進しています。 また、公園トイレの洋式化計画策定をし、令和５年度より順次実施しており、新設公園である役場南ひろばにおいては多目的トイレを設置しました。	●今後とも幼児からお年寄りまで利用できるよう、引き続きトイレの洋式化を推進します。	関係各課
通学路・生活道路における安全性の確保（１８０３）		
交通量の多い路線での歩車道分離を進めるとともに、危険箇所におけるミラーやガードレールの新設や維持管理、カラー舗装化を進めています。 地域等の要望を受け、現地調査のうえ、グリーンベルトやカーブミラー等の安全施設の整備を実施しています。	●引き続き、こどもの交通安全を確保できるよう、ＰＴＡ及び地域と協力し、危険箇所の情報収集、現場パトロールにより交通安全施設の充実を図ります。 ●また、老朽化したカラー舗装等の交通安全施設の修繕を進めます。	維持管理課 学校教育課
下校時のコミュニティバスの利用（１８０４）		
市街化が進んでいない地域では、集落から集落の間を人が少ない道路を通学することになるため、通学班が少なく人通りが少ない通りを遠方に下校する通学班を対象に、児童の防犯対策として南小学校、北小学校の１・２年生の下校時のみ実施しています。	●今後も引き続き児童の防犯、安全確保のため、継続して実施します。	学校教育課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
交通指導員等による登下校時の見守り活動（１８０５）		
２名の交通指導員を配置し、登下校の安全確保に努めています。 また、随時パトロールを行い、啓発看板などの設置及び修繕を実施し、安全確保に努めています。	●引き続き、交通指導員を配置し、こどもの安全確保に努めます。	町民安全課
交通安全教室の開催（１８０６）		
小学校入学前の児童を対象に、自動車学校や江南警察署交通課の協力のもと幼児交通安全教室を年１回開催しています。 また、地域自治組織による小学生を対象とした自転車教室が開催されています。	●引き続き啓発に努め、こどもの交通安全教育の充実に努めます。	町民安全課
保育園や小中学校における防災訓練の実施（１８０７）		
保育園では、様々な災害発生時間を想定しながら毎月避難訓練を実施しています。 小中学校では、防災訓練、災害講話を実施し、災害に備えた訓練、意識啓発を行っています。	●引き続き、保育園や小中学校での防災訓練等を実施し、職員をはじめ、こどもたちの防災意識を高めていきます。	こども課 学校教育課 社会福祉協議会
地域全体でこどもを守る防災活動の実施（１８０８）		
各地域の自治組織ではこどもたちを巻き込んだ避難訓練、防災訓練等を実施しています。 保育園と地域自治組織等が連携して避難訓練を実施する等、災害時に地域全体でこどもたちを守る活動を進めています。 社会福祉協議会では、災害関係のボランティア団体を中心に、児童センターで防災講座（夏休みボランティア出前講座）やふれあいまつりでのブース出展を実施し、こどもたちに防災・減災についての大切さを学ぶ機会を提供しています。	●引き続き、地域や社会福祉協議会で実施する防災に関連した取組に積極的にこどもたちも巻き込んでいきます。 ●また、防災活動に関して地域と保育園の連携も進めていきます。	こども課 社会福祉協議会
地域防犯活動の促進（１８０９）		
各小学校区および地域の安心パトロール団が実施する登下校時パトロールや、地域自治組織はじめ地域の防犯団体等による夜間の防犯パトロール、青色防犯パトロールを実施しています。	●地域自治組織や行政区の防犯団体が継続して活動できるよう支援するため、資材等の支援体制を充実に努めます。	町民安全課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
防犯情報の提供（１８１０）		
個人向けの防犯情報として、愛知県警察の「パトネットあいち」や、本町の「あんしん安全ねっと」（登録者数：3,500人超）を紹介し、不審者・犯罪発生時にメール配信しています。また、本町の公式LINEによる防犯情報も随時配信しています。 団体向けの防犯情報としては、地域安全パトロール情報を不審者・犯罪発生時にメール・FAX等で配信しています。	●犯罪被害を未然に防止するため、引き続き防犯情報の配信及び情報配信媒体の登録案内を進めます。	町民安全課
防犯灯など防犯対策機器等の設置（１８１１）		
各行政区からの設置要望に応じて暗がり防止のための防犯灯の設置を進めています。また、避難路や通学路における集中的な防犯灯の設置も進めました。	●引き続き、安全・安心なまちとするため、各行政区からの要望を原則として防犯灯の設置を進めていきます。 ●また、電柱への防犯カメラの設置に努めます。	町民安全課
青少年の健全育成対策の推進（１８１２）		
毎年青少年問題協議会を開催し、青少年健全育成に関する情報共有などを行っています。	●今後も青少年の健全育成につながるよう、適宜活動内容等を見直しつつ青少年問題協議会の活動を継続します。	生涯学習課
青少年問題に対する意識啓発（１８１３）		
夏休みの時期にあわせ、町内の大型店舗を巡回する等、青少年健全育成に関する啓発活動を行っています。	●今後も啓発活動に加えて、より実践的・効果的な活動について青少年問題協議会で検討し、推進していきます。	生涯学習課
メディアリテラシー教育の推進（１８１４）		
学校の授業において、メディアの特性や正しい情報端末の利用方法を理解し、メディアを流れる情報を読み解き、情報を活用していく「メディアリテラシー能力」向上のための指導を行っています。 児童生徒には、情報モラルとして情報端末の正しい利用の仕方などを周知しています。	●こどもたちが誤った情報やトラブル、犯罪に巻き込まれないよう、主に学校の授業を通じてメディアリテラシー教育を行います。 ●家庭教育におけるメディアリテラシー向上のための保護者向けの情報提供や啓発にも努めます。	学校教育課
カウンセリングの実施（１８１５）		
こどもの身体的・心理的・精神的な安全・安心を確保するため、心の教室相談員やスクールカウンセラーなどによる相談・カウンセリングを行っています。	●児童生徒への心のケアとして、本人及び保護者の理解を得ながら、引き続き適切なケアに取り組んでいきます。	学校教育課 こども課

基本目標5 困難な状況にある子ども・家庭を支援する

施策19：不登校・ひきこもり対策の推進

現状と課題

- いじめや不登校の問題は依然として全国的に増加傾向にあり、本町においても児童生徒が悩みを相談できるような支援体制や実際に不登校になった児童生徒に対するきめ細かいケアが重要になっています。
- 本町においても、不登校、あるいは、不登校傾向にある児童生徒は、中でも小学生よりも中学生において増加している状況にあり、学校に行けない児童生徒の心の居場所としてふれあいルームおおぐち（適応指導教室）を開設し、指導員の拡充を図りつつ運営しています。

施策の方針

- 青少年の心の相談やスクールカウンセリングなどについて、より相談しやすい仕組みを検討しつつ継続していくとともに、登校できない児童生徒に対しては、こどもたちの気持ちに寄り添いながら適応指導教室（ふれあいルームおおぐち）への通室を働きかけます。また、不登校の児童生徒とその保護者の支援の充実を図ります。
- また、関係機関との連携・協力によりこども家庭センターにおいて、ひきこもり対策について検討します。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
学校におけるこどもの相談体制の充実（0201）【再掲】		
カウンセリングの実施（1815）【再掲】		
ふれあいルームおおぐち（教育支援センター）運営事業（1901）		
学校に行けない児童生徒の心の居場所として、それぞれの状態に配慮し、現籍校と連携を密にしながら、児童生徒の学校復帰、中学校3年生の生徒については、進学に向けた支援をしています。 令和4年度に指導員を2名から3名に増員し、令和5年1月に健康文化センターから白山ふれあいの森管理棟2階へ移転し、入室児童生徒に寄り添いながら、指導を行っています。	●学校生活への適応が困難で、不登校や不登校傾向にある児童生徒のこころの居場所を確保します。 ●また、不登校児童生徒とその保護者の支援の充実を図ります。	学校教育課

施策20：障がいや発達に特性のあるこども、医療的ケア児への支援

現状と課題

- 障がいや発達障がいのあるこどもやその疑いのあるこどもの早期発見は、こどもの成長における支援や適切な療育を提供するために非常に重要です。早期に特性を理解し、適切な支援を行うことで、こどもの学習や社会性の発達を適切に促すことができることから、言語の遅れ、集中力の欠如、対人関係の難しさなどの兆候を注意深く観察し、専門機関に相談することが求められます。
- このため、4か月、1歳6か月、3歳の節目ごとの乳幼児健診時に身体・精神両面での発達を確認し、先天性異常や視聴覚、運動機能、精神発達等の異常や虐待を早期に発見し、たんぽぽ教室・たんぽぽ広場、親子通園につなげています。
- また、障がい児の心身のケアを中心的に担う母親における物理的・精神的負担はきわめて大きいことから、母親自身に対するケアも行っています。
- ライフステージごとの切れ目のない支援を提供するために、親子通園（ぱんだ教室）、たんぽぽ教室等と保育園、小中学校等が連携しながら、大口町地域包括支援センターを核とした相談・支援体制の充実を図る取組を行っています。
- 障がいの有無に関わらず、地域全体でこどもを見守り育てる共生社会を実現することが求められます。

施策の方針

- 障がいのあるこどもについては、幼児期から成人に至るまでのライフステージごとに切れ目のない継続的な関わりと、関係機関の連携による包括的な支援に引き続き取り組みます。
- 障がいの原因となる疾患等の適切な予防及び早期発見・早期治療の推進を図ります。また、発達の特性や障がいの疑いのあるこどもの親の気持ちに寄り添うなど、親の精神的なケアを行いつつ、こどもにとって必要な情報提供とこどもの発達に応じた進路の選択ができるよう相談体制や交流機会を充実させます。
- 「健常児も障がい児も共に育む」という考えに基づき、可能な限り統合保育での受け入れを進めます。また、学校教育についても同様に、こども一人ひとりのニーズや心身状況に応じた適切な教育的支援を行うことにより、通常の学級において行うインクルーシブ教育が円滑に提供できる体制の構築をめざします。
- また、インクルーシブ保育・教育の理念に基づき医療的ケア児の通常保育や普通学級への受け入れをできる限り進めていきます。
- 障がいのあるこどもやその家族の経済的な負担を軽減するため、国や県の制度に基づき、各種手当の支給を進めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
ライフステージに沿った継続的な支援（2001）		
成人し就職するまでを視野に入れつつ、こどもの成長に合わせ、各関係機関でこどもとその家族を見守るとともに、ライフステージごとの切れ目で情報共有を図ることで、切れ目のない支援を実施しています。 また、大口町地域包括支援センター障がい者基幹相談支援センターを中心に、関係機関が連携を図り、一人ひとりのこどもの状況合わせたこどもの支援に努めています。	●発達障がいのあるこどもやその疑いのあるこどもが増加傾向にある中、個人情報に配慮しつつ、各関係機関と連携をしながらライフステージごとの切れ目のない継続的なこどもの成長・発達の支援に包括的に取り組んでいきます。 ●インクルーシブ保育・教育の理念に基づき、医療的ケア児が適切な保育や教育が受けられるようなハード・ソフトの両面からの環境づくりを進めます。	長寿ふくし課
乳幼児健診の充実（早期発見）（2002）		
乳幼児（4か月、1歳6か月、3歳）の心身の発育発達の節目となる健診時に身体・精神両面での発達を確認し、先天性異常や視聴覚、運動機能、精神発達等の異常や虐待を早期に発見し適切な支援につなげるために、医師による診察、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士による保健指導を実施しています。 乳幼児健診の診察や問診または家庭訪問や育児相談において疾病の疑いがあったこどもに対し、経過観察や医療機関紹介、療育事業の参加を勧奨し早期治療、早期療育につなげています。 先天性難聴の早期発見のため令和4年4月より新生児聴覚検査の費用を助成しています。また、弱視の原因となる状態を見逃さず眼科受診につなげるため令和4年5月より3歳児健診において屈折検査機器を導入し屈折検査を実施しています。	●病気や障がいなどの早期発見に対応できるよう、職員の能力向上及び要観察や要紹介と判定されたケースのフォローアップ等、内容の充実を図りながら乳幼児健診を継続して実施します。	こども課
たんぽぽ教室・たんぽぽ広場（2003）		
1歳6か月、3歳児健診等で発達や育児に心配のある親子を対象に、親子遊びを通して発達を促すたんぽぽ教室を開催しています。 また、教室を終了した親子には発達に応じて親子通園（ぱんだ教室）やたんぽぽ広場を紹介し利用につなげています。	●発達や育児に心配のある親子が、より良い親子関係を築き、こどもの発達が促されるよう個別支援等を含め、内容の充実を図りながら継続します。 ●専門医への受診や療育訓練が必要な場合には親子通園（ぱんだ教室）と連携し継続して支援を行います。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
「あそびの学校」事業（２００４）		
発達障がい児や、集団生活に馴染めないこどもやこどもの発達に不安を抱えている保護者（年中及び年長）を対象に、前期と後期で各５回開催し、集団の中で人付き合いやルールを学びながらこどもの成長を促しています。 親子で参加し、小集団の場を体験、学ぶことができ、より良い親子関係、こどもの発達場として利用されています。	●NPO等との協働事業として進めており、今後も小集団を通してこどもの心身の発達につながるような場として事業を継続していきます。	こども課
障がい児保育の充実（保育園）（２００５）		
インクルーシブ保育の考えのもと、発達の緩やかなこどももそうでないこどもも加配保育士を配置することで、同じクラスで保育を行い、お互いの発達を促す働きかけを行っています。また、障がい児に関わらず、一人ひとりの特性を認めた保育を行っています。 切れ目のない支援を基本に、公立保育園を主軸にしながら民間保育園と共に進めています。	●今後も継続して園児の特性に寄り添った保育を進めていきます。	こども課
障がい児保育の充実（親子通園）（２００６）		
令和４年度より名称が「母子通園」から「親子通園」に変更し、家族みんなで、地域全体でこどもの育ちを支えるということを明確にしました。 感覚統合室では引き続き、感覚統合療法を取り入れた活動を行い、成果が上がっています。また、保護者学習会や交流会、懇談会、就園後の療育の場として音楽療法を継続実施し、保護者の子育ての不安を軽減するとともに、こどもの成長発達を感じてもらえるような運営をしています。 こどもの就園先に出向いた事後フォローの実施回数を増やし、こどもと保護者の継続的な情報共有、こどもの支援についての相談、助言などを行っています。	●園に在籍しながら親子通園（ぱんだ教室）で療育を受ける並行通園の利用者が増えていることもあり、継続した支援の場として今後事業を進めていきます。 ●親子通園（ぱんだ教室）の後に就園する保育園や幼稚園とも情報共有を行うとともに、支援についての相談なども継続的に行っていきます。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
特別支援教育の充実（２００７）		
障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っています。 障がいのある児童生徒をはじめ、発達障がい（LD、ADHD、高機能自閉症等）により学習や生活についての特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育的対応についても充実させるため、各小学校第１学年のクラス数＋１名を、低学年を中心に学校支援員として配置しています。また、医療的ケア児に対応するため看護師を配置しています。	●障がいのある児童生徒及び発達障がいによる特性を持ち特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成し、保護者と話をしながら一人ひとりのニーズに合った教育の実現をめざし、小中学校における特別支援学級や通級による指導、通常の学級のそれぞれの充実に努めます。 ●外国にルーツを持つ児童生徒が増加する中、外国にルーツのある児童生徒の発達障がい等への対応にも努めます。	学校教育課
障害児福祉手当（国制度、県加算分）（２００８）		
20歳未満の障がいがある方で、受給要件に該当する方に対して、国及び県の制度による手当を支給しています。	●国の制度に基づき、事業を継続します。	長寿ふくし課
特別児童扶養手当（国制度）（２００９）		
20歳未満の障がいがある児童を扶養している方で、受給要件に該当する方に対して、国の制度による手当を支給しています。	●国の制度に基づき、事業を継続します。	長寿ふくし課
在宅重度障害者手当（県制度）（２０１０）		
在宅の重度障がい者のうち、国の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していない方に対して、手当を支給しています。	●県の制度に基づき、事業を継続します。	長寿ふくし課
福祉手当（町制度）（２０１１）		
本町に在住する、受給要件を満たす障がいのある方に対し、本町独自の手当を支給しています。	●本町の財政状況を見据えつつ、事業を継続します。	長寿ふくし課

施策21：児童虐待の防止と対策

現状と課題

- 平成17年度以降、児童虐待に関する事務が児童相談センターから市町村に一部移行したことから、より身近で迅速な対応ができるようになった半面、市町村職員に高い専門性が求められるようになりました。
- 平成18年度に、要保護児童及びその保護者についての関係機関相互の情報交換及び実情把握等を目的として要保護児童対策地域協議会が設置され、児童虐待の予防や早期発見に取り組んでいます。
- また、赤ちゃん訪問や本町独自のドアノッキング事業などを通じて、虐待及びそのリスクを抱える家庭の早期発見が可能となりました。引き続き、これら事業や各種健診事業を通じた虐待及びそのリスクを抱える家庭の早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組を通じて、児童虐待の予防や早期発見、虐待発見後の対応力の強化を図る必要があります。

施策の方針

- こども家庭センターでの相談や各種健診時における面談・相談、主任児童委員や民生委員・児童委員による地域での訪問・相談活動、小中学校や幼稚園・保育園の教育・保育の現場、医療機関等など、それぞれの専門職や機関等において、児童虐待やそのリスクのある家庭に早期に気づき・発見して、適切な対策につなげていけるようにするための連携・協働の強化に努めます。
- 虐待の予防や再発防止を図るため、要保護児童対策地域協議会を充実させるほか、家庭児童相談の体制を強化します。また、虐待をした保護者に対し、ピアカウンセリングなどを通しての精神的ケアの実施についても検討します。
- こうした取組に迅速に対応するとともに、関係機関の調整を図り、切れ目のない地域ぐるみの包括的な支援体制をコーディネートできるような専門職員の養成を進めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
こどもの権利・人権に関する啓発（0101） 【再掲】		
児童虐待の防止の啓発（2101）		
国・県と連携し、ポスター掲示や、児童相談センターの電話番号が記載されたカードの配布などを行っています。 また、情報冊子「大口子育て情報 ぎゅっと」に児童相談センターの電話番号を記載しています。	●引き続き継続していきます。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
児童虐待に精通した職員の養成（２１０２）		
要保護児童対策調整機関に配置が義務付けられた調整担当者を配置し、また、令和５年度からは母子保健の担当がこども課に統合され、より連携を密にしながら、育児に不安を持つ親に対して子育て相談を行い、関係機関と連携して虐待防止に努めています。	●今後とも赤ちゃん訪問やドアノック事業等との連携を強化しながら、虐待のリスクを抱える家庭に対して、早期からの継続的な支援体制を構築できるように、児童虐待に精通した専門職員の確保・養成を進めます。	こども課
要保護児童対策地域協議会の運営（２１０３）		
「要保護児童対策地域協議会」を設置し、年１回の代表者会議及び月１回の実務者会議を通じて、要保護児童及びその保護者についての関係機関相互の情報交換及び実情把握とケース検討を行っています。 また、育児に不安を持つ親や児童虐待を心配する親族等からの相談やドアノック事業を通じた地域の主任児童委員や民生委員・児童委員からの情報提供等を通じて、児童虐待の未然防止に速やかに対応するための情報収集に努めています。	●今後とも「要保護児童対策地域協議会」を設置し、年１回の代表者会議及び月１回の実務者会議を通じて、関係各課・組織と連携し、引き続き児童虐待の予防や早期発見、虐待発見後の対応力の強化に努めていきます。	こども課
家庭児童相談（０７０５） 【再掲】		

施策２２：こどもの貧困問題への対応

現状と課題

- 我が国におけるこどもの貧困問題は、2000 年代以降深刻な社会問題として浮上し、こどもの貧困率は13～16%台で推移しており、これは先進諸国の中でも高い水準です。また、2020 年の新型コロナウイルス感染症の流行が追い打ちをかける形で、経済的な困難に直面する家庭が増加しました。
- この問題は、教育格差やこどもの健康面でのリスクの増加にもつながる将来世代の負の連鎖が懸念される深刻な問題で、本町でも決して無縁でない問題です。
- 離婚数や未婚の母の増加などにより、母子家庭、父子家庭といったひとり親世帯で育つこどもは増加傾向にあります。
- ひとり親家庭の中でも、母子家庭において経済的な貧困に陥るケースが多くなっています。
- このような状況の中、これまで児童扶養手当の支給などの経済的な支援やひとり親の就業支援などを進めてきました。また、県が実施している生活困窮者自立支援事業を通じて、経済的な自立と生活基盤の再建を支援しています。

施策の方針

- ひとり親世帯等の経済的な自立と生活の安定を図るため、児童扶養手当や遺児手当等の支給を継続するとともに、各種職業技術を養成する研修や相談などの就業支援を行い、経済的な自立を後押しします。
- ひとり親世帯に対する施策の情報提供とひとり親同士の交流を促すため、交流機会の提供を進めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
児童扶養手当の支給（国制度）（２２０１）		
母子・父子家庭、DV被害者等の生活の安定と、児童の健全な育成のために、受給要件に合致する方に対し、国からの手当を支給しています。	●国の制度に基づき、事業を継続します。	こども課
愛知県遺児手当の支給（２２０２）		
児童及び養育者が県内に在住で、受給要件に合致する方に対し、県からの手当を支給しています。	●県の制度に基づき、事業を継続します。	こども課
大口町児童扶養手当の支給（２２０３）		
児童及び養育者が町内に在住で受給要件に合致する方に対し、本町独自の手当を支給しています。	●本町の財政状況を見据えつつ、事業を継続します。	こども課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
ひとり親家庭に対する医療助成（２２０４）		
ひとり親家庭の児童及びその扶養者に対して、18歳の年度末までの世帯にかかる医療費を助成しています。 ただし、利用については所得制限があります。	●県の制度に準じ、継続していきます。また、毎年受給者証の更新の際には、医療機関の適正受診を促すようパンフレットを配布していきます。	戸籍保険課
ひとり親の就業支援（２２０５）		
県から相談員が派遣され、月２回相談を受け付けています。また、職業技能習得のための教育に対して補助をしています。 愛知県が行う各種事業について、パンフレットを配布し、案内をしています。	●今後もひとり親が、経済的に自立できるよう、就職に役立つ技能や資格取得のための各種講座等を積極的に案内し、安定した生活が送れるよう支援をしていきます。	こども課
ひとり親の交流機会の提供（２２０６）		
ひとり親世帯同士の交流を図るため、夏休みにおける日帰りバス旅行などの交流機会を提供しています。	●参加者の意向などをアンケート調査により把握し、翌年度の事業に反映しながら、今後も継続していきます。	社会福祉協議会
生活困窮者自立支援事業（２２０７）		
生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、愛知県の尾張福祉相談センターが、自立に向けた支援として、自立相談支援事業と住居確保給付金支給事業を行っています。	●引き続き、県に協力し、生活困窮者の経済的な自立のための相談支援等を進めます。	長寿ふくし課

施策23：外国にルーツを持つ子どもやその家庭の支援

現状と課題

- 本町の在留外国人数は、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年に一時減少したものの、ここ数年間増加傾向にあります。平成30年12月に614人であった在留外国人数は、令和5年12月には860人にまで増加しています。
- これに伴って、外国にルーツを持つ子どもも増えており、小中学校でも日本語指導の必要性が高まっています。
- このような状況にある中、小中学校では、日本語教育指導員を配置し、語学指導や生活相談にあたっています。また、NPO等と協働で外国籍住民を対象とした日本語教室や多文化交流などを行っています。
- 外国にルーツを持つ子どもは、言語の壁や生活文化の違いにより、教育格差や社会的な孤立などの問題に直面しやすい環境に置かれています。そして、日本語習得の遅れや学習の遅滞が、進学や就労に影響することが多く、社会的・経済的な不平等を拡大させる要因にもなっています。このため、母語支援や日本語教育、多文化交流などの強化が求められます。
- また、外国にルーツを持つ子どもの場合、言葉の壁なのかそれとも発達に特性や障がいがあるのか判別しにくいいため、療育等を受ける機会にたどり着けないケースも多々あるのが一般的な状況です。こうした事項にも対応すべくその体制づくりが求められます。

施策の方針

- 外国にルーツのある子ども・若者とその家庭が地域に馴染んで安心して生活できるようにするため、NPO等との協働により日本語教室や多文化交流、学習サポートの機会を創出します。また、多言語による生活情報の提供に努めます。
- 小中学校における日本語教育の充実や学習指導の充実に努めるとともに、外国にルーツのある子ども・若者が健やかに成長できるような健康面での支援のあり方についても検討します。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
学校における日本語指導体制の充実（2301）		
日本語指導が必要な児童生徒が増加する中で、県から日本語指導のための加配教員が配置されている学校があり、語学指導や生活相談を行っています。 しかしながら、指導方法・内容が十分確立されていないのが現状です。	●日本語教育が必要な児童生徒のため、小中学校に配置されている日本語教育指導員による語学指導や生活相談を行います。 ●また、指導方法・内容の充実を県など関係機関に要請します。	学校教育課

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
多文化共生サポート事業（２３０２）		
町内に住む外国籍住民が増える中、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくため、NPO等と協働し、多文化共生、国際理解に関する活動をしている町内団体を交え、週１回の日本語教室 Cereja カフェの開催、防災体験ツアーの開催や生徒自らが先生となって自国料理の試食会の開催、日本語ボランティア養成講座等を開催し、多文化共生の推進を図っています。	●引き続きこの事業を継続していくため、外国籍住民に対し、外国籍住民が多く働かれている町内企業に対し、教室の周知を行うことでより多くの外国籍住民の学びの場となるよう教室の啓発・周知活動を進めるとともに、教室の運営を担う日本語ボランティアを増やすことで講座内容の充実を図っていきます。	地域協働課
NPO等との協働による多文化交流や日本語・学習サポートの実施（２３０３）		
NPO等が外国籍住民に対する日本語の習得や学習サポートを円滑に行えるよう、元気なまちづくり事業の助成金の活用や町との協働に向けてサポートをしています。	●引き続きまちづくり応援の仕組みによるメニューを活用し、NPO等の活動支援を図っていきます。	地域協働課

施策24：自殺対策の推進

現状と課題

- 日本の自殺者数はかつて3万人を超え、平成15年の34,427人を頂点に、その後大幅に減少しました。近年は2万人強で増減を繰り返しているものの、依然として深刻な社会問題として社会に暗い影を落とし続けています。
- こうした背景のもと、平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、その後、平成28年4月施行された「自殺対策基本法の一部を改正する法律」に基づき、本町でも自殺対策計画対策計画を策定し、現在は、令和6年度～令和10年度を計画期間とした第2期自殺対策計画対策計画に基づき、自殺対策を進めています。
- 本町においても全国的な傾向を上回って中高年の自殺が深刻で、特に60歳以上が過半数を占めていますが、こどもや若者の自殺も見過ごせない状況です。

施策の方針

- こどもや若者の自殺を未然に防ぐため、学校現場を中心に、こどもたちの悩みや不安に寄り添う相談・カウンセリング体制を強化します。また、SOSの出し方を教える教育やQ-U検査の導入も検討し、その推進に努めます。

推進事業

事業名（事業コード）		
事業の現状	今後の方向	担当機関
学校におけるこどもの相談体制の充実（0201）【再掲】		
SOSの出し方に関する教育の推進（0202）【再掲】		
教職員に対するSOSの受け皿となるための研修等の実施（2401）		
平成28年4月に自殺予防教育、SOS出し方教育が努力義務化されましたがSOSの出し方教育の推進に向けた研修についてはこれまで町全体として実施していません。	●児童生徒への自殺予防教育を推進し、児童生徒が発するSOSの受け皿となるため、小中学校教職員に対して、SOSの出し方に関する教育、実践的な知識やスキルを身に付けられるよう情報提供していきます。	学校教育課
小中学校運営事業（Q-U検査の実施）（2402）		
Q-U検査の結果を利用し、いじめや不登校など児童生徒の抱えるこころの問題の把握に努めています。	●検査時や結果を伝えるときに、SOSの出し方に関する教育を行い、相談機関の周知を図ります。	学校教育課
いのちの学習（0208）【再掲】		

第5章 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」では、第 61 条で市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

本章では、今後 5 年間の計画期間における本町の幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を取りまとめ、本町第 3 期子ども・子育て支援事業計画として位置付けます。

1 人口推計

量の見込みを算出するにあたり、過去の男女別、年齢別人口の動向を踏まえ、人口推計を行いました。

児童年齢	推計人口				
	2025 年 (令和 7 年)	2026 年 (令和 8 年)	2027 年 (令和 9 年)	2028 年 (令和 10 年)	2029 年 (令和 11 年)
0 歳児	185 人	185 人	184 人	184 人	184 人
1 歳児	164 人	189 人	189 人	188 人	188 人
2 歳児	180 人	166 人	191 人	191 人	190 人
3 歳児	208 人	179 人	166 人	191 人	191 人
4 歳児	206 人	208 人	179 人	166 人	191 人
5 歳児	206 人	206 人	208 人	179 人	166 人
0～5 歳合計	1,149 人	1,133 人	1,117 人	1,099 人	1,110 人
6 歳児 (小 1)	242 人	206 人	206 人	208 人	179 人
7 歳児 (小 2)	253 人	241 人	205 人	205 人	207 人
8 歳児 (小 3)	251 人	252 人	240 人	204 人	204 人
9 歳児 (小 4)	262 人	251 人	252 人	240 人	204 人
10 歳児 (小 5)	270 人	262 人	251 人	252 人	240 人
11 歳児 (小 6)	256 人	271 人	263 人	252 人	253 人
6～11 歳合計	1,534 人	1,483 人	1,417 人	1,361 人	1,287 人
12 歳	239 人	257 人	272 人	264 人	253 人
13 歳	247 人	240 人	258 人	273 人	265 人
14 歳	256 人	247 人	240 人	258 人	273 人
15 歳	216 人	256 人	247 人	240 人	258 人
16 歳	265 人	216 人	256 人	247 人	240 人
17 歳	245 人	263 人	214 人	254 人	245 人
12～17 歳合計	1,468 人	1,479 人	1,487 人	1,536 人	1,534 人
こども人口合計	4,151 人	4,095 人	4,021 人	3,996 人	3,931 人

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。本計画においては、町域や現在の施設の整備状況・利用状況等を考慮し、町全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育（幼稚園・認定こども園（教育））

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
町内在住、町内施設利用者数（人）	283	283	251	235	220
町外在住、町内施設利用者数（人）	136	140	154	144	157
合計	419	423	405	379	377

※町外在住、町内施設利用を含む。

■量の見込みと確保目標量

		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人)	町内在住、町内施設利用者数	212	217	202	204	216
	扶桑町在住、 町内施設利用者数	65	65	65	65	65
	合計	277	282	267	269	281
確保目標量 (人)	大口幼稚園	268	268	268	—	—
	認定こども園（教育）	—	—	—	273	273
	ラ・モーナ幼稚園	120	120	120	120	120
	合計	388	388	388	393	393

◆確保策

- 幼児期の教育施設としては、現在、町内には2園の幼稚園（定員 388 人）があります。
- 町内在住で町内施設の利用者は、令和7年度から11年度には202人から217人の範囲内で推移することが見込まれます。また、扶桑町在住で町内施設の利用者は、65人を見込んでいます。
- こうした幼児教育のニーズ量の見込みに対して、令和9年度までは2園の幼稚園（定員 388 人）で、令和10年度以降は、民間幼稚園1園と民間保育園1園が認定こども園に移行することによって、定員 393 人でニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとしします。
- 今後、町内施設利用者数が、幼稚園の定員数を上回るような状況が生じた場合は、これまでのように空きスペースの利用や職員配置の充実等により対応するよう、必要に応じて民間幼稚園に対して協力を求めているものとします。

(2) 幼児期の保育（保育園・認定こども園（保育）・地域型保育事業）

■現状

幼児期の保育施設としては、現在、町内には3園の公立保育園、1園の民間保育園の計4園があり、保育指針に基づき、平日家庭保育が十分できない保護者に代わり、保育を行い、園児の健全な心身の発達を支援しています。保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間（保育短時間認定）と平日午前7時30分から午後6時30分の11時間（保育標準時間認定）があり、土曜日の保育については、大口中保育園に加え、運営の効率化のため西保育園で集約して実施しています。また、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、第3子以降のこどもの利用者負担額を免除しています。

0～2歳児保育はこれまで一貫して増加傾向にあり、特に1～2歳児の増加が著しく、こうした需要の拡大に対処するため、平成29年度の北保育園の建て替えに合わせた0～2歳児保育の定員拡充と、西保育園での0～2歳児保育の定員拡大（令和元年度と令和2年度の増改築による定員拡大）など、新たな施設整備と空きスペース活用及び職員配置の充実等により適宜対応してきました。しかしながら、令和4年度の236人をピークに減少に転じています。

一方、しばらく減少傾向にあった3～5歳児保育については、平成29年度を底に増加に転じました。また、前述のように、平成29年度に北保育園で0～2歳児の定員を拡大したあたりから3～5歳児保育の需要が高まったことから、令和元年度には3～5歳児保育の定員（40人分）を拡充することによって増加した需要に対応してきました。ところが、令和2年をピークにその後は再び減少に転じ、現在に至っています。

■実績

		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
0歳児	3号認定	33	39	39	38	31
1歳児		86	95	86	95	90
2歳児		95	100	107	103	105
0～2歳児（3号認定）小 計		214	234	232	236	226
3歳児	2号認定	157	152	147	147	130
4歳児		155	160	160	146	147
5歳児		150	156	159	157	146
3～5歳児（2号認定）小 計		462	468	466	450	423
合 計		676	702	698	686	649

■量の見込みと確保目標量

			計画期間				
			2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人)	0歳児	3号認定	37	39	40	40	41
	1歳児		84	91	92	93	94
	2歳児		101	91	107	109	110
	0～2歳児	3号認定小計	222	221	239	242	245
	3～5歳児	2号認定	408	376	351	344	355
	合 計		583	630	597	590	586
確保目標量 (人)	0歳児		39	39	42	42	42
		認定こども園	-	-	-	9	9
		保育園	39	39	42	33	33
		地域型保育事業	-	-	-	-	-
	1歳児		85	95	95	95	95
		認定こども園	-	-	-	30	30
		保育園	85	95	95	65	65
		地域型保育事業	-	-	-	-	-
	2歳児		102	96	108	114	114
		認定こども園	-	-	-	48	48
		保育園	102	96	108	66	66
		地域型保育事業	-	-	-	-	-
	0～2歳児	(3号認定)	226	230	245	251	251
	3～5歳児	(2号認定)	503	503	503	527	527
		認定こども園	-	-	-	150	150
		保育園	503	503	503	377	377
	合 計		729	733	748	778	778

■保育量の推移・見込みとサービスの確保方策

<3号認定（0～2歳児の保育ニーズ）>の保育量の推移・見込みと確保方策

- これまで一貫して増加してきた0～2歳児保育利用園児数は、令和2年度以降は、コロナ禍の影響と思われる出生数の減少により、上下をしながらもおおむね横ばいないし減少局面を迎え、令和8年度には221人まで落ち込むことが予想されます。
- ところが、利用率は依然増加基調にあり、今後ともこの傾向は続くことが予想されます。また、コロナ禍で落ち込んだ出生数も一定程度回復することが予想されます。このため、令和8年度には221人まで落ち込んだ見込み量は微増し、令和11年度には245人になると推計されます。なお、令和8年度以降0歳児から2歳児まで微増していくものと見込まれます。
- こうした計画期間中の見込み量に対して、令和8年度までは、これまでの実績（サービス提供体制）で必要なサービス量は確保できます。
- しかしながら、令和9年度以降については、総数としてはこれまでの実績を超えるニーズ量が見込まれることから、必要な人材を確保、配置することと、令和10年度以降は、公

民連携によって 251 人分の保育量を確保します。

- 具体的には、令和 10 年度以降は、民間幼稚園 1 園と民間保育園 1 園を認定こども園に移行することによって、0 歳児 9 人分、1 歳児 30 人分、2 歳児 48 人分の園児の受け入れを確保します。そして、これによって、恒常的に保育士の確保に苦慮している公立保育園の負担軽減を図ります。

< 2 号認定（3～5 歳児の保育ニーズ）> の保育量の確保方策

- 3～5 歳児保育ニーズ量は、利用率が横ばいから微増で推移していくものの、こども数自体が緩やかに減少していく傾向にあることから、概ね減少基調で今後は推移していくことが見込まれ、令和 7 年度で 408 人、令和 11 年度で 355 人になることが予想されます。
- これに対して、町内にある 4 つの保育園では、令和 6 年度の利用定員（面積要件と保育士人員配置要件を加味した実質的な定員）が 503 人であることから、計画期間中の保育需要に十分応えられるだけのサービス量が確保できます。
- なお、令和 10 年度以降は、前述したように民間幼稚園 1 園と民間保育園 1 園を認定こども園へ移行する計画であることから、認定こども園の保育利用として受け入れる 3～5 歳児の園児分（150 人分）となります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策

(1) 延長保育（時間外保育）事業

保育園の保育時間は、平日午前8時30分から午後4時30分の8時間（保育短時間認定）と平日午前7時30分から午後6時30分の11時間（保育標準時間認定）があり、保護者の勤務時間や通勤時間等の理由で、この8時間または11時間を超えて行う保育事業を一般的には時間外保育（延長保育）事業と捉えています。

一方、子ども・子育て支援制度では、保育時間11時間（保育標準時間認定）を超えて行う保育事業を時間外保育（延長保育）事業としています。

これまで本町では、公立保育園3園で平日午前7時30分から午後6時30分の時間外保育（11時間以内の延長保育）を実施しています。また、民間保育園1園（大口中保育園）で平日午前7時30分から午後7時の時間外保育（11時間を超えての延長保育）実施しています

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数（人）	16	17	20	15	10

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み（人）	11	10	10	9	9
確保目標量（人）	11	10	10	9	9

※実績及び量の見込みと確保目標量は、保育時間11時間を超えて行う時間外保育（延長保育）について記載。

◆確保策

- 保育時間11時間を超えて行う時間外保育（延長保育）のニーズ量は、9～11人の横ばいで推移すると見込まれます。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

(2) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり：預かり保育）

町内にある2つの幼稚園では、保護者の就労形態の多様化に伴う社会ニーズに対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を確保するために、在園児を対象に教育時間終了後の預かり保育を実施しています。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
延べ利用者数 (人日)	8,258	7,704	8,416	9,025	8,595

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人日)	7,616	7,386	6,971	6,829	7,049
確保目標量 (人日)	9,025	9,025	9,025	9,025	9,025

◆確保策

- 幼稚園の預かり保育のニーズ量は令和7年度には7,616人と見込み、年度によってかなり増減があると見込んでいます。
- 町内2つの幼稚園では、令和元年度から令和5年度にかけて、最大9,025人の実績があることから、年間9,025人の預かり保育の提供が可能であると考え、確保目標量として設定します。
- 計画期間中の利用実績の推移を注視しながら、ニーズ量に応じた職員配置を適宜行うことによって、ニーズ量に見合うサービスを確保していきます。

(3) 一時保育事業等（幼稚園等における預かり保育以外）

保護者のパート勤務（週3日程度）や家族の病気、冠婚葬祭等様々な事情で、家庭での保育が一時的に困難になった場合、1か月につき14日を限度として未就学児（満1歳以上）を預かる非定型的保育・緊急保育（定員：6人）を大口中保育園で実施しています。

また、大口中保育園では、保護者の育児等に伴う心理的または肉体的負担を解消する等の私的な理由により、一時的に保育が必要な未就学児（満1歳以上）を預かる育児リフレッシュ保育も実施しています。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
延べ利用者数 (人日)	731	523	844	826	741

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人日)	708	714	717	718	736
確保目標量 (人日)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

◆確保策

- これに対して、現在の一時保育事業の定員は6人で、提供可能量 1,440 人日（6人×240日）の一時保育を大口中保育園で実施しており、今後もこの体制を維持し、計画期間中のニーズ量の見込みを満たすだけのサービス量を確保していきます。

(4) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

町内にある3つの児童センターで行う地域子育て支援事業を地域子育て支援拠点事業に位置付けています。

子育てコンシェルジュ的な立場での相談業務をはじめ、お楽しみ会やおしゃべりカフェ等の親子がゆったりと気軽に過ごせる場所を提供するなど、子育て支援センターが子育て支援の中核的な拠点となって、各児童センターと分担・連携を図りながら各種子育て支援拠点事業を実施しています。

また、本町が事業主体の子育て支援事業の他に、子育て支援のNPO等が保健センターや児童センターを会場に「親子ふれあい広場」を実施しています。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
ひろば（人日） 〔3歳までの親子を対象〕	1,718	1,273	1,154	1,058	1,068
なかよし（人日） 〔3歳になる親子を対象〕	1,052	1,027	767	572	844
親子ふれあい広場 （人日）	264	90	130	188	167
合計（人日）	3,034	2,390	2,051	1,818	2,079

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み （人日）	1,980	1,886	1,873	1,897	1,860
確保目標量 （人日）	3,034	3,034	3,034	3,034	3,034

◆確保策

- 利用者数のピークは3,034人日（令和元年度実績）であり、少なくともこれだけの利用者を受け入れることが可能であると捉えることができます。
- そこで、これを確保目標量として設定することによって、ニーズ量の見込に見合うサービス量を確保していくものとします。
- 令和7年度より、利用者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行うため、「ひろば」と「なかよし」の年齢による区分けをなくし「ひろば」に統合することで、子育て支援の充実をさらに図っていきます。

(5) 病児保育事業

病時期、病気回復期で幼稚園や保育園、学校等における集団生活が困難な児童（幼稚園児、保育園児、小学校１年生から３年生まで）を日中一時的に預かる病児・病後児保育を扶桑町内の医療機関において定員枠２名（本町と扶桑町）で実施しています。

核家族化が進み、周りに助けが求められない家族もいることから、一定のニーズがあり、今後も事業内容の充実を見据えながら継続して実施していく必要があります。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
延べ利用者数 (人日)	39	13	24	14	10
定員(人/日)	2	2	2	2	2

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人日)	39	39	39	39	39
確保目標量 (人日)	480	480	480	480	480

◆確保策

- 定員２人、年間４８０人日（２人×２４０日）の病児保育の提供が可能であり、ニーズ量の見込に十分対応でき、これを確保目標量として引き続きサービスを提供していきます。
- しかしながら、インフルエンザといった季節的に流行する感染症などによって利用が集中する事態も見受けられることもあることから、利用実績の推移を注視しながら、必要に応じてサービス提供体制の拡充を検討していきます。

(6) すくすくサポート事業（子育て援助活動支援事業）

「仕事と育児の両立のために」を目標に、「子育てのお手伝いをしたい」という人が援助会員に、逆に「子育ての手助けをして欲しい」という人が依頼会員に会員登録をし、お互いに助け合いながら、仕事等と育児を両立できる環境づくりを支援する制度として、すくすくサポート事業を実施しています。

この事業のコーディネーターを北児童センターに配置してマッチングを行っています。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
依頼会員 (人)	25	20	24	35	29
援助会員 (人)	5	4	6	7	6
合計	30	24	30	42	35
就学前児童 (人日)	157	7	61	22	21
就学児童 (人日)	0	0	0	3	4
合計	157	7	61	25	25

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人日)	157	157	157	157	157
確保目標量 (人日)	157	157	157	157	157

◆確保策

- 過去5年間で最大157人日（令和元年度）の利用実績があり、現行の会員体制でもその数値分のサービスが提供可能であると考えられます。
- そこで、157人日を確保目標量として見込み量に見合うサービス量を確保していくものとします。
- すくすくサポート事業は、お互いに支え合いながら地域ぐるみで子育てしていく事業の一つであり、本町の子育て文化を育んでいく上でも大切な事業です。ところが、すくすくサポート事業の認知度は決して高くないのが実情です。
- このため、乳幼児健診時や幼稚園・保育園における説明会の開催や依頼会員や援助会員の交流会等を充実するなど、本事業の周知を行い、援助会員と利用会員の双方の会員拡大と利用促進に努めていきます。

(7) 放課後児童健全育成事業

■現状

保護者（祖父母など同居人の成人を含む）が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童センターや学校敷地内専用施設など4か所を利用し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る放課後児童クラブを実施しています。

平日の授業終了後から午後6時30分まで事業を各児童クラブで実施しているほか、土曜日は、西児童センターにて午前8時30分から午後6時まで（※午前7時30分から午前8時30分まで延長時間）放課後児童クラブを開設しています。

また、本町独自制度として一時利用（保護者の急な都合等により児童が帰宅しても誰もいない時の一時利用）を実施しています。さらに、夏休み等の長期休暇期間中のみの利用者にも門戸を開放しています。加えて、保育園利用時とのギャップ解消の観点から、土曜日・夏休み等の学校休業日の利用開始時間を公立保育園の開始時間に合わせて、1時間早い午前7時30分から開始しています。

平日の利用者数（登録者数）、夏休み等の利用が増加傾向にあり、特に、夏休みの利用は、各児童クラブともに定員を大きく上回る状況にもなっています。

令和6年度には大口北児童クラブを定員180人まで拡大しましたが、令和5年の夏休み等には定員を上回る利用となっています。また、大口西児童クラブも定員を大きく上回る状況が続いているため、現在、施設整備を進めており、令和7年度に供用を開始する予定になっています。

増加する需要に応えていくため、条例基準の範囲内で受け入れに努めてきていますが、夏休み等の長期休暇期間における実施場所の確保や職員の確保が課題となっています。

■実績

(人)

		2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
通年利用	1年生	72	87	81	90	98
	2年生	59	75	79	90	90
	3年生	50	48	60	68	76
	4年生	21	40	23	41	45
	5年生	10	10	20	10	23
	6年生	4	2	2	6	4
	合計	216	262	265	305	336
(通年+夏休み等)	1年生	86	87	110	110	112
	2年生	86	75	95	113	102
	3年生	65	48	69	87	95
	4年生	40	40	40	55	62
	5年生	27	10	29	23	36
	6年生	7	2	3	14	9
	合計	311	262	346	402	416

■実績（一時利用）

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
年間総利用者数（人）	2,884	1,966	2,839	3,434	4,257
一時利用平均（人/日）	14.6	9.5	12.5	14.4	17.6

※一時利用平均は、年間総利用者数を年間総開設日数で除したもの

■施設別実績

			2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数 (人/日)	大口南 児童クラブ	平日	50	67	65	70	73
		一時利用平均	4.7	3.6	4.0	4.8	4.9
	大口北 児童クラブ	平日	91	110	112	137	157
		一時利用平均	5.9	3.5	5.5	5.8	8.0
	大口西 児童クラブ	平日	34	40	37	54	62
	西っ子 ファミリー	平日	41	45	51	44	44
		一時利用平均	4.0	2.4	3.0	3.9	4.6
	合計	平日	216	262	265	305	336
		一時利用平均	14.6	9.5	12.5	14.4	17.6
定員 (人/日)	大口南 児童クラブ	平日	75	75	75	75	75
	大口北 児童クラブ	平日	135	135	135	135	135
	大口西 児童クラブ	平日	45	45	45	45	45
	西っ子 ファミリー	平日	40	40	40	40	40
	合計	平日	340	340	340	340	340

			2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数 (人/日)	大口南 児童クラブ	夏休み等（平日+夏休 み等のみ利用）	80	67	87	92	95
	大口北 児童クラブ	夏休み等（平日+夏休 み等のみ利用）	132	110	147	175	184
	大口西 児童クラブ	夏休み等（平日+夏休 み等のみ利用）	46	40	61	80	93
	西っ子 ファミリー	夏休み等（平日+夏休 み等のみ利用）	53	45	51	55	44
	合計	夏休み等（平日+夏休 み等のみ利用）	311	262	346	402	416

■量の見込み

(人)

		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
通年利用	1年生	91	78	79	80	70
	2年生	95	93	80	82	84
	3年生	79	82	79	69	70
	4年生	49	48	49	48	42
	5年生	27	27	27	28	27
	6年生	5	5	5	5	5
	合計	346	333	319	312	298
(通年+夏休み等)	1年生	120	103	106	108	94
	2年生	113	109	93	94	95
	3年生	101	105	101	88	89
	4年生	70	69	70	68	59
	5年生	40	40	39	40	38
	6年生	14	15	15	15	15
	合計	458	441	424	413	390

■量の見込み（一時利用）

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
年間総利用者数 (人)	4,295	4,301	4,251	4,083	3,990
一時利用平均 (人/日)	16.8	17.1	17.3	17.5	17.6

■施設別量の見込み

			2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
利用者数 (人/日)	大口南 児童クラブ	平日	78	75	72	71	67
		一時利用平均	5.5	5.6	5.6	5.7	5.7
	大口北 児童クラブ	平日	155	149	143	140	134
		一時利用平均	7.0	7.1	7.2	7.2	7.3
	大口西 児童クラブ	平日	113	109	104	102	97
		一時利用平均	4.4	4.5	4.5	4.6	4.6
	合計	平日	346	333	319	312	298
		一時利用平均	16.8	17.1	17.3	17.5	17.6

			2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
利用者数 (人/日)	大口南 児童クラブ	夏休み等 (平日+夏休み等のみ 利用)	110	106	102	100	94
	大口北 児童クラブ	夏休み等 (平日+夏休 み等のみ利用)	198	191	183	178	168
	大口西 児童クラブ	夏休み等 (平日+夏休 み等のみ利用)	150	144	139	135	128
	合計	夏休み等 (平日+夏休 み等のみ利用)	458	441	424	413	390

■確保目標量

		2024 (R6) 定員	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
確保 目標量 (人/日)	大口南 児童クラブ	75	75	105	105	105	105
	大口北 児童クラブ	180	180	180	180	180	180
	大口西 児童クラブ	45	120	120	120	120	120
	西っ子 ファミリー	40	-	-	-	-	-
	計 (定員)	340	375	405	405	405	405
	夏休み等にお ける他施設利 用対応人数		83	36	19	8	-
	合計	340	458	441	424	413	405

■量の見込みとサービスの確保方策

- ここ5年程の間、放課後児童クラブ利用総数は、高学年の利用増もあったことから、平日、夏休みの双方とも一貫して増加してきました。ところが、令和7年度をピークに減少していくことが見込まれます。これは、令和7年度をピークに児童数が減少局面を迎えることによるものです。
- 現在、大口西児童クラブの新施設を整備していますが、それが令和7年4月に供用開始されると、大口西児童クラブの定員は現在の85人から120人まで拡大することから、総定員は375人となり、これによって、平日については、必要なサービス量に見合う定員を確保することができます。
- 一方、大口南児童クラブは現在大口南児童センターにおいて開設していますが、平日における利用者数が一時利用も含めると現状定員の75人を超えています。
- そこで、令和8年4月の供用開始をめざして、大口南児童クラブの施設を大口南小学校敷地内に整備することによって、定員を75人から105人に拡大していくものとします。また、これによって、これまで児童クラブ利用で占有されていた大口南児童センターを、誰もが自由に利用できるこどもの居場所という本来的な児童センターとして利用できるようにします。
- 夏休み等においては、上記の整備を進めたとしても令和7年時点で83人分の定員オーバーが生じることが予想されることから、臨時的に職員を拡充して小学校の体育館等の他施設で受け入れていく必要があります。
- 具体的には、大口南小学校区については、夏休み等の利用を含めても令和9年度以降は105人定員におさまることが見込まれます。令和7～8年度の大口南小学校区、大口北小学校区、大口西小学校区の夏休み等の利用者がそれぞれの児童クラブの定員を超えるような状況が生じることとも予想されます。そこで、定員を上回る利用については臨時的な職員の拡充と小学校の体育館等の他施設利用による弾力的な運営によって対応していきます。
- さらに、一時利用も各小学校区で緩やかに増加することが見込まれることから、必要に応じて定員を上回る利用への対応をしていきます。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業のショートステイは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設などにおいてそのこどもの養育・保護を行う事業です。また、トワイライトステイは、共働きや残業などで帰宅が遅く家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった時に、児童養護施設などにおいて夜間に子どもを預かる事業です。

どちらの事業も町内では実施していません。また、利用実績もありますが、必要になった時は、町外の児童養護施設で対応していくことになっています。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
延べ利用者数 (人日)	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人日)	0	0	0	0	0
確保目標量 (人日)	0	0	0	0	0

◆確保策

- これまでの利用実績とニーズ量の見込みのいずれもありませんが、必要になった時は、本町と委託契約を締結している町外の児童養護施設で対応していきます。

(9) 子育て支援センター事業（利用者支援事業）

利用者支援事業は、こどもとその保護者、または妊婦等の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

大口町子育て支援センターは、利用者支援事業（基本型）として、子育て支援員（子育てコンシェルジュ）を配置することによって子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等の役割を担うとともに、保健センターで実施する健診等に出向き、子育てサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行っています。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
延べ利用者数 (人)	8,970	3,980	3,843	5,411	6,571
月単位の最大来館 者数 (人)	951	559	460	655	689
基本型 (か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■量の見込みと確保目標量

【基本型】

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保目標量 (か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【こども家庭センター型】

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保目標量 (か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【地域子育て相談機関】

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保目標量 (か所数)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◆確保策

- 基本型については、引き続き子育て支援センターにおいて子育てに関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等の機能を強化することによって対応していきます。
- こども家庭センター型についても保健センターにおいて引き続き助産師、保健師等、母子保健事業に関する専門知識を持つ専門職を配置し、相談体制の充実を図ります。さらに、支援を必要とする妊産婦に包括的な支援を行うことができるよう、母子保健や子育て支援を行う関係機関とのネットワークの充実に努めます。
- 令和7年度より子育て支援センターに、地域子育て相談機関を設置し、専門家による相談体制の充実を図っていきます。

(10) 赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

乳児家庭の孤立を防ぐために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師が訪問し子育て支援の情報提供、母子の健康状態や養育の把握や保健指導を行う赤ちゃん訪問事業を実施しています。未熟児や虐待の疑い等がある家庭に対しては、担当地区の保健師が継続的な相談支援を行っています。

また、赤ちゃん訪問に加えて、主任児童委員や民生委員・児童委員がご家庭を訪問するドアノッキング事業を、本町独自の事業として生後5か月頃と1歳頃の計2回実施しています。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数 (人)	225	202	203	177	168

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人)	184	184	183	183	183
事業実施予定	有り	有り	有り	有り	有り

◆確保策

- 0歳児の推計人口から多胎妊娠の推計件数を差し引いた数を乳児家庭数として見込み、これらすべての家庭を対象に赤ちゃん訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談に応じていきます。
- また、赤ちゃん訪問事業と連携しながら、本町の独自事業であるドアノッキング事業を引き続き推進します。
 - ・実施体制：助産師：1人（嘱託）、保健師：1人（ハイリスク家庭の訪問）
 - ・実施機関：大口町保健センター

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭における適切な養育の実施を確保するために、訪問支援員（保健師・保育士等）がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

現在は、養育支援訪問事業としては実施をしていませんが、乳幼児健診の機会や乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）、本町の独自事業であるドアノッキング事業による主任児童委員や民生委員・児童委員の乳児家庭宅への訪問などを通じて、養育等の面でリスクを抱えている家庭である状況を把握した際には、保健師等につなげて、定期的な見守りとフォローアップを行うなどの体制が整っています。

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み（人）	0	0	0	0	0
確保目標量（人）	0	0	0	0	0

◆確保策

- 保健師、助産師等の専門職が対象家庭を訪問し、保護者の心身の健康や児童の養育に関する相談、助言、指導等を行う本事業について、必要に応じて対応していきます。

(12) 妊婦健康診査

妊娠中の定期的な健診の受診を促して安全に出産ができるように、14 回分の妊婦健診及び産婦健診受診票を発行し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数 (人)	348	321	315	283	263
うち多胎件数 (件)	0	0	0	1	0

■量の見込み

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
対象者数 (人)	184	184	183	183	183
健診回数 (回)	2,576	2,576	2,562	2,562	2,562

◆確保策

●0 歳児の推計人口から多胎妊娠推計件数を差し引いた数を妊婦健康診査の対象者数として見込み、すべての対象者に対して健康診査の受診を促進していきます。

- ・実施場所 医療機関委託による妊婦健康診査
- ・実施体制 母子健康手帳交付時に受診票を発行
- ・検査項目 国の示す標準的な検査項目
- ・検査回数 14 回
- ・その他 委託医療機関以外の受診は、扶助費で対応

(13) 幼稚園の給食における実費徴収にかかる補足給付事業

本事業は、幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園に通うこどもが当該施設から食事の提供（副食の提供に限る。）を受けた場合において、その保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、世帯の所得の状況等を勘案して、市町村がその一部を補助する事業です。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数 (人)	39	33	43	36	29

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人)	43	43	43	43	43
確保目標量 (人)	43	43	43	43	43

◆確保策

- 幼稚園にこどもを通わせている保護者のうち、生活保護世帯、年収 360 万円未満相当世帯及び第 3 子以降のこどもについて実費負担分を援助します。
- 令和 3 年度の実績である 43 人を見込み、実費負担分を援助していくものとします。

(14) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化において、保育園・認定こども園（保育部）を利用する人は必要な手続きはありませんが、認定こども園（教育部）は、保育の必要性があって預かり保育を利用する人のみ、幼稚園はすべての人が手続きをする必要があります。また、保育の必要性があって認可外保育施設等を利用する人は、無償化にあたってすべての人が手続きをする必要があります。

給付申請手続きにおいては、保護者にとってのわかりやすさや利便性を考慮しつつ、各利用施設の協力のもと申請書類の取りまとめを依頼するものとします。また、過誤請求・支払いの防止に努めつつ、施設等利用給付の公正かつ適正な支給を行います。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

本事業は、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐものです。

本町では、令和6年度から事業を開始しています。町内や近隣市町村における訪問介護サービス提供事業者に委託して実施しており、週3日以内、1日2時間以内、3か月毎にモニタリング・評価を実施し、対象となる家庭の意向を確認したうえで、継続実施の可否を決定しています。

■量の見込みと確保目標量

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人日)	2	2	2	2	2
確保目標量 (人日)	2	2	2	2	2

◆確保策

令和6年度の半年間の運営実績を基に2人を見込み、対応していきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

本事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものです。

利用が望ましい児童には、一時保護が解除され、児童相談センターから本町に指導委託や行政移管などを引き継いだ児童や虐待の相談を受けた児童、不登校等学校において課題を抱えた児童や発達に特性のある児童が想定されています。

本町では、これまでも該当する児童については、個別の状況に応じた対応を行っています。今後もこれまでと同様の対応を想定しており、本事業の実施の有無については、引き続き検討していきます。

(17) 親子関係形成支援事業

本事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

本町では、育児に不安のある保護者や世帯について集団で対応することよりも個別対応を行っています。今後もこれまでと同様の対応を想定しており、本事業の実施の有無については、引き続き検討していきます。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

本事業は、妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

本町では、出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、妊娠届出時と赤ちゃん訪問時（生後4か月まで）でそれぞれ面談を行っています。

■量の見込み

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み（人回）	552	552	549	549	549
確保目標量（人回）	552	552	549	549	549

◆確保策

- こども家庭センターで、1組あたりの面談回数を3回程度、相談支援を実施します。
- 出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として実施します。

(19) 産後ケア事業

本事業は、出産後１年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行うものです。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

本町では令和２年度より実施しています。

■実績

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
利用者数 (人)	-	3	2	2	3
延べ人数 (日)	-	6	4	6	15

■量の見込み

	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
量の見込み (人日)	15	15	15	15	15
確保目標量 (人日)	15	15	15	15	15

◆確保策

- これまでで最大 15 人日の利用実績があり、これだけの利用者を受け入れることが可能であると捉えることができます。
- そこで、これを確保目標量として設定することによって、ニーズ量の見込みに見合うサービス量を確保していくものとします。

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

本事業は、保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できるものです。令和8年の本格始動を前に全国各地でモデル事業の実施や体制づくりが進められています。

		2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
0歳児	量の見込み (時間)	-	1,920	1,920	1,920	1,920
	確保目標量 (時間)	-	1,920	1,920	1,920	1,920
1歳児	量の見込み (時間)	-	1,920	1,920	1,920	1,920
	確保目標量 (時間)	-	1,920	1,920	1,920	1,920
2歳児	量の見込み (時間)	-	1,920	1,920	1,920	1,920
	確保目標量 (時間)	-	1,920	1,920	1,920	1,920

◆確保策

- 0歳、1歳、2歳の定員が各1人、1日あたり8時間、年間240日の対応が可能であり、各歳1,920時間の対応となります。
- 令和8年度からの実施を想定しています。
- 実施場所や体制、手続き等については、引き続き検討が必要です。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保

- 第4章「基本目標3 すべての家庭での子育てを支援する」のうち「施策12：保育サービスの充実」で記述のとおり、幼稚園の認定こども園への移行、保育の質の確保、幼保連携の推進と保育園の効率的な運営により、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進に関する体制確保を進めていきます。
- 市内の民間幼稚園1園と民間保育園1園を令和10年度に認定こども園に移行するにあたって、必要な支援を行います。
- その他の幼稚園、保育園には認定こども園の制度の周知を進め、相談に応じるなどの対応を行います。また、町民に対しては、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の必要性和役割、幼稚園と保育園との違いなどについて、広報等を通じた周知に努めます。
- 保育の質を高めていくために、市内の4保育園合同の勉強会や周辺市町との合同研修会などを開催しています。また、発達障がい児やその疑いのある児童、アレルギー児への対応といった現場の課題について、学んだことを保育現場に活かすための取組も進めています。こうした勉強会等の開催にあたっては、必要に応じて幼稚園教員へ参加を促すことによって、保育のみならず幼児教育の質の向上にも努めています。
- 年齢に応じた質の高い教育・保育を提供するため、年2回、幼稚園教員と保育士との学びを深める場として療育支援連絡会を開催し、研修等を通してこどもの情報共有や保育園、幼稚園の相互理解を深めています。
- このほか、ふれあいまつりの中で毎年開催しているおおぐち子まつりには、幼稚園教員や保育士も企画・運営メンバーとして参加しており、幼稚園教員と保育士の協働・連携、交流の機会にもなっています。
- 今後とも引き続き、多様な勉強会や研修会の開催、こうした勉強会等への幼稚園教員の参加促進、行事等を通じた連携・交流などによって質の高い教育・保育の一体的な提供に努めていきます。
- さらに、「基本目標4 親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する」の「施策15：誰もが学ぶ楽しさを知る幼児教育・学校教育の提供」で記述のとおり、保育園・幼稚園、小学校、中学校の連携会議の開催、特別支援学級の交流会等を実施しています。これにより、幼稚園や保育園から小学校、小学校から中学校への進学タイミングで、こどもたちの円滑な就学に向けて、個々の情報が途切れることがないように、関係機関と連携して今後も取り組んでいきます。

6 その他のこども・子育て支援施策

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 乳幼児の保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業に入る時期の保護者や休業中の保護者に対して、本町のホームページやこども課の窓口などを通じて、保育園の利用申込に関する情報を提供します。
- また、第4章基本目標3「すべての家庭での子育てを支援する」のうち「施策09：総合的な子育て支援サービスの充実」「施策11：子育て情報の提供」で記述のとおり、北保育園に併設している子育て支援センターにおいて実施している利用者支援事業において、年度途中の入園に関する情報提供及び相談を行います。
- さらに、第5章の「3 教育・保育の量の見込みと確保方策」で記述のとおり、計画的に保育園の整備を行うなどによって、量の見込みに見合うサービス量の確保を図ります。

(2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する愛知県が行う施策との連携

1 児童虐待防止対策の充実

①こどもの権利擁護

- 第4章「基本目標1 こども・若者の権利を守り、希望の持てる次世代を育む」のうち「施策01：こどもの権利や条例の周知」で記述のとおり、こどもの権利の保障し、こどもが幸せに暮らせるまちづくりをめざして、大口町こども条例を制定し、町全体で取り組みます。
- また、「基本目標5 困難な状況にあるこども・家庭を支援する」のうち「施策21：児童虐待の防止と対策」で記述のとおり、こどもの権利・人権に関する啓発を推進します。

②大口町における相談体制の強化と関係機関との連携による児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 第4章の「基本目標2 健やかな妊娠・出産と親子の健康づくりを支援する」のうち「施策07：育児不安に対する相談体制の確保」等で記述のとおり、改正児童福祉法及び改正母子保健法に合わせて、令和6年4月に子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を統合して設置したこども家庭センターを拠点に、妊娠期からの切れ目のない相談支援を進めています。
- また、「基本目標3 すべての家庭での子育てを支援する」のうち「施策09：総合的な子育て支援サービスの充実」「施策11：子育て情報の提供」で記述のとおり、保護者が育児不安や悩み、ストレスを抱えたときに、子育て情報や相談窓口などの情報に容易に

アクセスできるよう努めます。

- そのうえで、児童虐待が起きてしまった時には迅速かつ的確な対応ができるように、第4章の「基本目標5 困難な状況にあるこども・家庭を支援する」のうち、「施策 21：児童虐待の防止と対策」で記述のとおり、地域の関係機関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の強化充実や、一宮児童相談センター等の関係機関との連携強化を図るなどの取組を進め、再発防止に努めます。
- 協議会の適切な進行管理を図るためには、専門的な知識及び技術を有する職員の計画的な人材確保、育成が必要です。県が実施する児童虐待等に関する研修、講習会などへの職員の参加等を通じて資質の向上、体制の強化を図ります。
- 加えて、転居ケース等における転居情報後の共有や引継ぎを含め、児童相談センター・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、I C Tの活用による情報共有等について、国や県の動向に応じて導入を検討します。
- さらに、一時保護等の実施が適当と判断した場合など児童相談センターの専門性や権限を要する場合には、遅滞なく一宮児童相談センターへの事案送致や必要な助言を求め、連携して対応していきます。

③発生予防、早期発見、早期対応等

- 児童虐待の発生を予防するため、第4章「基本目標2 健やかな妊娠・出産と親子の健康づくり」のうち「施策 05：妊娠中及び出産・出産後の親への支援」「施策 06：乳幼児期の親子の保健・医療の充実」「施策 07：育児不安に対する相談体制の確保」で記述のとおり、乳幼児健康診査や赤ちゃん訪問事業、ドアノッキング事業などを通じて、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握します。
- そのうえで、支援が必要な人に対するサポートプランを作成し、家庭支援事業の実施等の適切な支援につなげます。
- 「基本目標5 困難な状況にあるこども・家庭を支援する」のうち、「施策 21：児童虐待の防止と対策」で記述のとおり、児童虐待防止の啓発を行い、近所の家庭等において児童虐待が懸念される家庭を把握した場合等の通報窓口について、広報や様々な機会を通じて住民周知を図ります。
- すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を充実させるため、令和6年4月に児童福祉機能と母子保健機能を統合したこども家庭センターを設置しました。引き続き、学校、幼稚園、保育園、保健センター、児童センター等の関係部署・機関との緊密な連携を図ります。また、保健センターを通じて医療機関と町が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携を図ります。
- 虐待リスクを抱える家庭に、早期からの継続的な支援体制を構築できるように、児童虐待に精通した専門職員の確保・要請を進めます。
- これらによって、児童虐待のリスクのある家庭の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

④社会的養護施策との連携

- 養育に大きな困難を抱える家庭の生活の安定と自立を支援するため、一宮児童相談センターや愛知県女性相談支援センター、児童養護施設等の関係機関・施設との連携を図りながら、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができる母子生活支援施設への入所を促進するなど、社会的養護施策を進めます。

2 被害に遭ったこども等への適切な対応

- 第4章の「基本目標1 こども・若者の権利を守り、希望の持てる次世代を育む」のうち「施策02：こどもの権利を保障するための取組の推進」や、「基本目標4 親と子がともに学び育つ環境づくりを支援する」のうち「施策18：こどもが安全で快適に過ごせる環境づくり」で記述のとおり、交通事故や犯罪、いじめや自然災害、児童虐待などによって肉体的・精神的な被害を受けたこどもに対しては、相談やカウンセリングを実施するなど、適切な心のケアを実施します。

3 ひとり親家庭に対する生活支援

- 第4章の「基本目標5 困難な状況にあるこども・家庭を支援する」のうち「施策22：こどもの貧困問題への対応」の中での記述のとおり、ひとり親家庭のこどもが安定的に暮らせるようにするための支援を進めます。

4 障がい児の健全な成長の促進

- 第4章の「基本目標5 困難な状況にあるこども・家庭を支援する」のうち「施策20：障がいや発達に特性のあるこども、医療的ケア児への支援」で記述のとおり、障がいや発達に特性のあるこどもの健全な成長を促すため、障がいや発達の特性の早期発見と早期療育の推進や障がい児の教育・保育等の充実、医療的ケア児の通常保育や普通学級への受け入れ、大口町地域包括支援センターを核とした相談支援体制の充実などを図っていきます。

5 外国につながるこどもへの支援・配慮

- 第4章の「基本目標5 困難な状況にあるこども・家庭を支援する」のうち「施策23：外国にルーツを持つこどもやその家庭への支援」で記述のとおり、国際化の進展に伴い、本町においても増加する傾向にある外国にルーツのあるこどもとその家庭が教育・保育施設や子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、必要な支援や配慮を行っていきます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- 第4章の「基本目標3すべての家庭での子育てを支援する」のうち「施策14：多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの促進」で記述のとおり、男女共同参画の推進や企業の子育て家庭支援推進の働きかけ（愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録等の子育てや仕事と家庭生活の両立に関する登録認証制度の周知など）などを進めることによって、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの促進、多様な働き方に関する意識啓発を進めます。
- 第4章の「基本目標3すべての家庭での子育てを支援する」のうち「施策12：保育の充実」「施策13：放課後児童対策の充実」で記述のとおり、多様な働き方に対応した子育て支援を行います。

第6章 計画の推進

1 計画の周知

本計画は、本町が責任を持って推進していく行政計画であると同時に、こどもまんなか社会の実現を町民やこどもに関わる活動を実施している住民団体、こどもの育ちや子育てに関わる民間事業者などが積極的に推進主体になり、相互に連携・協力しながら、あるいは、町や他の行政機関と連携・協力しながら進めていく計画でもあります。

そのため、本計画を的確に実施していくためには、町を始めとした行政機関はもとより、多くの町民や民間事業者などが計画の主旨や理念を共有し、それぞれの立場と役割を認識しつつ、計画の実現に関わっていく「参画と協働」の精神が大切です。

そこで、広報おおぐちでのPRや本町のホームページへの掲載、計画概要版の配布などを行うことで本計画の周知に努め、こどもの権利を守り、地域ぐるみで子育て・子育てを支援する気運を醸成します。

2 庁内連携・協働による施策・事業の的確な推進

本計画の推進にあたっては、本計画に位置付けられた施策・事業を所管する関係各課と日ごろから連携・協働して取り組んでいくことが重要です。特に、戦略プロジェクトに位置付けた施策・事業については、一つのパッケージとして関係各課の連携・協働により、総合的かつ戦略的に進めていく必要があります。

このため、必要に応じて本計画に関わる関係各課で構成される庁内会議を開催するなどによって、情報と方向性を常に共有しながら、連携・協働により施策・事業を推進します。また、PDCAサイクルに基づき、毎年度施策・事業の達成状況や成果を把握・評価し、国等の制度改正などを注視しながら必要に応じて施策・事業の見直し・改善していくものとします。

一方、これまではほぼ一貫して200人を超えていた0歳児人口は、コロナ禍を機に160人まで激減し、その後も200人を下回る形で推移していくことが予想される中、少子化対策が大きな課題になっています。ところが、町政の分野別の個別計画にすぎない本計画では少子化対策を計画化するには限界があり、町全体の総合的な政策として大局的な見地から計画化し、その実現を図っていくことが今後の課題として残されています。そのための庁内体制を整えていくことが求められます。

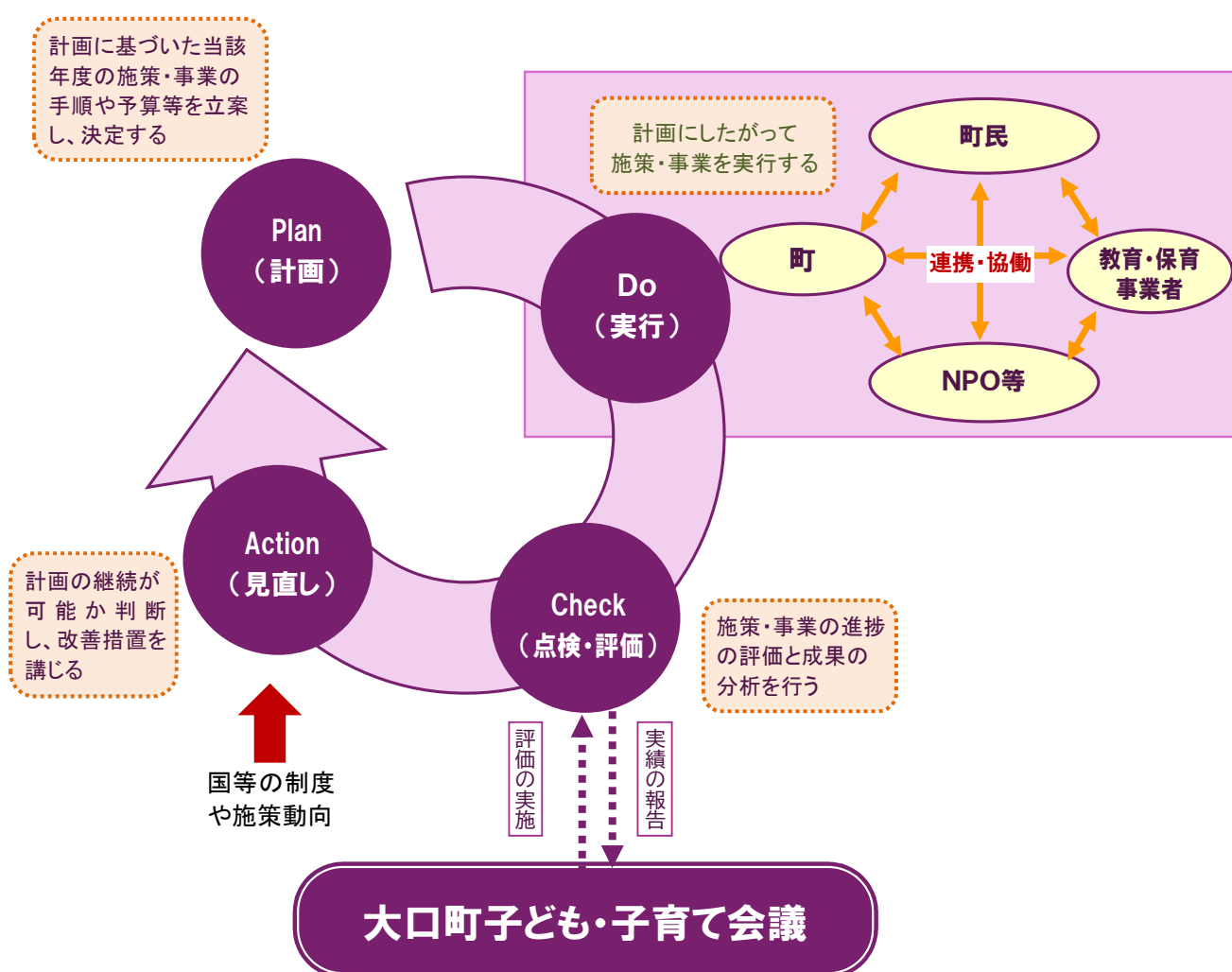
3 大口町子ども・子育て会議の開催による計画の進行管理

本計画は、町だけでは実現できる性格のものではありません。実施にあたっては、町民や町民団体、民間事業者等の参画が必要不可欠です。

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定とそれを根拠に制定した大口町子ども・子育て会議設置条例に基づき設置した「大口町子ども・子育て会議」では、町民や町民団体、民間事業者等の参画を得て、計画の策定から毎年度の点検・評価等の進捗管理について審議し、計画推進にあたっての助言などを行ってきました。

今後も「大口町子ども・子育て会議」を定期的を開催し、協働による計画の推進を図っていきます。特に、教育・保育事業の量の見込みや確保方策など、具体的な数値目標を設定した「第 5 章 子ども・子育て支援事業計画」部分については、実際の事業の利用状況や需要を適宜確認し、必要に応じて事業計画の見直しを行うなど、柔軟かつ迅速な対応に努めます。

図表 4-3：計画の進行管理の進め方の概念図（PDCAサイクル）



資料編

大口町子ども・子育て会議設置条例

平成26年3月31日

条例第4号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、大口町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 大口町次世代育成支援後期行動計画の推進に関する事項について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関する事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長とな

る。ただし、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開催することができない。

2 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（書面審議）

第7条 前条第1項本文の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の定めるところによる。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年9月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第11号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同)

役職	団体・役職名
会 長	学 識 経 験 者
副 会 長	子 育 支 援 団 体 代 表
委 員	学 識 経 験 者
	主 任 児 童 委 員 代 表
	小 中 学 校 P T A 代 表
	幼 稚 園 P T A 代 表
	民間保育所父母の会代表
	公立保育所父母の会代表
	幼 稚 園 代 表
	民 間 保 育 園 代 表
	小 中 学 校 校 長 代 表
	社 会 福 祉 協 議 会 代 表
	子 育 支 援 団 体 代 表
	学 校 教 育 課 長
	保 健 セ ン タ ー 所 長

策定経過

日時	内容
令和5年12月12日 ～令和6年1月9日	大口町子ども・子育て支援についてのアンケート 大口町に居住する就学前(0～5歳児)の子どもがいる世帯(就学前の子どもが複数いる場合は、末っ子の子ども)を対象として実施
令和6年5月23日	令和6年度第1回大口町子ども・子育て会議 ○委員自己紹介 ○正副会長選出 ○協議事項 (1) 大口町子ども・子育て支援事業計画の概要 (2) 大口町子ども・子育て支援に関する調査結果報告 (3) 大口町の子どもをめぐる状況 (4) 計画策定スケジュールについて
令和6年8月27日	令和6年度第2回大口町子ども・子育て会議 ○協議事項 (1) 大口町の子ども・若者と家族をめぐる状況について (2) 大口町子ども・子育て支援事業計画における見込み量について (3) 大口町こども総合プラン(第3期子ども・子育て支援事業計画含む)の骨子案について
令和6年11月7日	令和6年度第3回大口町子ども・子育て会議 ○報告・協議事項(全体会) (1) 「第1章 計画の策定にあたって」及び「第2章 大口町の子どもを取り巻く現状と課題」について (2) 「第3章 計画の基本的な考え方」について (3) 「第5章 子ども・子育て支援事業計画―サービスの目標量と確保方策」について (4) 「第4章 推進施策・事業について」 ○協議事項(分科会) 第4章 推進施策・事業について(基本目標1と4、2と5)
令和6年11月14日	令和6年度第4回大口町子ども・子育て会議 ○協議事項(分科会) 第4章 推進施策・事業について(基本目標1と4、2と5) ○報告・協議事項(全体会) ・各分科会からの審議結果の概要報告 ・全体を通しての意見交換
令和6年12月20日	令和6年度第5回大口町子ども・子育て会議 ○協議事項 (1) 「仮称：大口町こども総合計画」パブリックコメント案について【協議事項】 (2) 計画書の名称・愛称について【協議事項】 (3) パブリックコメントの実施について【報告事項】

日時	内容
令和7年2月10日 ～令和7年2月28日	「仮称：大口町こども総合計画」（案）パブリックコメントの実施
令和7年3月13日	令和6年度第6回大口町子ども・子育て会議 ○協議事項 （１）「仮称：大口町こども総合計画」パブリックコメントの実施結果について （２）「仮称：大口町こども総合計画」の承認について

大口町こども総合計画

発行：令和7年3月 / 大口町

編集：大口町健康福祉部こども課

〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目 35 番地

大口町健康文化センター 1 階

電話 0587-94-1222

URL <https://www.town.oguchi.lg.jp/>

E-mail kodomo@town.oguchi.lg.jp